

平成 27 年度
文部科学省委託調査

**「生涯学習施策に関する調査研究
～関係機関と連携した家庭教育支援の
取組及び地域における
家庭教育支援の実施状況について～」**

調査報告書

平成 28 年 3 月

株式会社 リベルタス・コンサルティング

目次

第1章 調査概要	1
1-1 調査目的	1
1-2 調査概要	2
第2章 連携事例調査	7
2-1 事例の紹介	7
2-2 家庭教育における連携のポイント	59
第3章 地方自治体における家庭教育支援の実施状況調査	65
3-1 家庭教育支援の体制・実施状況	65
3-2 家庭教育支援に関する学習機会の提供	69
3-3 家庭教育支援に関する個別相談業務	71
3-4 家庭教育支援の取組	77
3-5 家庭教育支援に関する展開方針や課題	92
参考資料	127

第1章 調査概要

本調査研究は、文部科学省生涯学習政策局からの委託を受けて実施したものである。調査概要は、以下の通り。

1-1 調査目的

家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭が抱える課題は複雑化していることから、学校や地域住民だけではなく、保健福祉機関や企業、NPO など様々な機関と連携して家庭教育の支援を行っていくことが必要となっている。

このため、学校、保育所、認定こども園、保健福祉部局、企業、NPO などの民間機関等の様々な機関と連携した家庭教育支援の好事例について収集・分析を行う。

併せて第3期教育振興基本計画の策定に向けて、第2期教育振興基本計画における成果指標の達成状況を把握するため、地方自治体における家庭教育支援の実施状況について調査を行う。

1-2 調査概要

1-2-1 連携事例調査

都道府県の家庭教育支援担当者に対して、都道府県内の連携事例（平成 27 年度現在も実施している事例）に関するアンケート調査等を行い、家庭教育支援に関する連携事例において類型化等の分析を探索的に行った。

(1)調査仮説

家庭教育支援に関する連携事例として、以下の 5 類型を想定し、調査・分析を行った。

類型	取組の例
①将来的に親となる中学生等への支援に関する連携事例	中学生・高校生が親となる心構えを身につけられるように、自治体と中高校や地域の団体（例：青少年育成団体、栄養士会）と連携し、学習機会の提供等を行う。
②未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例	未就学児を持つ親に対する学習機会の提供や相談事業を、家庭教育支援担当者が保健福祉部局や、保育所、認定こども園、子育て支援団体等と連携しながら実施する。
③学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例	小中高校の子供を持つ親に対する学習機会の提供や相談事業を、家庭教育支援担当者が小中学校や PTA、地域の人々等を連携しながら実施する。
④企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例	企業のノウハウを活用して、学習機会の提供や相談事業を幅広く行う。また、地域企業において、学習機会の提供や相談事業を行う。
⑤NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例	家庭教育に関するノウハウを有する NPO と連携して、学習機会の提供や相談事業を幅広く行う。

(2)調査方法

①都道府県アンケート

都道府県・政令指定都市の家庭教育支援担当者に対して、取組状況に関するアンケート調査等を行い、家庭教育支援に関する自治体と他組織との連携に関する事例収集を行った。

②事例調査

家庭教育支援に関する連携事例として5種類の分類を想定し、分類ごとに事例調査を行った。事例調査については、訪問ヒアリング、電話・メールヒアリング、文献調査を行った。

(3)調査対象

類型別の調査対象事例は、下記の通り。

類型	事例
①将来的に親となる中高生等への支援に関する連携事例	・越前市（福井県）「赤ちゃん抱っこ体験学習」 ・長岡市（新潟県）「思春期向け連続講座」 ・能代市（秋田県）「次代の親のための家庭教育関係講座」、「次代の親のための体験活動」
②未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例	・京都市（京都府）親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」等 ・宇都宮市（栃木県）「親学出前講座」 ・越前市（福井県）「家庭教育支援チームによる相談事業の実施、他課のセミナー運営サポート」
③学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例	・長岡市（新潟県）①子ども家庭課「就学時家庭教育講座」、「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」 ・長岡市（新潟県）② 学校教育課「地域連携フォーラム」、「いきいき教育推進懇談会」 ・越前市（福井県）「家庭教育サロン」「出かける家庭教育サロン」 ・宇都宮市（栃木県）「親学出前講座」

	<ul style="list-style-type: none"> ・福山市（広島県）「『親の力』をまなびあう学習プログラム」出前講座」
④企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市（栃木県）「親学出前講座企業等連携事業」 ・岐阜県 「企業における家庭教育・子育て支援等の推進に関する協定」 ・長岡市（新潟県）「企業向け出前子育て講座」
⑤NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市（熊本県）「家庭教育地域リーダー養成講座」 ・長岡市（新潟県）「子育て支援講座 Nobody's Perfect プログラム」 ・千葉市（千葉県）「NPO との連携による多数の講座・カウンセリングの実施」 ・宇都宮市（栃木県）「親学講座における NPO による託児サービスの活用」

1-2-2 地域における家庭教育支援施策に関する調査

地域における家庭教育支援施策の実態を把握するため、全国の都道府県及び市町村教育委員会へアンケートを実施した。

(1)アンケート調査対象

47 都道府県、1,741 市町村の教育委員会に対して、アンケートを実施し、家庭教育支援の取組の実態について把握を行った。

(2)アンケート調査項目

調査項目は、下記の通り。

- 自治体の基本状況（名称、公立小学校数）
- 家庭教育支援の体制・実施状況
- 家庭教育支援に関する事業
- 家庭教育支援に関する学習機会の提供（小学校区別に把握）
- 家庭教育支援に関する個別相談業務（小学校区別に把握）
- 家庭教育支援チームの取組
- 訪問型家庭教育支援の取組
- 家庭教育支援に関する展開方針や課題

※小学校区別の考え方は、下記の通り。

- ・ 広範囲の小学校区を対象として学習機会の提供や個別相談業務を行っている場合は、実施会場の所在地の住所をもとに小学校区を決定。明確に複数の小学校区を対象としている場合をのぞいては、その小学校区のみ該当するものとしている。

(3)アンケート調査期間

2015 年 11 月 30 日（月）～12 月 18 日（金）

(4)有効回収数

1,399 件 (回収率 78.2%)

区分	発送自治体数	回収自治体数	回収率
全体	1788	1399	78.2%
都道府県	47	47	100.0%
政令指定都市	20	17	85.0%
市区町村・計	1721	1335	77.6%
中核都市	45	36	80.0%
特別区	23	23	100.0%
市	725	618	85.2%
町	745	543	72.9%
村	183	115	62.8%

区分	小学校区数	平均小学校区数	回収小学校区数	回収率
全体	20357	11.4	16974	83.4%
政令指定都市	2956	147.8	2412	81.6%
市区町村・計	17401	10.1	14562	83.7%
中核都市	2366	52.6	1837	77.6%
特別区	840	36.5	840	100.0%
市	10901	15.0	9545	87.6%
町	2964	4.0	2124	71.7%
村	330	1.8	216	65.5%

第2章 連携事例調査

2-1 事例の紹介

家庭教育支援に関する以下の5分類の連携事例について調査を行った。

- a.将来的に親となる中高生への支援に関する連携事例
- b.未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例
- c.学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例
- d.企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例
- e.NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例

本節では、その結果として下記の自治体の事例を紹介する。

能代市（秋田県）	・「次代の親のための家庭教育関係講座」「次代の親のための体験活動」（a）
宇都宮市（栃木県）	・「親学出前講座」（b）（c） ・「親学出前講座企業等連携事業」（d） ・「親学講座における NPO による託児サービスの活用」（e）
千葉市（千葉県）	・NPO との連携による多数の講座・カウンセリングの実施(e)
長岡市（新潟県）	・「思春期向け次代の親育成事業」（a） ・「就学時家庭教育講座」「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」（c） ・「地域連携フォーラム」「いきいき教育推進懇談会」（c） ・「企業向け出前子育て講座」（d） ・「子育て支援講座 Nobody's Perfect プログラム」（e）
越前市（福井県）	・「赤ちゃん抱っこ体験学習」（a） ・「家庭教育支援チームによる相談事業の実施、他課のセミナー運営サポート」（b）


	・「家庭教育サロン」「出かける家庭教育サロン」(c)
岐阜県	・「企業における家庭教育・子育て支援の推進に関する協定」(d)
京都市（京都府）	・親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」等(b)
福山市（広島県）	・『親の力』をまなびあう学習プログラム」出前講座」(c)
熊本市（熊本県）	・「家庭教育地域リーダー養成講座」(e)

2-1-1 能代市（秋田県）

能代市の事例として、「a.将来的に親となる中高生への支援に関する連携事例」を紹介する。

(1)将来的に親となる中高生等への支援に関する連携事例 「次代の親のための家庭教育関係講座」、「次代の親のための体験活動」

■能代市の取組

 学校、保健福祉部局、青少年育成能代市市民会議と連携し、中学生・高校生対象の家庭教育講座、体験活動を実施

①取組の概要

a) 内容等

能代市では、「次代の親のための取組」として、中学生・高校生を対象とした家庭教育講座や体験活動を行っている。

「(次代の親のための) 家庭教育関係講座」は、中学生を対象とし、中学校の保健委員会等の時間を活用し、助産師による妊娠・出産、子育ての講話を通じて、性行動について適切な意思決定をする能力や態度を育てるとともに、自分の存在価値に気づき、よりよい人間関係を築けるようにすることを目的としている。

「次代の親のための体験活動Ⅰ(命の大切さ事業)」では、高校生を対象に、子育て支援センターで実施している事業に参加し、1歳未満の赤ちゃんを抱っこさせてもらったり、その保護者と交流したりすることで、育児や命の大切さについて考える体験の場を提供している。なお、参加の呼びかけは、高等学校の窓口となっている担当教員を通じておこなっている。

「次代の親のための体験活動Ⅱ(社会参加活動促進事業)」では、中学生・高校生を対象に、異年齢や異世代と交流する体験を通して社会性や自主性を身につけられるよう、青少年育成能代市市民会議会員の団体等が取り組む地域活動への参加を促す。なお、参加の呼びかけは、中学校・高等学校の窓口となっている担当教員を通じておこなっている。あいさ

つ運動や非行防止運動、交通安全呼びかけ運動、子供会育成など、さまざまな地域活動へ参加している。

b) 体制

「(次代の親のための)家庭教育関係講座」は、生涯学習・スポーツ振興課が中学校と連携している。役割としては、中学校は参加者のとりまとめ及び場の提供を行い、生涯学習・スポーツ振興課は講師依頼及び講師との打ち合わせを行う。

「次代の親のための体験活動Ⅰ(命の大切さ事業)」は、生涯学習・スポーツ振興課が、高等学校及び保健福祉部局(市民福祉部子育て支援センター)と連携して実施している。家庭教育支援事業推進会議(庁内関係部局による組織)で検討され、連携が行われるようになった。役割は、生涯学習・スポーツ振興課が活動のとりまとめ及び学校へ参加者募集チラシの配布を行い、高等学校は参加者のとりまとめを担当する。子育て支援センターは、活動の受入れ及び指導を行っている。

「次代の親のための体験活動Ⅱ(社会参加活動促進事業)」は、中学校・高等学校及び青少年育成能代市市民会議、生涯学習・スポーツ振興課と連携して行っている。高等学校のJRC(青少年赤十字)部・インターアクト部等の部活顧問がとりまとめ窓口となる。家庭教育支援事業推進会議(庁内関係部局による組織)で検討され、連携が行われるようになった。

なお、次世代の親のための事業を含めた保護者向け事業(家庭教育支援事業)は、事業全体で年間20万円程度となっている。

c) 実績・成果

平成27年度、「家庭教育関係講座」は23講座実施された。

「(次代の親のための)家庭教育関係講座」に関する家庭教育講座は1講座実施され、参加者数は延べ55名である。

「次代の親のための体験活動Ⅰ(命の大切さ事業)」及び「次代の親のための体験活動Ⅱ(社会参加活動促進事業)」は中学生37名、高校生55名を含む418名が参加し、活動数は11回であった。

②連携の内容・実施ポイント

a) 「(次代の親のための) 家庭教育関係講座」

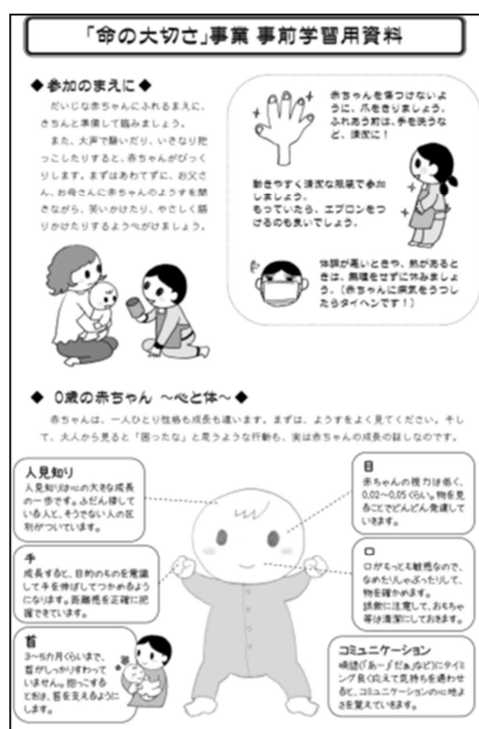
事業推進にあたり、発達段階を踏まえた学習機会を提供するためには、学校との連携が必須であるが、「(次代の親のための) 家庭教育関係講座」に関しては、中学校側からの講師派遣の要望が高かったことが契機となっている。

ただし、現在は、実施する学校が固定化されていることもあり、今後は全中学校実施へ拡大をしていきたいと考えている。

b) 「体験学習 I (命の大切さ事業)」

「命の大切さ事業」は、当初は保育園や幼稚園での保育体験を企図していたが、学校側と受入施設側の意識のギャップが大きく、また一生懸命子育てをしている保護者の姿を知ることが教育効果が高いということで、子育て支援センターへの活動の受入れを依頼した。

事前学習用に、下記のような資料を配布して、生徒の理解を深めているといった工夫もしている。



子育て支援センターが家庭教育支援事業推進会議のメンバーであることから、連携は比較的スムーズにおこなわれている。特に、子育て支援センター側の保護者へのはたらきかけによるところが非常に大きい活動だと感じている。

しかしながら課題として、受け入れ可能な人数に限界があることや、土日や長期休業期間中に実施する事業に合わせるため、受け入れ可能な回数にも限界があることがあげられる。今後の方針として、学校、保護者、保育所や幼稚園等と共通理解を図りながら、保育体験の場を拡大していきたいと考えている。

c) 「次代の親のための体験活動Ⅱ（社会参加活動促進事業）」

「社会参加活動促進事業」は、高等学校側から生徒指導・特別活動・キャリア教育の場として活動情報の提供の要望が高く、青少年健全育成の観点からもねらいが合致したため、青少年育成能代市民会議へ活動の受入を依頼し、連携することとなった。

年度はじめに、活動予定一覧表を高等学校へ配布し、さらに募集期間に応じて個別に詳しい内容を書いたチラシを配布している。

2-1-2 宇都宮市（栃木県）

宇都宮市の事例として、以下を紹介する。

- 「親学出前講座」(b.未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例、c.学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例)
- 「親学出前講座企業等連携事業」(d.企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例)
- 「親学講座における NPO による託児サービスの活用」(e.NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例)

○親学出前講座

宇都宮市では、平成 19 年度より、「子育て期に応じた学習機会の提供」を目的に、市の職員や企業等が出向き講座を行う「親学出前講座」を実施している。平成 27 年度には、庁内他課や市 PTA 連合会、企業等との連携講座を含め 54 のプログラムが用意されている。



「親学出前講座」は、宇都宮市教育委員会生涯学習課 2 名（社会教育主事）が中心となって運営している。さらに、各講座のプログラムは、生涯学習課の職員が担当するものに加え、他組織（他課、企業等）による講座となっている。講座の 54 のプログラムのうち 39 のプログラムは、教育委員会の他課、教育委員会以外の庁内他課、企業等が行うプログラムである。

出前講座であるため、開催場所の準備や集客については、「親学出前講座」に申し込んだ団体等が行う。なお、本事業における講師謝金は、原則無償となっている。

平成 27 年度には、145 講座（平成 26 年度 124 講座）を開催し、計 7,150 名（平成 26 年度 7,145 名）が参加している。

(1)未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例 「親学出前講座」

■宇都宮市の取組

-  庁内他課や企業と連携し、「親学出前講座」を幼稚園や保育園等で開催
-  遊園地や動物園、商業施設において親学イベントを開催

①取組の概要

a) 内容等

宇都宮市の「親学出前講座」は、主に幼稚園や保育園、地域の子育てサークル等の未就学児を持つ家庭が属する施設・団体においても実施されている。未就学児を持つ家庭向けにニーズのあるプログラムとしては、「生活リズム向上宣言」「子育て新時代～子どもの自己肯定感を育もう～」といったテーマなどがある。

さらに、「親学」の市民への浸透を図るため、市内にある遊園地や動物園、商業施設において親学に関するイベントの開催も行っている。

b) 実績・成果

平成 27 年度に実施された 145 講座のうち、幼稚園等での実施件数は 32 講座となっている。

②連携の内容、実施ポイント等

a) プログラム提供者である庁内他課との連携

未就学児を持つ家庭向けのプログラム提供者として、生涯学習課の他に、市の教育センター（「小学校入学に向けた幼児期の子育て」）、男女共同参画課（「欲張って生きよう！～ワーク・ライフ・バランス～」）、子ども家庭課（「STOP！児童虐待」）などがあげられる。

「親学出前講座」は、第 2 次宇都宮市地域教育推進計画に基づき実施している事業である。その際、生涯学習課だけではなく、教育委員会、さらには市庁全体で取り組んでいる。そのため、連携している各課においては、「親学出前講座」の担当が決められており、生涯学習課は、各課の担当とやりとりをしながら事業を進めることになる。担当者が明確に決

められているため、連携はスムーズにしている。

また、他の課にとっても、連携講座は、子供を持つ親と直に接する機会となっていることがメリットとなっている。

b) 親学出前講座の受入側である幼稚園や保育園との連携

親学出前講座の受入団体（申込団体）として、幼稚園や保育園がある。毎年年度初めに、市内全部の幼稚園、保育園に対して、親学出前講座の案内、プログラム一覧表、申込用紙を配布して、講座のPRをしている。また更なる周知を図るため、市幼稚園連合会と連携し、連合会の会報紙に親学出前講座の情報を含めた内容の記事を掲載した。

なお、幼稚園・保育園での講座においては、その特徴（親の仕事状況や子供と接する時間の長さなどの違い）にあわせて、事例紹介の内容を変えるなどの工夫を行っている。

c) 遊園地や動物園、商業施設との連携

「親学」の市民への浸透を図るため、市内にある遊園地や動物園、商業施設において親学に関するイベントを開催した。これは、親子連れが多く集まる場所において親学出前講座を行うことによって、関心の低い層にも家庭教育支援を届けるのがねらいである。



生涯学習課から、遊園地や動物園、商業施設にコンタクトを取り、親学出前講座の趣旨を説明し、講座（イベント）を行うことの了解を得た。

親学出前講座を行うことが、遊園地や動物園、商業施設などにもプラスに働くように、普段の講座のエッセンスを取り入れつつ、集客にもつながるような内容としている。具体的には、「生活リズム」など親に関心をもってもらえるようなテーマを選び、かつクイズ形式にするなど、不特定多数の人が集まる場所でもメッセージが伝わるようにしている。さらに、宇都宮市のマスコットキャラクター「ミヤリー」と一緒に講座をするなど、子供にも関心をもってもらえるような工夫をしている。



(2)学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例 「親学出前講座」

■宇都宮市の取組

-  庁内他課や企業と連携し、「親学出前講座」を小中学校や PTA 研修会等で開催
-  小学校の就学時健康診断において「家庭の教育手帳」の配付を実施。

①取組の概要

a) 内容等

宇都宮市の「親学出前講座」は、小中学校（就学前健診や保護者会等）や PTA の各種研修会、放課後子ども教室の指導員研修等においても実施されている。学齢期の子供を持つ家庭向けの講座としては、「生活リズム向上宣言」「子育て新時代～子どもの自己肯定感を育もう～」などのテーマの他、学校教育課等が行う「親子で学ぼう」スマホ・ケータイや「いじめ」をテーマとした講座もニーズがある。

さらに、生涯学習課と宇都宮市 PTA 連合会による連携講座も行っている。

b) 実績・成果

平成 27 年度に実施された 145 講座のうち、小学校・中学校等での実施件数は 53 講座となっている。

②連携の内容、実施ポイント等

a) 宇都宮市 PTA 連合会との連携講座

宇都宮市 PTA 連合会との連携講座として「話し合ってみようみんなの子育て～親の振り返りカードを用いて～」を行っている。宇都宮市 PTA 連合会が作成・実施した「親の振り返りカード」の調査結果を通して、子育て観を考えていくワークショップ形式の講座となっている。

親の振り返りカード

子育ては、ひとりではできません。子どもは、ひとりでは育ちません。
親は言葉に育てている。子どもは行動で大人へと成長しています。
心豊かでたくましく生きる子どもを育てるために、宇都宮市PTA連合会の体験を踏まえ、
「親の振り返りカード」を改訂いたしました。
子どもたちが喜んでともに遊び、成長できるように、「親の振り返り」を行い、親とし
ての役割をみつめてみてはいかがでしょうか。

※できていない項目に○をつけましょう

振り返り項目	保護者 男性	保護者 女性
1 自分から進んで家族や地域の方へ挨拶をしています。		
2 言葉づかいに注意しています。		
3 「早寝・早起き・朝ごはん」等、子どもの基本的な生活習慣の定着に努めています。		
4 子どもの遊び習字を、ゲームやTVに任せていません。		
5 子どもの話をしっかり聴いています。		
6 子どもを十分に褒め、子どもに愛していることを伝えています。		
7 子どもが自ら考え、行動できるように、しっかり見守っています。		
8 家族間で守らなければならない明確な約束があります。		
9 携帯電話の危険性を理解し、正しい使い方について家族で話し合っています。		
10 親の都合で一方的に怒るのではなく、子どもにとって意味のある叱り方をしています。		
11 子どもの感じ方や安全警備を、学校任せにしていません。		
12 子どもの前で、友達や先生の悪口を言っていないです。		
13 家族で十分話し合う時間を持っています。		
14 子どもに、お手伝いやボランティアの機会を与えています。		
15 学校を良くするための活動や学校行事・PTA行事に積極的に参加しています。		
16 地域を良くするための活動や地域行事等には子どもと一緒に参加しています。		
17 親戚やご近所などの、最近なお付き合いを大切にしています。		
18 非常時に備え、連絡手段や避難先を家族で話し合っています。		
19 非常時に備え、水や食料(3日分程度)、防災用品を準備しています。		
20 生まれてきたことに感謝し、自分自身を大切にしています。		

あなたが一番大切な宝物は何ですか？

「親の振り返り」の感想をお聞かせください。

宇都宮市PTA連合会 教育課題委員会(2011(改訂)年度改訂)

[出所]宇都宮市 PTA 連合会 WEB サイト

b) プログラム提供者（庁内他課、企業等）との連携

「親学出前講座」のプログラムは、生涯学習課が行う講座の他に、学校教育課（「いじめから子どもを守るために」等）、学校健康課（「学校・家庭における食育の取組」等）、教育センター（「学習や集団生活につまずきがある子への理解」等）等の庁内他課や民間企業（「ケータイ安全教室」等）が行う講座がある。年間の講座の半数程度は、生涯学習課以外の連携先の講座となっている。

連携先が行う講座については、生涯学習課の職員の同席がない場合もあることから、全ての講座において、子供の「自己肯定感の醸成」に関するリーフレットと親学出前講座アンケートを配るようにしている。

リーフレットを渡すことで、どの講座でも宇都宮市の家庭教育支援の考え方の核を伝えるようにしている。さらにアンケートを行い、全ての内容を生涯学習課の担当が目を通すことで、受講者の反応を把握し、連携による講座を含めた今後の親学出前講座の運営に役立てるようにしている。

c) 小学校との連携



宇都宮市では、関心のない層にも家庭教育支援を届けることも重要な課題のひとつとして考えている。そこで、平成 27 年度は、多くの親が集まる「小学校の就学時健康診断」での親学出前講座の開催に力を入れた。

年度当初に開かれた小学校の校長会議において、就学時健康診断時における親学出前講座の活用について周知を図った。加えて、様々な機会を捉えて管理職等に個別に依頼などを行った結果、平成 27 年度は、就学時健康診断で 11 講座が開催された。

さらに、小学校における家庭教育に関する情報提供として、「家庭の教育手帳（小 1～小 4、小 5～中 3 の 2 分冊）」や「親学と子どもの情報誌こどもるっくる」を学校を通じて、中学校 3 年生までの全児童・生徒とその親に配布を行っている。「家庭の教育手帳（小 1～小 4）」については、就学時健康診断等で配付している。

(3)企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例「親学出前講座企業等連携事業」

■宇都宮市の取組

-  企業が専門性を活かして講座を行う「親学出前講座企業等連携事業」を実施。現在、10社・団体と連携。
-  企業内研修会において「親学出前講座」を実施。

①取組の概要

a) 内容等

「親学出前講座」の一環として、市内の企業等と連携し、企業の専門性を活かして講座を提供する「親学出前講座企業等連携事業」を行っている。平成27年度は、「親学出前講座」の54のプログラムのうち、18のプログラムが企業から提供されている。

この他、普段仕事等の理由により、家庭教育支援講座に参加できない保護者を対象に、企業内研修会において「親学出前講座」を実施している。

b) 体制

「親学出前講座企業等連携事業」の講座講師として、現在10社（※次項参照）が参加している。

c) 実績・成果

平成27年度には、「親学出前講座」全体では145講座が開催されたが、このうち38講座が企業による出前講座となっている。

また、企業内研修会における「親学出前講座」は、平成27年度は2社で行われた。

②連携の内容、実施ポイント等

a) 企業の開拓

「親学出前講座企業等連携事業」に協力してくれる企業は、独自に出前講座を行っているなど教育に関心の高い企業を探し出して、個別にコンタクトを取り、「親学」の趣旨を説明して回った。

また、宇都宮商工会議所や清原工業団地管理組合などの企業団体に働きかけ、会報誌へ「親学企業連携」関連記事を掲載してもらうほか、企業の総務担当者等が集まる機会に向き、「親学デモ」を実施している。

申込用紙等の書類については、全て生涯学習課のHPに掲載している。最近、関心をもった企業の方から声がかかり、連携に結びついた。

b) 講座実施の流れ

どの企業がどんな講座を行うかは、HP等の講座プログラム一覧表に掲載されている。講座開催を希望する団体（幼稚園・保育園、小中学校、子育てサークル、PTA等）は、申込用紙（希望プログラム、日時、会場等を記載）を宇都宮市（生涯学習課）に提出する。それを受けた市は、協力企業にコンタクトをとり調整を行い、結果を申込団体に伝える。その後、協力企業と申込団体で事前打ち合わせを行い、講座を開催することとなる。

なお、講座については、企業の利益追求にならず、家庭教育力向上に寄与する内容をお願いしている（CSR活動の一環として行ってもらっている）。

図表 2-1 企業連携講座の講座の例

元気な腸で生き生き長生き ～腸の健康を守る食育～	宇都宮ヤクルト販売株式会社
ケータイ安全教室 ～子どもをトラブルから守るために～	株式会社ドコモCS栃木支店
クッキングサロン～牛乳・乳製品を通した食育～	株式会社明治関東支社
エコ・クッキング ～食育や環境教育のために～	東京ガス株式会社宇都宮支社
保健師から見た家族の健康	一般財団法人栃木県社会保険協会
薬物乱用防止講座	宇都宮おおるりライオンズクラブ
花を通して優しい心を育てよう ～親子で寄せ植え・フラワーアレンジメント体験～	藤野グリーンセンター
しあわせのタネをまこう ～転んでも起き上がれるために～	とちぎいやしの園芸研究会
ミルクワークショップ～わくわく体験を通して牛乳のことをもっと知ろう！～	栃木県牛乳普及協会
わが家の安心ライフプラン ～子どもの教育費を考える～	投資と学習を普及・推進する会 (NPO法人エイプロシス)

また、協力企業が忙しいこともあり、講座開催のやりとりは、どうしても電話中心になってしまう。そこで、年に1回は協力企業担当者と会って話をする機会を設けている。

c) 企業内研修会としての「親学出前講座」の実施

企業内研修会において「親学出前講座」を開催している。平成25・26年度は、病院での看護師向け研修の一環として「親学」を実施した。

企業の人事担当者などに企業内研修としての「親学出前講座」をPRしてきたことに加えて、生涯学習課（人材かがやきセンター）が主催している20代～40代の就労世代向けの講座等に参加している受講者にもPRを行ったところ、そのような講座に来る受講者は、家庭教育への関心も高い人が多く、企業内での働きかけの結果、平成27年度には新たな企業での「親学出前講座」の開催につながった。

(4)NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例 「親学講座における NPO による託児サービスの活用」

■宇都宮市の取組

 生涯学習センター等の親学講座で、NPO と連携し託児サービスを提供

①取組の概要

a) 内容等

宇都宮市では、未就園児を対象とした家庭教育支援講座を、家庭教育支援団体と連携し、生涯学習課が管轄する人材かがやきセンターや市内にある 18 生涯学習センターにおいて開催している。

例えば、人材かがやきセンターでは、平成 27 年度に「親学スペシャル 家庭教育支援者のための子育てハッピーアドバイス」など親学に関する 3 つの講座が開催された。

その際、効果的な講座にするため、NPO(パパママ応援隊)と連携し、講座に合わせた託児サービスを提供している。

b) 体制

人材かがやきセンターの講座は、主催が人材かがやきセンターである。その際の託児サービスを、NPO(パパママ応援隊)にお願いしている。

②連携の内容、実施ポイント等

これまでは、講座の託児サービスは、託児ボランティア講座の修了生に個別にお願いするという形を取っていた。だが、講座の度に 1 人 1 人に連絡調整を行わなければいけないため、調整が大変だった。また、個人であるため、保険加入などの問題があった。

そこで、市内で活躍する NPO(パパママ応援隊)と連携し、講座における託児サービスを、一括してお願いすることとした。その結果、上記の問題がクリアされた。


前述の「親学出前講座」においても、NPO(パパママ応援隊)の託児サービスを活用している申込団体もある。

2-1-3 千葉市（千葉県）

千葉市の事例として、「d.NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例」を紹介する。

(1)NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例 NPO との連携による多数の講座・カウンセリングの実施

■千葉市の取組

 様々な NPO との連携で「思春期の子供を持つ保護者への講座・カウンセリング」「子どもへの暴力防止プログラム」「スマートフォンの危機管理講座」等を実施

①取組の概要

a) 内容等

千葉市では、様々な NPO との連携により、多数の家庭教育支援講座やカウンセリングを実施している。

NPO 法人「日本共創カウンセリング協会」を講師として招き、「思春期の子供を持つ保護者への講座・カウンセリング」を実施した。思春期の子供を持つ保護者を対象とし、子供と共に思春期を乗り切るために必要な知識や態度を学ぶことを目的として、子供とのふれあい方や意識の持ち方、過ごしやすい環境づくりを学んだ。講座終了後、参加者へのカウンセリングを実施した。子供の思春期特有の心理状態を知ることにより、状態に合わせた言葉の使い方、接し方を学ぶ。

NPO 法人「CAP ぽけっと」との共催により「CAP～子どもへの暴力防止プログラム～」講座を実施している。すべての大人を対象として、ロールプレイ方式により、大人が子供の暴力防止のために果たす具体的な支援方法について考えた。CAP とは Child Assault Prevention の頭文字をとったもので、「子供への暴力防止」という意味で、子供の人権意識を高め、様々な暴力から自分の大切な心と体を守る力を引き出すプログラムである。

NPO 法人「企業教育研究会」との連携で、スマートフォンの具体的な危機管理について、「ネット上に出来た居場所・ネット上のつながり依存・セーフティネットの地域作り・

被害にあったアプリの実機体験」等の具体的な事例をもとに学んだ。

b) 体制

各 NPO 法人との連携方法は、さまざまとなっている。

「思春期の子供を持つ保護者への講座・カウンセリング」の講座は、千葉市家庭教育支援チーム「こもんず」が日本共創カウンセリング協会と連携して行っている。なお、「こもんず」は生涯学習課の所管である。講座を主催する「こもんず」は様々な学習機会の提供、地域ネットワークの構築を担っている。また、日本共創カウンセリング協会は講座の提供、実施を担当している。

「CAP～子どもへの暴力防止プログラム～」は、NPO 法人「CAP ぼけっと」の教育プログラムを、共催の形で講座を開催した。

「スマートフォンの危機管理講座」は、千葉県警によるインターネットの適正な使用に関する講座との連続講座の一講座として、NPO 法人「企業教育研究会」に講座を担当してもらった。なお、NPO 法人「企業教育研究会」は、千葉大学教育学部、静岡大学教育学部、兵庫県立大学を基盤として活動する「企業と連携した授業づくり」を専門とする NPO である。授業のコンテンツ開発や実施校の募集、授業実施までをサポートしている。教育学部を基盤とした NPO であるため、全国の学校とのネットワークを生かした質の高い授業・教材の提供が可能となっている。

講座実施の際の役割は、基本的に参加者の募集や広報、司会進行などは家庭教育支援チームが担当している。広報については、チーム内で分担しながら募集のチラシを作成し、活動している中学校区の小中学校、公民館、図書館、保健センター等に配布や掲示をしている。講座の様子については年 4 回発行の広報誌で伝えている。

なお、「こもんず」の予算は約 27 万円である（チーム員謝金、講師謝礼など）。

c) 実績・結果

「思春期の子供を持つ保護者への講座・カウンセリング」講座は、「こもんず」が日本共創カウンセリング協会と連携し、平成 25 年 11 月、地域住民・保護者等を対象に講座を実施された。参加人数は 19 名であった。具体的な例を聞きながら、思春期の子供の心理状態を知る・理解する貴重な機会となった。また、わかりやすい説明で、保護者の子育ての悩み解決につながった。

「CAP」プログラムは平成 26 年 11 月に実施され、参加者は 85 名であった。講習会では子供たちに提供されるプログラムを実際に体験することができた。ロールプレイ(寸劇)を見ながら、大人が子供に対し何ができるか、またその具体的なサポートの仕方を学んだ。プログラムの内容は、①安心・自信・自由の権利 ②いじめ・誘拐・性暴力・相談等シーンのロールプレイ ③トークタイムであった。

②連携の内容、実施ポイント等

a) ネットワークを通じた連携先の開拓

日本共創カウンセリング協会との連携は、日本共創カウンセリング協会の会員であった当時の中学校長の紹介で講座が行われることになった。これまで、思春期の子供を持つ親を対象とした講座はあまり実施していなかったため、本講座が企画されることとなった。

講座開催の際は、家庭教育支援チーム員が自主的に企画し、外部から講師を呼んで実施している。NPO 法人「企業教育研究会」については、地域にある団体等を巻き込みながら事業の展開を図るという案が以前から出ており、地元の NPO 法人として今後の地域ネットワーク作りに協力してもらうために講座を依頼した。

「CAP ぼけっと」については、千葉市では「児童虐待防止啓発事業業務委託 (CAP ワークショップ)」の委託先が「CAP ぼけっと」である関係から講座実施につながった。

b) 今後の方針

日本共創カウンセリング協会と連携した講座については、実施時期・場所・時間など、アプローチの更なる検証が必要とされる。今後の方針として、思春期などの難しい年頃の子供の心の働きを知る機会や、悩みを話す機会はあまり多くないため、より効果的な場所や時期などを検証しながら、継続して実施できるようにする。


2-1-4 長岡市（新潟県）

長岡市の事例として、以下を紹介する。

- 思春期向け次代の親育成事業（子ども家庭課）（a.将来的に親となる中高生等への支援に関する連携事例）
- 就学時家庭教育講座、家庭で子どもに手伝いをさせよう運動（子ども家庭課）（c.学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例）
- 地域連携フォーラム、いきいき推進懇談会（学校教育課）（c.学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例）
- 企業向け出前子育て講座（子ども家庭課）（d.企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例）
- 子育て支援講座 Nobody's Perfect プログラム（子ども家庭課）（e.NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例）

(1)将来的に親となる中高生等への支援に関する連携事例「思春期向け次代の親育成事業」

■長岡市の取組

 子ども家庭課が中学校・NPO と連携し、中学生を対象にした「思春期向け次代の親育成事業」を実施

①取組の概要

a) 内容等

中学生を対象に、将来的に子供を産み育てていくことも視野に入れて、しっかり自分のライフプランや家族像を考えてもらうことを目的に、乳幼児や親子とのふれあいを通じ、幼い子供に対しての愛着や命の大切さを学びながら、自己肯定感や自尊心を育む取組として、「思春期向け連続講座」を実施している。平成 24 年度から取組を開始した。参加校を募集し、命の大切さをテーマにした講座と、親子とのふれあいを目的としたグループワークを連続講座として行う。

b) 体制

「思春期向け次代の親育成事業」は、長岡市教育委員会子ども家庭課の事業である。平成 27 年度は、中学校 2 校において実施した。

2 校のうち、1 校は「NPO 法人多世代交流館になニーナ」に委託して行い、1 校は子育てなんでも相談員「子育てコンシェルジュ」が担当した。なお、NPO に委託した講座は NPO 職員が講師を務め、子ども家庭課が担当した講座は、助産師が講師を務める。

2 校とも参加校の募集、実施校の決定、学校との連絡調整は子ども家庭課が行っている。まだ講座を実施したことがない学校を優先して子ども家庭課で選定する。学校側は授業の一環として取組を受け入れている。

子ども家庭課が NPO 委託費、講師の謝金、協力親子へのお礼（図書券）を担当している。

c) 実績・成果

平成 27 年度は 7 校から希望があり、その中から選定された 2 校で実施した。「になニーナ」が実施した講座には中学校 3 年生 6 クラス、119 人が参加した。「親子とのふれあい、グループワーク」には、中学生に加えて、親子 24 組が参加した。講座・グループワークはそれぞれ 1 クラス 50 分であった。

子ども家庭課の子育てコンシェルジュが実施した講座には中学校 3 年生 1 クラス 36 人が参加し、グループワークには中学生に加えて親子 8 組が参加した。講座・グループワークはそれぞれ 50 分であった。

参加した中学生からは、「妊婦さんの大変さ、子育ての大変さを知った」、「命の大切さを改めて感じた」、「赤ちゃんを抱っこしていたら自然と優しい気持ちになれた」などの感想があった。参加した母親からも「中学生と話し、自分の子育てに前向きな気持ちになれた」、「赤ちゃんとのふれあい、それぞれいろんなことを感じてもらえてよかった」などの好意的な声が多く聞かれた。

なお、今後は、取組を拡大し、NPO への委託で 10 クラス、子ども家庭課の直営で 5 クラス、全部で 15 クラス程度実施したいとの考えをもっている。

②連携の内容・実施ポイント

a) NPO の経験・ノウハウを活かした講座の実施

講座は、より多くの学校で実施するため、子ども家庭課と子育て支援のノウハウを持つ NPO 法人「になニーナ」との連携で実施されている（平成 27 年度は実施校 2 校のうち、1 校を「になニーナ」に委託）。

「になニーナ」の講座は、2 箇所で行われた。1 つは、中学校において、バースコーディネーターが講師の講座を行った。もう 1 つは、「になニーナ」が運営を委託されている子育ての駅「ぐんぐん」において「親子とのふれあい、グループワーク」を実施した。

なお、「子育ての駅」は多世代の交流を目的に、乳児からお年寄りまでが集える場所の提供を目的とし、長岡市オリジナルの、「保育士のいる屋根付き公園」というコンセプトのもとに建設された施設である。子ども家庭課（ソフト分野）と公園緑地課（ハード分野）を統合させて実現、市内全地区に計 13 の「子育ての駅」がある。「になニーナ」は、子育ての駅「ぐんぐん」を運営するなかで、親子の協力を得て交流体験などを行った。

b) 子育て経験を持つ「子育てコンシェルジュ」の活用

思春期の生徒相手に子育て講座を行う本事業は、家庭教育に関する経験・ノウハウが不可欠となる。そこで、子ども家庭課が担当した学校は、子育てコンシェルジュが講座を行う。子育てコンシェルジュは、前述の「子育ての駅」に相談員として派遣されており、子育て経験があり、熱意がある人が採用されている。

「思春期向け連続講座」では、学校と子育てコンシェルジュが中心になって打ち合わせを行い、内容等について決定している。



c) 協力親子の確保のための工夫

本取組においては、協力親子の確保が一番難しい。そこで、子育ての駅や子育て支援センターを利用している方に直接声をかけたり、他の支所からも呼びかけをしてもらっている。

(2)学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例①

子ども家庭課「就学時家庭教育講座」「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」

■長岡市の取組

-  市内の小学校、学校教育課の指導主事等や大学等と連携し、「就学時家庭教育講座」を実施
-  市内の小中学校、市 PTA 連合会と連携し、「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」を実施

①取組の概要

a) 内容等

長岡市教育委員会子ども家庭課では、学齢期の子供の保護者を対象にした取組として、「就学時家庭教育講座」と「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」を実施している。

「就学時家庭教育講座」は、就学時健康診断や新入生体験入学等のすべての保護者が集まる機会を利用して行っている。新1年生になる全ての保護者に対して、家庭教育についての基本的な事項や、学校（教育委員会）として保護者に知っておいてもらいたい共通の内容を伝えることにより、保護者の意識の啓発を図る。担任に対する接し方や学校への要望など、学校からのお願いとして学校からは直接言いにくい内容を、学校教育の現場と行政の立場両方を理解している教育委員会の指導主事等が講師になり伝えることで、学校・保護者両方に良い効果を与えている。

以前は、家庭教育講座は各学校が個別に対応していたが、家庭教育の重要性について認識し、平成19年度から取組が始まった。

講座の主な内容としては、早寝・早起き・朝ごはんなど基本的な生活習慣やスマートフォン、テレビ、ゲームのルール、家庭での手伝いの大切さ、発達障害について等である。講座の時間は30分～50分程度である。

「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」は、平成 19 年度から、早寝・早起き・朝ごはんに加え、長岡市独自に、家庭教育の一環として学校、家庭、企業が連携して取り組んでいる運動である。

事業の内容は、家庭教育の重要性を、お手伝いを通じて伝えていくことで、主に保護者の意識の啓発を図ることが目的である。子ども家庭課で、「家庭でワクワクお手伝い通信」を年に 4 回発行し、各学校に配布している。うち 3 回は小学 1 年生から中学生の保護者を対象としたもので、1 回は年度末に発行する保育園児・幼稚園児の保護者向けのものである。手伝いの効果を表したデータや、各学校や園でのお手伝いに関する取組の紹介、ポスターコンクールの案内や結果などを掲載している。

また、お手伝い運動の一環としてポスターコンクールを年に 1 回実施している。市内の小中学生からお手伝いに関する作品を募集し、入賞者を表彰する。優秀な作品は市内各所で展示される。

b) 体制

「就学時家庭教育講座」の講師は、教育委員会の指導主事等及び教員 OB が務める。さらに、家庭教育を専門とする大学教授を毎年招聘し、特に初めて家庭教育講座を担当する講師に対し、家庭教育の現状や今の保護者に何を伝えるべきかといった内容について、事前に講習会を実施している。これにより、各講師が共通の認識を持って実際の講座に臨めるようにしている。なお、事前講習会で招聘している大学教授には、講座の講師も務めてもらっている。

「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」では、年 4 回発行する「家庭でワクワクお手伝い通信」を市内の幼稚園・保育園・小中学校に配布している。

c) 実績・成果

「就学時家庭教育講座」については、平成 27 年度は市内の小学校 59 校中、56 校に講師を派遣して「就学時家庭教育講座」を実施した。参加保護者数は合計で約 2,200 人であった。

平成 27 年度の「お手伝い運動」のポスターコンクールには長岡市内の小学 1 年生から中学 3 年生まで、合計 188 点の出品があった。大賞・優秀賞・奨励賞には図書カード、応募者全員に長岡市のゆるキャラをデザインしたクリアファイルを贈呈した。また入選以上

の作品は「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動推進週間」のある 11 月の展示会で展示された。大賞作品は啓発ポスターとして 1,000 枚程度印刷し、市内の公共施設や店舗等に掲示している。

②連携の内容・実施ポイント

a) 学校教育課、学務課との連携

「就学時家庭教育講座」では、子ども家庭課で派遣する講師の選定の際、小中学校を担当している部署と連携する。学校への実施希望調査の際に講座に関する要望を記入してもらい、それに沿うよう調整する。

学校教育課には子ども家庭課と兼務をしている指導主事が配置されており、リーフレットの内容や講師の調整などにおいて、連携がスムーズに行われている。

b) 長岡市小中学校 PTA 連合会・学校との連携

「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」では、子ども家庭課から学校に「お手伝い通信」の配布及び、ポスターコンクールの周知依頼を行っている。


さらに、「家庭で子どもに手伝いをさせよう運動」の周知・促進に関して、市 PTA 連合会との連携が行われている。子ども家庭課には PTA 事務局があり、その担当者から学校の取組に関する情報を子ども家庭課に提供してもらっている。

さらに、平成 27 年度は、スーパーを経営する(株)原信と市 PTA 連合会が連携し、保護者と子供と一緒に弁当を作る料理教室が市内の小学校で開かれた。その際、この取組を子ども家庭課で取材し、「お手伝い通信」に掲載した。

(3)学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例②

学校教育課「地域連携フォーラム」「いきいき教育推進懇談会」

■長岡市の取組

 学校・家庭・地域の連携を促進し、子供たちの健全育成を目的とした「地域連携フォーラム」「いきいき教育推進懇談会」の開催

①取組の概要

a) 内容等

長岡市教育委員会では、学齢期の子供、保護者、地域住民を対象とした取組として、「地域連携フォーラム」及び「いきいき教育推進懇談会」を実施している。事業の目的は、家庭教育支援の一環として、学校・家庭・地域の連携を促進し、子供たちの健全育成を図ることである。

「地域連携フォーラム」は、地域住民、保護者、児童生徒の参加を募り、中学校区の実情に応じたテーマを設定し、講演会や交流会、スクール集会など、それぞれの中学校区ごとに内容や形態を工夫して実施している。市内全27中学校区で毎年実施している取組である。

「いきいき教育推進懇談会」は、全市民対象の懇談会である。学校と家庭と地域が、それぞれどのような役割を持って子育てに当たったらよいか、役割を果たすために何が必要かについて議論する場として開催している。

b) 体制

「地域連携フォーラム」の内容は、各中学校区で決定する。中学校、小学校、PTA、地域住民を含めた組織で、内容について話し合う地区もある。中学校区が主体となり企画・実施しているところが多い。講師を選定し、講演会を依頼している地区もある。学校教育課の役割は、各学校へのフォーラム実施依頼と、他の中学校区がどのような内容を実施しているかを知らせる啓発活動、講師謝金の補助である。中学校区で作成するチラシ等消耗品費の補助も行う。

「いきいき教育推進懇談会」は、学校教育課と市PTA連合会が共催で実施している。市

PTA 連合会の会長と相談しながら講師の選定をし、依頼は学校教育課が担当、運営は学校教育課と市 PTA 連合会が分担・協力して行う。市報に案内を掲載し、各学校からも保護者に案内を配布している。

c) 実績・成果

「地域連携フォーラム」は、市内の全 27 中学校区でそれぞれ実施されている。平成 27 年度のテーマは「いじめ見逃しゼロスクール集会」、「ネットトラブル防止の取組について」、「コミュニケーション能力とメディアの関わり」などであった。地域において家庭教育に関する関心が高く、地域住民の参加が多い中学校区もあった。

平成 27 年度の「いきいき教育推進懇談会」は、11 月 27 日に、新潟医療福祉大学硬式野球部の佐藤和也監督を招いて、講演会と座談会を実施した。開催は 14 回目となる。アンケートを実施した結果、「失敗することが大切」、「楽しくやるのが一番」など、子育てに関する考えを深める感想が多く寄せられた。

②連携の内容、実施ポイント


いずれの事業も、各学校の PTA、各地域のコミュニティセンター、NPO 法人等と連携しながら、それぞれ独自のネットワークで指導者を確保し、活動を行っている。

連携を促進し、地域住民や保護者の参加をさらに増やす工夫が課題といえる。例えば、平成 27 年度の「いきいき教育推進懇談会」では、市 PTA 連合会から働きかけを行ってもらい、最終的に 400 人が参加した。

また、今後は、「いきいき教育推進懇談会」も、市 PTA 連合会と企画段階から連携を行い、保護者や地域をさらに巻き込み、地域ぐるみでの子育てに関心を高めていくための方策を考えていく必要がある。

(4)企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例「企業向け出前子育て講座」

■長岡市の取組

 民間企業の従業員を対象とした、企業向け出前子育て講座を実施

①取組の概要

a) 内容等

長岡市教育委員会子ども家庭課では、平成 27 年度から「企業向け出前子育て講座」を新規で実施した。出前型の子育て講座は、もともと保育園・幼稚園の保護者を対象に平成 24 年～26 年度に実施し大変好評だったが、働いている保護者がより参加しやすい方法で行うために、民間企業に出向いて企業内研修の一環として取り入れてもらうことで、職場内で講座を受講できる形式とした。

講座では、子供への具体的でわかりやすい言葉がけや、効果的な誉め方など、子供との上手なコミュニケーションの方法を伝える内容となっている。

講座の受講により、子供との関わり方を学んで子育てストレスを軽減することはもとより、仕事へのモチベーション向上や、仕事と家庭の両立にもつなげていきたいという目的で取組を行った。

また、企業側の要望によっては、講座とは別で市の子育て施策を PR する時間を設けた。

b) 体制

事業の運営は、NPO 法人「子どもの虐待防止ネット・にいがた」に委託し、講座の運営に加え、アンケートの取りまとめ・分析も依頼している。

基本的な講座運営は NPO 法人が担当し、子ども家庭課は企業側との事前交渉や様々な環境調整など主に後方支援を行っている。

企業側は、社内での周知、参加者の集約、会場の確保等を行う。また、託児サービスについても、必要であれば企業側で用意した。

c) 実績・成果

平成 27 年度は 5 社で実施した。全従業員に向けて就業時間内に行った企業もあれば、

福利厚生の一環として休業日に希望者に声をかけた企業もあった。長岡市でも市職員向けに実施した（育休中や子育て中の職員向け）。また、保育士や幼稚園教諭を養成する専門学校では、学生向けにも講座を実施した。

②連携の内容、実施ポイント

a) NPO との連携

NPO 法人「子どもの虐待防止ネット・にいがた」は、豊富な経験とノウハウを持っているため、伝えるポイントを絞って明確にしたり、受講者同士でやり取りする時間を作ったり、映像視聴を交えたりして、受講者が飽きずにかつ理解しやすいような工夫を交えて開催することができる。そのため、アンケート結果からも受講者にとって参加しやすい講座であることが伺え、また満足度も非常に高い結果となっている。

市が実施する講座はどうしても堅苦しいものに思われがちなので、優れたファシリテーターを擁する NPO 法人との連携は、この講座運営に欠かせないものとなっている。


b) 企業との連携

企業で実施するメリットは、普段子育てに関する情報が届きづらい人に届けられることである。単発の講座なので、連続講座ほど内容が深くはないが、子育てに関する情報を得るきっかけとしては良いものになっている。

企業の選定は子ども家庭課が行っている。子育てに関心を持っていそうな企業、子育てに前向きな企業をピックアップして、電話や訪問で事業について説明し、参加を募っている。子ども子育ての計画の策定において、ワーキンググループに入っていた企業や、新潟県で少子化対策のモデル事業に手を挙げた企業など、10 社ぐらいに声をかけ、そのうち 5 社で講座を実施した。

(5)NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例「子育て支援講座 Nobody's Perfect プログラム」

■長岡市の取組

 NPO と連携し、乳幼児の保護者向けの NP（ノーバディーズ・パーフェクト）プログラムを実施

①取組の概要

a) 内容等

「子育て支援講座 NP プログラム」は、5 年ほど前から子ども家庭課が実施している子育て支援講座である。1～3 歳の乳幼児を持つ母親が対象となる。参加者同士の話し合いと交流の中で、自分に合った子育て方法を見つけることで、育児不安や孤立感の軽減を図る。また、講座を通して保護者の自己肯定感を高め、子供の自己肯定感の育みにつなげることを目的とする。

NP プログラムはカナダのプログラムで、認定ファシリテーターの資格保持者が必要であるため、「NPO 法人子どもの虐待防止ネット・にいがた」にプログラムの講師を依頼した。1 クールにつき 7 回（一回 2 時間）の連続講座で、グループワーク形式で行う。講座は保育付きで、母子分離で行っている。

b) 体制

子ども家庭課が運営し、講師派遣のみを NPO 法人「子どもの虐待防止ネット・にいがた」に依頼している。委託事業ではなく、市の直営事業で、広報や会場の確保等は市が行う。

保育は保育サークルへ依頼する。

c) 実績・成果

プログラムの参加者は 1 クールにつき 12 名程度。

アンケート結果から、参加者同士の交流を深めるうちに、お互いの仲間意識が強まり、

今後も育児のことなどを相談し合える関係を築くことができていると感じた。回を重ねるごとに参加者の表情が変わってくるのが感じられ、参加者の満足度は全体的に高かった。

②連携の内容、実施ポイント

a) ノウハウを持った NPO の活用

本講座はグループワーク形式なので、ファシリテーターの力が非常に重要となる。一部の参加者に発言が偏ってはいけなし、子育てに対する気持ちを吐き出せるよう緊張を解かなくてはならない。

その点において、豊富な経験とノウハウを持つ NPO 法人の講師は、様々な工夫で参加者をリラックスさせながら、一人ひとりに気を配って発言を引き出し、全員が満足できるよう上手に運営することができる。そのため、市職員が直接行うよりも、より大きな事業効果が期待できる。

b) 周知の工夫

事業の周知は、「子育ての駅」にチラシを設置するとともに、保健師や子育てコンシェルジュ、家庭児童相談員等による保護者への呼びかけにより行っている。

2-1-5 越前市（福井県）

越前市の事例として以下を紹介する。

- 家庭教育支援チーム「オレンジサポーターズ」と他部署・組織との連携
 - －「赤ちゃん抱っこ体験学習」(a.将来的に親となる中高生等への支援に関する連携事例)
 - －「家庭教育支援チームによる相談事業の実施、他課のセミナー運営サポート」
(b.未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例)
- 生涯学習課「家庭教育サロン」「出かける家庭教育サロン」(c.学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例)


○家庭教育支援チーム「オレンジサポーターズ」

越前市では、生涯学習課の家庭教育支援チーム「オレンジサポーターズ」が学校、PTA、市など様々な機関と連携し、家庭教育支援を実施している。

オレンジサポーターズは学校、庁内他課、地域の保護者との間にネットワークがあるため、各担当者が事業に取り組みやすい体制が整っている。オレンジサポーターズの支援による家庭教育支援の取組として、中高生を対象とした「赤ちゃん抱っこ体験学習」や、保護者への相談事業等が実施されている。また、オレンジサポーターズは「5 か月児セミナー」や「赤ちゃん教室」など、他課の事業の運営サポートも行っている。

(1)将来的に親となる中高生等への支援に関する連携事例

■越前市の取組

 家庭教育支援チーム「オレンジサポーターズ」が、中学校、PTA、市と連携し、市内中学校の事業「赤ちゃん抱っこ体験学習」をコーディネート

①取組の概要

a) 内容等

越前市では、20年ほど前から中学生が赤ちゃんとおふれあう体験学習を実施している。思春期の中学生が、命の大切さ、親への感謝、赤ちゃんの可愛さ、育児の大変さ等を五感で感じる学習である。教育振興課の施策「命のぬくもりの体験学習」として、今年度からは市内の全中学校（七校）で取り組むことになった。

当初は学校と健康増進課、PTAと保護者ボランティアで取組を実施していたが、ボランティアを集めるのが難しくなり学校とPTAの負担が増え、体験学習を取りやめる学校も出ていた。そこで、生涯学習課の家庭教育支援チーム「オレンジサポーターズ」が支援を申し出て、事業のコーディネートを行うことになった。

学校は体験学習に先立ち、健康増進課の保健師による赤ちゃんの抱き方、オムツの替え方等の指導を行っている。当日は赤ちゃんの抱っこ、おむつ替え、身長及び体重の計測等を行う。

b) 体制

主に健康増進課と「オレンジサポーターズ」が、赤ちゃんの募集から事前学習・打ち合わせ、体験学習の支援を行っている。教育振興課は、主に各校の日程調整と予算を担当している。生涯学習課は、「オレンジサポーターズ」の支援と各地区公民館（赤ちゃん募集と体験学習支援を担う）への連絡調整を担当し、体験学習には各中学校PTAが関わっている。

（保育園との連絡調整はオレンジサポーターズ）

平成27年度はオレンジサポーターズが、中学校から依頼の受け付け、参加する親子の募集、申込者の登録、各学校への参加親子の割り当て、スタッフの人数の調整、当日のサポートを行った。学校側との調整は、平成26年度はオレンジサポーターズが担当してい

た。また、全中学校で取組を行うようになったため、教育振興課との関わりも深くなっている。

オレンジサポーターズは、生涯学習課、健康増進課、子ども福祉課、教育振興課との連絡窓口にもなっている。

なお、事業としては、これまでは、ほとんど予算がついていない（オレンジサポーターズの活動も無償ボランティア）。※28年は予算がつく予定

c) 実績・成果

一クラス約30人を5、6人のグループに分け、赤ちゃんは各グループに3人ほど割り当てられる。多い日には一日に30組の親子が参加。平成27年度は市内の全中学校で、9月～10月にかけて各学校1日または2日間実施。延べで380組（申込み170組）の親子が参加した。

平成27年度、武生第二中学校で9月29日、10月2日に行われた「命のぬくもり 赤ちゃん抱っこ体験学習」は、3年生5クラス150名が参加。参加親子は33組×2=66名、48組×2=96名であった。スタッフは、中学校PTAスタッフ、公民館主事、赤ちゃん抱っこ隊（オレンジサポーターズ）が二日間のべで30名が参加した。

なお、参加者への影響をみると、「赤ちゃん抱っこ体験学習」は実施した中学校の教員・生徒のみならず、参加した赤ちゃんの母親にも良い影響を与えている。育児に不安を抱えていた母親は、体験学習を通じて他の母親と知り合うことができる。また、中学生に赤ちゃんの抱き方やオムツの替え方等を指導することによって、育児に自信を持てるようになる。中学生から自分の赤ちゃんを「かわいい」と言われるだけでも自信につながっている。体験実習を終えた中学生からは、「自分も将来子供を連れて参加したい」という声も多い。

取組の開始から約20年を経て、赤ちゃんとして体験学習に参加していた子や、中学生のころに体験学習を経験した子が、大人になって自分の子供をつれて取組に参加するという地域ぐるみのサイクルができつつある。

②連携の内容、実施ポイント等

a) 事業の提供者である庁内他課との連携

越前市の家庭教育支援チームである「オレンジサポーターズ」が、健康増進課・教育振興課・子ども福祉課と連携し実施している。オレンジサポーターズは学校、庁内他課、地

域の保護者との間にネットワークがあるため、連携が円滑になり、各担当者が事業に取り組みやすい体制が整っている。

健康増進課では保健師の派遣や準備物に係る予算を持っている。生涯学習課では体験学習の予算を取っていないが、オレンジサポーターズは生涯学習課の家庭教育支援チームなので、事業に協力する形になっている。平成 27 年度は子ども福祉課も支援を申し出た。中学校との調整に関しては、教育振興課とも連携しており、教育振興課では保健関係や学校の特徴ある取組に関する予算から体験学習を支援している。教育振興課の施策で「命のぬくもりの体験学習」として全中学校で体験学習を行うことになり、市全体で取り組む流れになっている。

b) 受入側である中学校との連携

オレンジサポーターズが中学校から体験学習の依頼を受け、日程が決定してから参加親子の募集を行う。

中学校側は、他の行事等との調整や、事前準備が必要なことなどから当初は体験学習の実施に消極的な学校もあったが、オレンジサポーターズによる参加親子の募集や取りまとめ、取組当日のサポートもあり、実施後は、教員・生徒から大変好評を得ている。

準備等で負担が大きいことから取組を一旦取りやめていた中学校も、オレンジサポーターズの支援を得て体験学習を復活させた。平成 27 年度は市内全中学校で「赤ちゃん抱っこ体験学習」が実施された。

(2) 未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例「家庭教育支援チームによる相談事業の実施、他課のセミナー運営サポート」

■越前市の取組

- ✚ 家庭教育支援チーム「オレンジサポーターズ」による未就園児親子を対象とした「オレンジサロン」や子育て相談の実施
- ✚ オレンジサポーターズによる「5 か月児セミナー」、「赤ちゃん教室」への協力参加

①取組の概要

a) 内容等

越前市では、家庭教育支援チーム、生涯学習課、健康増進課など複数の主体が相談事業を行っており、それぞれが連携を行いながら相談を対応している。

家庭教育支援チーム「オレンジサポーターズ」は、未就園児の親子を対象とした子育てサロン「オレンジサロン」を開催している。母親同士が話をして知り合う場を提供する目的で始まった。年に2回ほど講師やオレンジサポーターズのメンバーが講演を行っている。内容は、絵本の読み聞かせ、ハーブティー、リトミックの講習会などを行っている。また、オレンジサポーターズによる子育て相談も行っている。これは電話にて随時受け付けており、育児におけるちょっとした不安や悩み事を解決する窓口になっている。

健康増進課では、「5 か月児セミナー」を行っている。本セミナーは、5 か月になる子供を持つ全ての保護者に、個別にハガキで告知し開催されている。「同じ月に生まれた赤ちゃんの同窓会」として、お母さん同士で話をしたり、情報交換したりすることで育児疲れや不安も解消できると好評である。同じ月齢の赤ちゃんの成長や発達の確認もでき、また、ブックスタートとして絵本の読み聞かせを行い、絵本を一冊プレゼントしている。当日は計測、離乳食や口腔ケアの話、親子ふれあいマッサージ、育児相談なども行う。本事業に、オレンジサポーターズが関わっており、セミナー当日にサポート業務を行っている。

また、児童センターにおいて「赤ちゃん教室」が行われており、ここでもオレンジサポーターズがサポートを行っている。

この他、市の生涯学習課は、課が相談窓口となり、子供の年齢、相談内容によって専門

家を紹介する「家庭教育サロン」を行っている（詳細は「学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例」で紹介）。保育園児に関する相談は、元保育士の家庭教育推進委員を紹介するなどを行っている。

b) 体制

「オレンジサロン」は、オレンジサポーターズの主催で、南地区の公民館で実施している。オレンジサポーターズは地区の自治振興会の青少年育成部会に所属し、備品等は自治振興会の予算から出ている。

「5 か月児セミナー」や「赤ちゃん教室」については、主体はそれぞれ健康増進課、児童センターであるが、オレンジサポーターズが当日の運営サポート等を行っている。

c) 実績・成果

「オレンジサロン」は南地区の公民館で毎月第4木曜日に実施している。また、家庭教育支援チームが対応した子育て相談の件数は、平成26年度が85件（実施回数99回、1人当たり平均1.1回）、平成27年度は69件（実施回数63回、一人当たり平均1.1回※1月末現在）であった。

②連携の内容、実施ポイント等

a) 各課との連携

「5 か月児セミナー」を欠席した保護者や、問題がありそうな家庭については、健康増進課から家庭訪問を実施。そこで生涯学習課・オレンジサポーターズの「オレンジサロン」を紹介し、保護者に参加を促すこともある。

また、オレンジサポーターズによる子育て相談において、その場でメンバーが対応できない問題については生涯学習課につなぎ、専門家を紹介する。相談件数・内容については毎月の定例会及び報告書においてオレンジサポーターズから生涯学習課に報告している。

さらに、生涯学習課の「家庭教育サロン」のチラシの裏面を利用し、オレンジサポーターズの活動報告も行っている。

(3)学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例「家庭教育サロン」「出かける家庭教育サロン」

■越前市の取組

- 学校・関係機関と連携して行う生涯学習課の相談事業「家庭教育サロン」
- 学校や子育てサークル等に講師を派遣する「出かける家庭教育サロン」

①取組の概要

a) 内容等

生涯学習課の「家庭教育推進事業」は、家庭教育推進委員と家庭教育支援チームが、スクールソーシャルワーカーや適応指導教室と連携して事業を行っている。その一環である「家庭教育サロン」は生涯学習課が窓口となり、相談内容によって専門家を紹介する相談事業である。

「出かける家庭教育サロン」では、生涯学習課が家庭教育に関する学習会や講演会に講師を派遣している。学校、幼稚園・保育園、PTA や保護者のサークルなどで学習会・研修会を企画する際に活用することができる。

b) 体制

平成 27 年度の家庭教育推進事業は、家庭教育推進委員 13 名（元保育士、元教員・養護教諭、臨床心理士、スクールカウンセラー、元大学教授、医師など）と家庭教育支援チーム 5 名の 18 名体制。スクールソーシャルワーカーや適応指導教室と連携して事業を行った。

相談事業である「家庭教育サロン」では、生涯学習課が電話で受け付けを行い、内容によって相談員（家庭教育推進委員等）を紹介する。場所は生涯学習課の相談室を利用している。

一昨年、子ども福祉課によって「子ども子育て総合相談室」が設置された。子ども福祉課及び教育振興課と、教育委員会が連携をとれるように設けられた。

c) 実績・成果

「家庭教育サロン」は、平成 26 年度は相談件数 51 件（実施回数 104 回、1 人当たり平均 2.0 回）、平成 27 年度は相談件数 47 件（実施回数 101 回、1 人当たり平均 2.1 回）となっている（※1 月末現在）。

「出かける家庭教育サロン」の派遣件数は、平成 26 年度が 39 件（参加者数 2,217 名）、平成 27 年度が 44 件（参加者数見込み 2,800 名）であった。

②連携の内容、実施ポイント等

a) 首長部局と教育委員会の連携

また、前述の「子ども子育て総合相談室」の設置により、子ども福祉課・教育振興課と、教育委員会が連携をとれるようになった。子育て相談において、それまでははっきりしていなかったそれぞれの課の役割が明確になり、また情報共有も容易になり、一括する窓口ができて連携が取りやすくなった。生涯学習課の「家庭教育サロン」は比較的軽い相談に対応し、対応が難しい事例については子ども福祉課の「子ども子育て総合相談室」に回すという連携の体制が整った。

さらに、相談室が、難しい事例に関する連携会議の中心の役割を担い、会議にはスクールソーシャルワーカーや適応指導教室の先生も出席し、連携をとる。

なお、他の市町村では学校教育関係の課が担当しているスクールソーシャルワーカーだが、越前市は生涯学習課が担当しているため、スクールソーシャルワーカーとのコミュニケーションがうまくいっており、学校や適応指導教室との連携も取りやすくなっている。

b) 学校、関連機関との連携

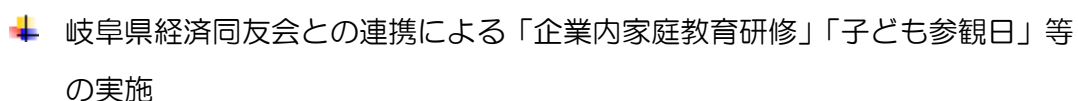
家庭教育サロンの相談から学校や、適応教室に繋ぐことができたケースや、学校から家庭教育推進委員の派遣を依頼されるケースがあった。スクールソーシャルワーカーと家庭教育推進委員が連携して対応した事例もあった。

2-1-6 岐阜県

岐阜県の事例として、「d.企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例」を紹介する。

(1)企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例 「企業における家庭教育・子育て支援等の推進に関する協定」

■岐阜県の取組

 岐阜県経済同友会との連携による「企業内家庭教育研修」「子ども参観日」等の実施

①取組の概要

a) 内容等

岐阜県、岐阜県教育委員会では、平成20年10月15日に、(社)岐阜県経済同友会と「企業における家庭教育・子育て支援等の推進に関する協定」を締結した。このことにより、三者が連携、協力して以下の7項目を実施していくこととなった。

- ①企業内での家庭教育研修の開催（社会教育文化課）
- ②働く親の姿を見学する「子ども参観日」の開催（女性の活躍推進課）
- ③「早く家庭に帰る日（8の日）」の実施
岐阜県では、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり」を社会全体で進めるため、その取組の1つとして、毎月「8」のつく日を「早く家庭に帰る日」としている。
- ④「岐阜県子育て支援企業」への登録（女性の活躍推進課）
- ⑤地域教育力の向上
- ⑥地域安全活動の強化
- ⑦学校運営への参加

b) 体制

岐阜県教育委員会社会教育文化課家庭・地域教育係では、地元企業と連携し、「企業内家庭教育研修（上記①）」を行っている。地域企業において、従業員に対する家庭教育に関する学習機会の提供を行う。

なお、「企業内家庭教育研修」の講師は、各教育事務所の家庭教育推進専門職が務めている。研修の内容によっては、外部講師を招くことになるが、講師料等は企業の負担となる。

この他、健康福祉部局・女性の活躍推進課・両立支援係と企業の連携により、平成 20 年度より「子ども参観日（上記②）」を開催している。親子の絆づくりと仕事の両立支援の推進を目的として、学校の夏休みなどを利用して、子供達が親の働く姿や職場を見学する。

なお、「企業内家庭教育研修」及び「子ども参観日」はゼロ予算事業である。

c) 実績・成果

「企業内家庭教育研修」は、平成 25 年度は 18 企業 1,242 名、平成 26 年度は 20 企業、956 名が受講した。テーマは、「おいしく食べて健康づくり」、「子どもの成長を見守り、はぐくむ家庭とは」、「職場や家庭で実践！コミュニケーションの極意を身につけましょう！」などであった。また、研修に家庭教育に関わる内容を取り入れる企業が増えてきたことも成果としてあげられる。

「子ども参観日」は、平成 27 年度、4 社において実施された。この 4 社は「岐阜県子育て支援エクセレント企業」に認定された企業である。この制度は、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む県内の企業等を登録し、その中から優良な取組や他社の模範となる独自の取組を実施する企業等を認定するものである。

②連携の内容、実施ポイント等

a) 連携を推進する会議の立ち上げ

家庭教育事業を推進するに当たっては、県庁内、地域それぞれで会議を立ち上げることによって関係者の連携を図っている。

まず、県庁内では、各課における家庭教育支援の総合的な施策を策定し、進行する「家庭教育庁内連絡会議」を立ち上げ、事業の連携を図った。今後も、各課とどのように連携を図れるか、家庭教育庁内連絡会議において検討していく。

さらに、「家庭教育推進委員会」を立ち上げ、各課の家庭教育関連施策に対する意見を伺

い、施策に反映させた。推進委員会は、保護者、祖父母関係、学校関係者、事業者、地域関係者、学識経験者、市町村関係者で構成されている。事業者代表の委員からは、「従業員への家庭教育にかかわる研修は大切で、企業内家庭教育研修をもっと広めていく必要がある」という意見を頂いた。現在、エクセレント企業において企業内家庭教育研修を開催できるように所管する女性の活躍推進課と連携を図っているが、講師は県内 6 教育事務所に設置した家庭教育推進専門職を中心に県教育委員会の職員が務めることが多く、講座の増加に対応しきれなくなる。そこで、他課が実施する関連事業で講師を務めている方に、企業内家庭教育研修の講師になっていただけるよう、庁内連絡会議で依頼をした。

b) 積極的な広報の実施

各事業では、広報資料を作成し、企業に向けた事業の周知を図っている。

「企業内家庭教育研修」では、岐阜県家庭教育支援条例の周知を図るとともに、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進・啓発するために作成したリーフレットを配付している。経済同友会理事会における説明や会員へのリーフレット配布により、多くの企業（事業主）に岐阜県家庭教育支援条例を周知することができた。


「子ども参観日」に関しては、女性の活躍推進課からエクセレント企業へ「子ども参観日」の案内と一緒に「企業内家庭教育研修」のチラシを配付し、企業内で研修を行う時に家庭教育に関わる研修を考えていただけるようにしている。

2-1-7 京都市（京都府）

京都市の事例として、「b.未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例」を紹介する。

(1)未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例 親支援プログラム「ほっこり 子育てひろば」等

■京都市の取組

 子育て支援・保健関係団体や保健福祉部局等と協働で作成した親支援プログラム「ほっこり 子育て ひろば」を、幼稚園・保育園・保健福祉局・保健センター学校等と連携し実施

①取組の概要

a) 内容等

京都市教育委員会では、平成 19 年に策定された「京都是ぐくみ憲章」の趣旨を踏まえ、子供を育てる不安・悩み・喜び、子供と共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、グループでの作業や話し合い等を通じて交流する「子どもを共に育む『親支援』プログラム（ほっこり子育てひろば）」を、子育て支援・保健関係団体や保健福祉部局等と協働で作成した。

「ほっこり子育てひろば」は、子供の発達段階に応じて「妊娠期乳幼児期」「学童期思春期」「全年代」に分けた全 14 テーマのプログラムで構成されており、妊婦や小学校就学前の子供がいる保護者に対しては幼稚園・保育園児童館・保健センターにおける子育て講座、子育て相談、両親教室等で、小中学生の子供がいる保護者に対しては学校の家庭教育講座や PTA 研修会等で活用されている。（各テーマにつき、1 講座 60～90 分を目安とした構成となっており、各界の参加人数は 30 名程度を想定。）

各施設が主催する場に、京都市教育委員会が養成している市民ボランティアの「支援者」を進行役として派遣している。妊娠期乳幼児期のプログラムについては、離乳食やトイレトレーニング、手遊び等の乳幼児の子育てに関する専門性を要するため、保健師、助産師、保育士、幼稚園経論、児童館職員等が「支援者」となる。

b) 体制

「ほっこり子育てひろば」の作成のため、保健・福祉・教育等、各分野の民間団体や行政機関の連携によるプロジェクト会議を平成 20 年 10 月に設置し、1 年半にわたる検討の上、平成 22 年 3 月に策定した。

プロジェクト会議は、妊娠期から思春期までのプログラム全体を統括し、実践するための環境整備を図る「全体統括部会」のほか、年代別作業部会として妊娠期乳幼児期のテーマを担当する「妊娠期乳幼児期部会」、学童期思春期及び全年代のテーマを担当する「学童期思春期部会」で構成され、各部会に関係団体の代表者が参画している。

また、プロジェクト会議はプログラム策定以降も継続しており、毎年、実施状況について情報共有を図っているほか、実施拡大に向けた方策等を協議している。

c) 実績・成果

「ほっこり子育てひろば」は、平成 26 年度は、全講座合計で 1,351 回。参加者数は 15,624 人。保育所や幼稚園、児童館、保健センターでは、既存事業も活用しながら幅広く実施しており、乳幼児の保護者向けに実施される機会が多くなっている。

平成 26 年度の参加者によるアンケートでは、「参加してみて良かったと思われましたか」との項目において、「とても良かった」「わりと良かった」と回答された割合が「妊娠期乳幼児期」では 99.0%、「学童期思春期」では 96.9%と、好評を博している。

②連携の内容、実施ポイント等

保健・福祉・教育等各分野の民間団体や行政機関がプロジェクト会議に参画することにより、実施の際の工夫や既存事業との整理・統合などの情報共有が図られ、実施拡大につながっている。

京都市では、教育、福祉、保健医療が三位一体となった子育て支援総合推進拠点として「こどもみらい館」を設置している。保育所（園）・幼稚園、私立と市立・国立の垣根を超えた「共同機構」として研究や研修を行うとともに、子育て相談や講座などの開催、ボランティアの養成や子育てサークルへの支援など、日頃から子育て関係団体と連携しながら乳幼児の子育て支援を行っている強みを生かし、子育て・保健関係施設に対して実施の働きかけを積極的に行っている。

a) 広報

ほとんどの親子が来所する乳幼児健康診査の際に、「ほっこり子育てひろば」紹介リーフレットを配付し、周知を図っている。


また、市立幼稚園・学校に対しては、イントラネットに実際の様子を撮影した動画（約15分程度に編集）を掲載し、実施したことのない学校・園にイメージをつかんでもらう工夫を行っている。

2-1-8 福山市（広島県）

福山市の事例として、「c.学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例」を紹介する。

(1)学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例 「『親の力』をまなびあう学習プログラム」出前講座」

■福山市の取組

 県作成の「『親の力』を学びあう学習プログラム」を活用し、小学校、中学校等で出前講座を開催

①取組の概要

a) 内容等

広島県では、「『親の力』を学びあう学習プログラム」（現在のプログラム数 29）を作成し、県内市町でのファシリテーター養成講座への講師派遣を行うなど、県内自治体への展開を図っている。

これを受けて、福山市市民局まちづくり推進部生涯学習課では、広島県が作成した「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用した出前講座を、市内6カ所にある生涯学習センターが中心となって、小学校、中学校等で実施している。

なお、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」は、子供の発達段階別に教材が作成されており、例えば小学生の親向けには「親子でやってみよう！～楽しい小学校生活を過ごすために～」などといった教材がある。また、話し合いを円滑に行うために教材ごとに「学習のすすめ方」（展開例）も用意されている。

b) 体制

福山市では、生涯学習課及び生涯学習センターが中心となって、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」出前講座を実施している。小中学校向けの講座は、主にPTA研修や懇談会において行われている。講座は、福山市が養成講座で育成した「親プロ」ファシリテ

ーターが担当している。

なお、平成 27 年度の予算規模は、27 万円となっている。

c) 実績・成果

平成 26 年度実施数は、25 件となっている。

プログラム内容は、近年は、携帯電話をテーマとしたプログラム（「ケータイ！うちではどうする？！ ～考えてみて、わが家流のつきあい方～」）の人気の高い。

本プログラムは、ワークショップ型の講座であるので、講座開始前は参加者から戸惑いの声があることもあるが、講座終了後は「自分の子育てを振り返ることができた」「同様の気持ちの人もいて安心した」等の声があるなど評判が良い。

②連携の内容、実施ポイント等

a) 連携先への積極的な広報

生涯学習課が、年度初めに校長会などの機会を利用し「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の周知を図っている。さらに、PTA 連合会代表者会議にも行って、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の広報をしている。

また、親プロファシリテーターが、直接学校に出向いて「親プロ」の取組についての紹介をしている。

これらの広報を積極的に行ったおかげで、学校に『親の力』をまなびあう学習プログラム」の認知度が高まり、結果、多くのプログラム実施に結び付いた。

b) 学校との打合せ

「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を実施する際には、必ず事前の打ち合わせを行う。

依頼を受けた段階で、市の職員と「親プロ」ファシリテーター、主催者（学校・PTA 担当者）で打ち合わせを行い、認識のずれなどが無いように、すり合わせと準備をしている。また講座の開催直前には、三者で同様に最終確認を行っている。

さらに、講座終了後には、講座に関する振り返りの反省会を行う。

c) 親が講座に参加しやすくするための工夫

参加者である親がリラックスして参加できるように、アイスブレイクの時間は十分にとるように心掛けている（なお、広島県『親の力』をまなびあう学習プログラム』にアイスブレイク集も用意されている）。

さらに、講座は、ワークショップ型であり、グループに分かれて進行するが、その際、各グループにグループファシリテーターを配置するようにしている。これにより、密度の濃い話し合いができるようになっている。


また、広島県『親の力』をまなびあう学習プログラム』のワークシートを活用しているため、参加者は、いきなり話し合いをするわけではなく、まずはワークシートを書くことから始める。これにより、参加者自身の振り返りができ、円滑な話し合いにつながっている。

2-1-9 熊本市（熊本県）

熊本市の事例として、「e.NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例」を紹介する。

(1)NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例 「家庭教育地域リーダー養成講座」

■熊本市の取組

 NPO のノウハウを生かし、「家庭教育地域リーダー養成講座」を開催

①取組の概要

a) 内容等

熊本市では、小中学校や PTA、企業等からの申し込みにより、保護者が集まる場に講師や進行役を派遣する「家庭教育セミナー」を展開している。

この「家庭教育セミナー（ワークショップ型）」におけるファシリテーター役を担う人材等の養成する「家庭教育地域リーダー養成講座」を、NPO のノウハウを生かし、毎週 1 回、平日の夜間に 2 時間程度の講座を計 10 回、協働で実施している。

「家庭教育地域リーダー養成講座」は、講座の中で進行役としての実践を積むことで、知識の蓄積だけでなく、ファシリテーター（進行役）としてのスキルを習得することを目的として実施されている。平成 27 年度の内容は、「ファシリテーションの基礎～実践、地域での子育て、いのちと向き合う」などである。

なお、「家庭教育セミナー（ワークショップ型）」では、熊本県教育委員会が作成した「くまもと「親の学び」プログラム」を活用している。

b) 体制

「家庭教育地域リーダー養成講座」の運営は、委託事業で実施しており、NPO 法人教育支援プロジェクト・マスターズ熊本（元校長をはじめ、教育関係者が中心となって設立された NPO である。学校支援や家庭教育支援講座（「子育てトークの会」）などを行っている）が受託している。NPO の学校教育支援のノウハウを生かし、講座を企画・運営し

ている。

また、家庭教育に関する講座では、開業助産師、臨床心理士、現小学校長、熊本県警察署職員などが講師を務めている。ファシリテーター養成は、県のプログラムの作成検討委員であった三角幸三氏（内閣府地域活性化伝道師）が務めている。

予算は、委託費の 60 万円となっている。

c) 実績・成果

家庭教育地域リーダー養成講座は、平成 27 年度は、36 名が受講している。また、これまでの家庭教育地域リーダー養成講座の修了生として、現在 16 名が「親の学び」プログラムのファシリテーターとして活躍している。

②連携の内容、実施ポイント等

a) 企画コンペの際の声掛け

委託先の選定の企画コンペ時には、単に公募を公示するだけでなく、実施する力のある組織に声をかけ、幅広く周知を行った上でコンペを行った。

企画コンペの結果、過去の事業実績等を総合的に勘案し、教育支援プロジェクト・マスターズ熊本を委託先として選定した。

b) 協働事業として事業を作り上げていく。

家庭教育地域リーダー養成講座は、教育支援プロジェクト・マスターズ熊本に委託してお任せするのではなく、市との協働事業で行っている。例えば、養成講座のプログラムについては、教育支援プロジェクト・マスターズ熊本の提案をベースにしつつ、熊本市からの意見を加えて、より市の思いにあった講座としている。

さらに、市と NPO で、協働で事業を行っていくことは、委託契約の段階で協定書に明記するようにしている。

c) NPO のネットワークを活用

教育支援プロジェクト・マスターズ熊本は、校長先生など学校教員の OB・OG がメンバーの中心である。そのため、教育現場等において幅広いネットワークを持っている。

講座の講師選定の際も、教育支援プロジェクト・マスターズ熊本のネットワークを活用

し、教育等に関する専門的な知見を有する方々に講師を依頼している。

d) 家庭教育支援チームへの登録

市と教育支援プロジェクト・マスターズ熊本が、より連携して活動を行えるように、平成 27 年度に、文部科学省の家庭教育支援チームへ登録を行った。

2-2 家庭教育における連携のポイント

事例調査の結果を踏まえて、家庭教育における連携のポイント等を整理した。

2-2-1 類型別の特徴

(1)将来的に親となる中高生等への支援に関する連携事例

「将来的に親となる中高生等への支援に関する連携事例」は、中高生を対象とした講座が主な事業内容となる。

連携先としては、まず事業の受け入れ先となる中学校・高等学校との連携が行われる。また、自治体内では、学校課や保健・福祉関連部局などと連携を行うケースが多い。さらに、実際の中高生と赤ちゃんとのふれあいの機会を創出するため、幼稚園・保育園や公民館などとの連携で体験学習に参加してくれる親子を募集する。

この他、家庭教育支援のノウハウを持つ NPO 法人に講座運営を委託するケースや、関係する組織等が多いため幅広いネットワークをもつ家庭教育支援チームが仲介役として活躍するケースがみられた。

(2)未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例

「未就学児を持つ家庭への支援に関する連携事例」では、未就学児を持つ親に対する学習機会の提供（家庭教育講座）や、相談事業、情報提供事業などが行われていた。

自治体内の連携として、保健福祉関連部局、男女共同参画課等との連携が行われている。一緒に事業を行うケースや、家庭教育支援担当課が主催する家庭教育講座に講師として参加するケースがある。また、家庭教育講座の受け入れ先として、幼稚園・保育園、公民館・子育てセンターなどとの連携が行われる。幅広い層に事業を届けるため、遊園地や動物園、商業施設などと連携して講座を行うケースもみられた。

家庭教育支援担当課と保健福祉関連部局等の他部局がもつネットワークやノウハウを交換して、事業を行うケースが多い。また、事業を行う上での工夫点として、親と子供の関わり方（接する時間）が異なる保育園と幼稚園で、講座における紹介事例を分けるなどの工夫が見られた。

(3)学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例

「学齢期の子供を持つ家庭への支援に関する連携事例」では、小中高生の子供を持つ親に対する学習機会の提供（家庭教育講座）や、相談事業、情報提供事業などが行われていた。就学時健康診断等の親が多く集まる機会に、家庭教育講座を行うケースが多い。PTA研修の際に家庭教育講座を行うこともある。

連携先として、事業の受け入れ先となる小学校・中学校・高等学校との連携が行われる。さらに、PTA との連携も欠かせない。PTA の連携では、講座の受け入れ先だけでなく、学校との連携調整をサポートしてくれるケースもある。自治体内では、学校教育課と連携して事業を行うケースも多い。この他、家庭教育講座の講師として、大学等と連携を行うケースもある。

学校との連携では、校長会議や PTA 代表会議などに出向いて、事業の広報をすることで、事業の知名度向上、事業の実施につなげることができる。

(4)企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例

「企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例」では、企業内研修として家庭教育講座を行うことが多い。また、企業が講師となって、地域における家庭教育講座を行うというケースもみられた。

企業との連携では、協力してくれる企業の開拓が、課題となることが多い。企業連合組織への呼びかけ、自治体と企業連合会との協定参加企業への呼びかけなどの他、個別に子育てに関心を持っていそうな企業を見つけ出し協力を呼び掛けるといった工夫もみられた。この他、企業の窓口だけでなく、家庭教育に関心の高い個人（社員）を通じて企業に呼び掛けるといったケースもみられた。

また、企業内で講座を行うため、講座受け入れ先となる企業との事前調整も欠かせない。社内周知、会場等の確保・準備などを確認しておく必要がある。

(5)NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例

「NPO との連携による家庭教育支援に関する連携事例」では、家庭教育支援の経験・ノウハウやネットワークをもつ NPO に、事業をサポートしてもらうケースが多い。事業内容としては、家庭教育講座の企画運営や講師派遣、家庭教育講座における託児サービス支援などがあった。

NPO との連携のメリットとしては、家庭教育講座の内容が、より専門的で多様な内容が行える、ネットワークを活かして地域の幅広い有識者専門家講師等を招くことができる、といったことがある。

NPO との連携における工夫としては、事業を全て NPO に任せてしまうのではなく、協働事業として作り上げることがあげられる。NPO との密なコミュニケーションを行い、自治体の特色や考えを、事業に反映させていくことが重要といえる。

2-2-2 類型共通のポイント、課題

5つの類型に共通する連携におけるポイントや課題を整理した。

(1)連携先の役割

大きく以下の3つのケースがある。

①事業実施主体

事業実施主体として、家庭教育支援担当と共に家庭教育講座や相談事業などを行うケースがある。自治体内の他部局の連携のケースが多いが、ノウハウをもつNPOと協働で事業を作り上げていくというケースもある。

②家庭教育講座などの講座担当

家庭教育講座の講師として、自治体内の他部局やNPO、企業と連携するケースも多い。PTA等と一緒に講座を作り上げるようなケースもあった。

③講座等事業の受け入れ側

家庭教育講座など事業の受け入れ先（受講者が集まる組織）として、幼稚園・保育園、小中学校、PTA、企業等と連携する。講座を実施するに当たって、事業の受け入れ先との綿密なやり取りは重要なポイントとなる。

(2)連携先の開拓

家庭教育の連携においては、連携先の開拓が重要な課題となる。今回の事例からは、以下のような工夫が見られた。

- ・自治体トップから各部署への声掛け
- ・似たような事業をやっている機関の情報収集・声掛け
- ・校長会、企業団体などの連合組織への声掛け
- ・講座等の事業に参加した受講生への声掛け

(3)問題意識の共有化

複数の組織が集まって事業を行う場合には、問題意識の共有化を行うことが重要となる。そこで、コンセプトを明記した資料の作成・配布することで共有化を図っている事例もみられた。

(4)連携先とのコミュニケーション

複数の組織が関わる連携事業では、連携組織間のコミュニケーションが重要になる。今回見た事例では、以下のような工夫が行われていた。

- ・ 仲介者の配置
- ・ 顔を合わせる機会を作る
- ・ 担当者の明確化

(5)事業のフィードバック

事業が拡大すると、担当者が全ての事業に直接かかわるのは難しくなる。そこで、全ての事業において参加者アンケートを行い、そのアンケートに目を通すことで事業の状況を把握するといった工夫がみられた。その結果を踏まえて、事業の修正を行っていく。

(6)その他の課題

庁内他課が講座を担当する場合、講座が行政説明的になってしまうことがあるといった意見もあった。

また、複数の組織が関わるため、似たような事業が行われる場合、参加者の取り合いになってしまうケースもあった。関係機関の更なる連携が必要となっている。

第3章 地方自治体における家庭教育支援の実施状況調査

地域における家庭教育支援施策の実態を把握するため、全国の都道府県及び市町村教育委員会へアンケートを実施した。

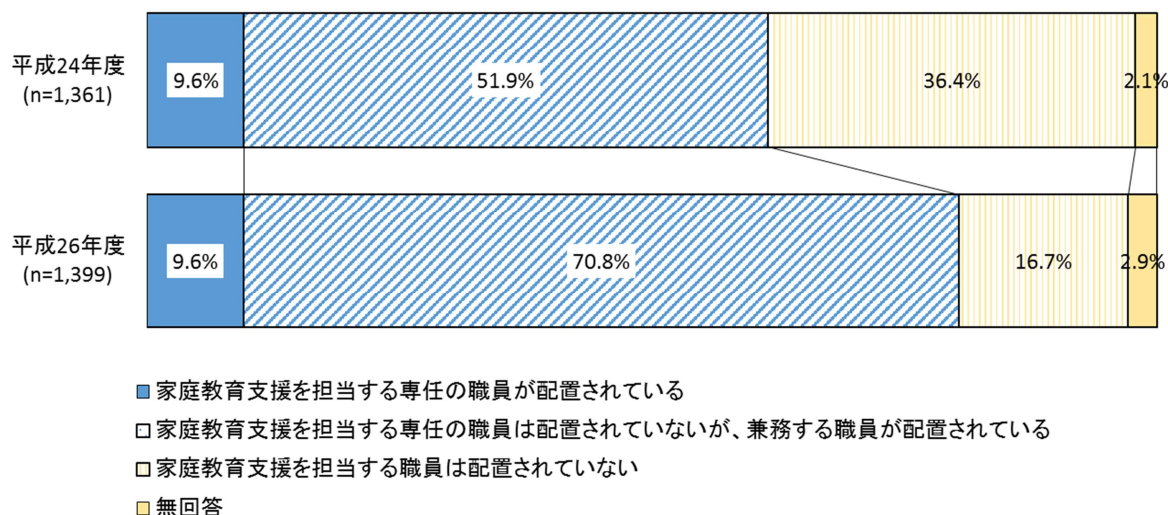
3-1 家庭教育支援の体制・実施状況

3-1-1 家庭教育支援のための体制

平成26年度の自治体の家庭教育支援のための体制についてみると、「専任の職員は配置されていないが、兼務する職員が配置されている」が70.8%で最も割合が高く、平成24年度の51.9%と比較すると20%近く増加している。一方で、「家庭教育支援を担当する専任の職員は配置されていない」自治体は16.7%で平成24年度の半数以下となっている。

自治体区分別にみると、都道府県では「家庭教育支援を担当する専任の職員が配置されている」割合が、平成24年度と変わらず平成26年度も44.7%と割合が高い。

図表 3-1 家庭教育支援のための体制



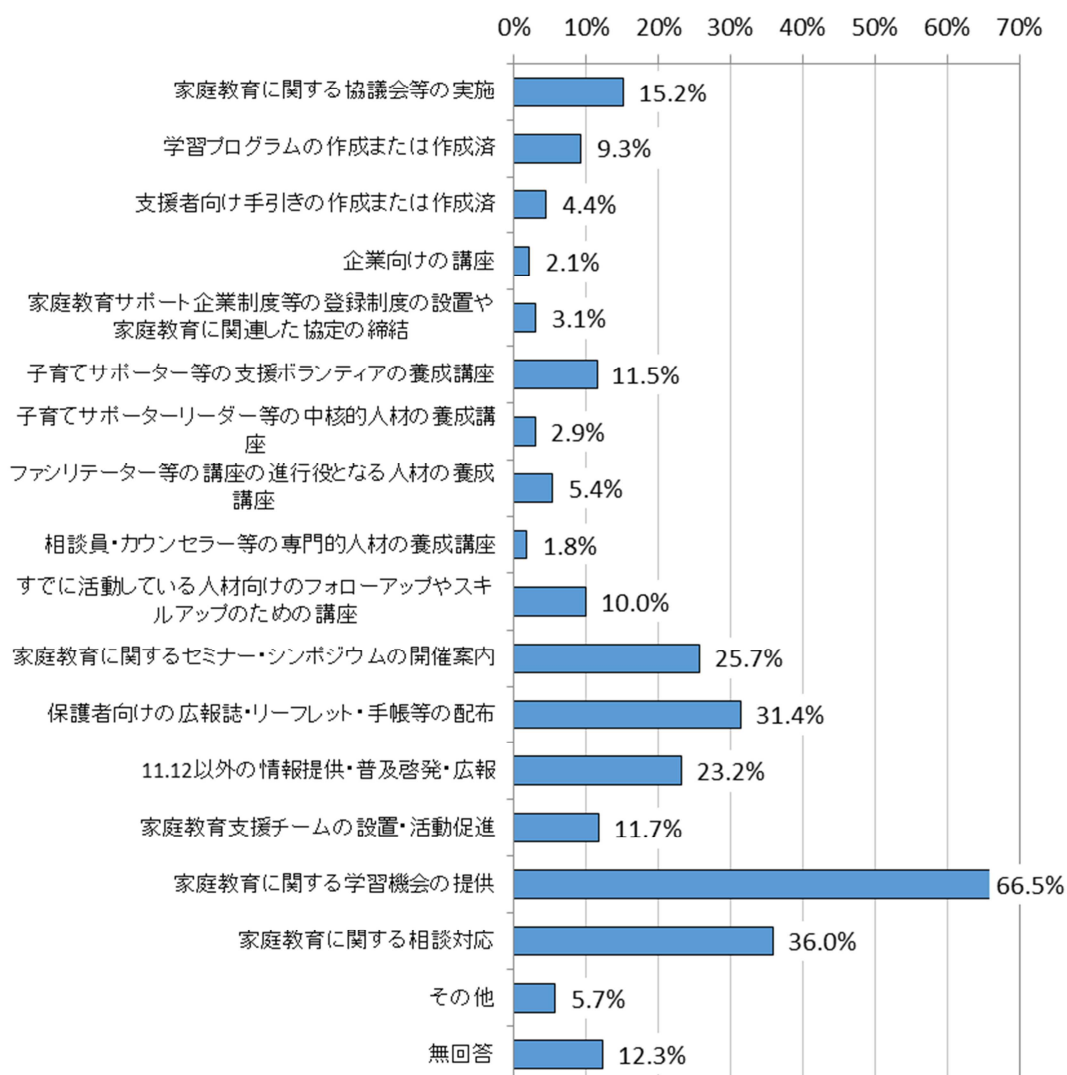
		全体	家庭教育支援を担当する専任の職員が配置されている	家庭教育支援を担当する専任の職員は配置されていないが、兼務する職員が配置されている	家庭教育支援を担当する職員は配置されていない	無回答
全体	平成24年度	1361 (100.0%)	130 (9.6%)	707 (51.9%)	496 (36.4%)	28 (2.1%)
	平成26年度	1399 (100.0%)	134 (9.6%)	991 (70.8%)	234 (16.7%)	40 (2.9%)
都道府県	平成24年度	47 (100.0%)	21 (44.7%)	18 (38.3%)	7 (14.9%)	1 (2.1%)
	平成26年度	47 (100.0%)	21 (44.7%)	25 (53.2%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
政令指定都市	平成24年度	16 (100.0%)	4 (25.0%)	11 (68.8%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)
	平成26年度	17 (100.0%)	5 (29.4%)	12 (70.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村計	平成24年度	1298 (100.0%)	105 (8.1%)	678 (52.2%)	488 (37.6%)	27 (2.1%)
	平成26年度	1335 (100.0%)	108 (8.1%)	954 (71.5%)	233 (17.5%)	40 (3.0%)
中核市	平成24年度	35 (100.0%)	6 (17.1%)	18 (51.4%)	10 (28.6%)	1 (2.9%)
	平成26年度	36 (100.0%)	6 (16.7%)	27 (75.0%)	2 (5.6%)	1 (2.8%)
特別区	平成24年度	19 (100.0%)	3 (15.8%)	8 (42.1%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)
	平成26年度	23 (100.0%)	4 (17.4%)	14 (60.9%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)
市	平成24年度	581 (100.0%)	76 (13.1%)	317 (54.6%)	179 (30.8%)	9 (1.5%)
	平成26年度	618 (100.0%)	74 (12.0%)	437 (70.7%)	90 (14.6%)	17 (2.8%)
町	平成24年度	551 (100.0%)	18 (3.3%)	288 (52.3%)	229 (41.6%)	16 (2.9%)
	平成26年度	543 (100.0%)	22 (4.1%)	402 (74.0%)	99 (18.2%)	20 (3.7%)
村	平成24年度	112 (100.0%)	2 (1.8%)	47 (42.0%)	62 (55.4%)	1 (0.9%)
	平成26年度	115 (100.0%)	2 (1.7%)	74 (64.3%)	38 (33.0%)	1 (0.9%)

3-1-2 家庭教育支援に関する事業の実施状況

家庭教育支援に関する事業の実施状況は、「家庭教育に関する学習機会の提供」が 66.5%と最も割合が高い。次いで「家庭教育に関する相談対応」が 36.0%、「保護者向けの広報誌・リーフレット・手帳等の配布」が 31.4%である。

自治体区分別にみると、政令指定都市では「家庭教育に関する学習機会の提供」が 100%となっている。

図表 3-2 家庭教育支援の実施状況（実施している割合）（n=1,399）



	全体	家庭教育に関する協議会等の実施	学習プログラムの作成または作成済	支援者向け手引きの作成または作成済	企業向けの講座	家庭教育サポート企業制度等の登録制度の設置や家庭教育に関連した協定の締結	子育てサポーター等の支援ボランティアの養成講座
全体	1399	212 (15.2%)	130 (9.3%)	62 (4.4%)	30 (2.1%)	43 (3.1%)	161 (11.5%)
都道府県	47	25 (53.2%)	26 (55.3%)	20 (42.6%)	14 (29.8%)	21 (44.7%)	17 (36.2%)
政令指定都市	17	5 (29.4%)	4 (23.5%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)	3 (17.6%)	7 (41.2%)
市区町村計	1335	182 (13.6%)	100 (7.5%)	40 (3.0%)	14 (1.0%)	19 (1.4%)	137 (10.3%)
中核市	36	6 (16.7%)	4 (11.1%)	3 (8.3%)	4 (11.1%)	2 (5.6%)	12 (33.3%)
特別区	23	6 (26.1%)	4 (17.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (26.1%)
市	618	91 (14.7%)	56 (9.1%)	29 (4.7%)	7 (1.1%)	5 (0.8%)	81 (13.1%)
町	543	72 (13.3%)	31 (5.7%)	8 (1.5%)	3 (0.6%)	11 (2.0%)	37 (6.8%)
村	115	7 (6.1%)	5 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)
	全体	子育てサポーターリーダー等の中核的人材の養成講座	ファミリーーター等の講座の進行役となる人材の養成講座	相談員・カウンセラー等の専門的人材の養成講座	すでに活動している人材向けのフォローアップやスキルアップのための講座	家庭教育に関するセミナー・シンポジウムの開催案内	保護者向けの広報誌・リーフレット・手帳等の配布
全体	1399	41 (2.9%)	75 (5.4%)	25 (1.8%)	140 (10.0%)	359 (25.7%)	439 (31.4%)
都道府県	47	16 (34.0%)	20 (42.6%)	12 (25.5%)	31 (66.0%)	24 (51.1%)	27 (57.4%)
政令指定都市	17	2 (11.8%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)	3 (17.6%)	11 (64.7%)	9 (52.9%)
市区町村計	1335	23 (1.7%)	52 (3.9%)	13 (1.0%)	106 (7.9%)	324 (24.3%)	403 (30.2%)
中核市	36	1 (2.8%)	2 (5.6%)	1 (2.8%)	8 (22.2%)	15 (41.7%)	18 (50.0%)
特別区	23	2 (8.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (17.4%)	8 (34.8%)	9 (39.1%)
市	618	19 (3.1%)	27 (4.4%)	6 (1.0%)	68 (11.0%)	172 (27.8%)	222 (35.9%)
町	543	1 (0.2%)	20 (3.7%)	3 (0.6%)	23 (4.2%)	113 (20.8%)	141 (26.0%)
村	115	0 (0.0%)	3 (2.6%)	3 (2.6%)	3 (2.6%)	16 (13.9%)	13 (11.3%)
	全体	11.12以外の情報提供・普及啓発・広報	家庭教育支援チームの設置・活動促進	家庭教育に関する学習機会の提供	家庭教育に関する相談対応	その他	無回答
全体	1399	324 (23.2%)	164 (11.7%)	931 (66.5%)	503 (36.0%)	80 (5.7%)	172 (12.3%)
都道府県	47	26 (55.3%)	16 (34.0%)	34 (72.3%)	28 (59.6%)	4 (8.5%)	0 (0.0%)
政令指定都市	17	8 (47.1%)	3 (17.6%)	17 (100.0%)	7 (41.2%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)
市区町村計	1335	290 (21.7%)	145 (10.9%)	880 (65.9%)	468 (35.1%)	74 (5.5%)	172 (12.9%)
中核市	36	16 (44.4%)	3 (8.3%)	35 (97.2%)	18 (50.0%)	1 (2.8%)	0 (0.0%)
特別区	23	4 (17.4%)	6 (26.1%)	21 (91.3%)	8 (34.8%)	0 (0.0%)	2 (8.7%)
市	618	153 (24.8%)	90 (14.6%)	471 (76.2%)	255 (41.3%)	40 (6.5%)	41 (6.6%)
町	543	103 (19.0%)	40 (7.4%)	306 (56.4%)	163 (30.0%)	26 (4.8%)	90 (16.6%)
村	115	14 (12.2%)	6 (5.2%)	47 (40.9%)	24 (20.9%)	7 (6.1%)	39 (33.9%)

3-2 家庭教育支援に関する学習機会の提供

3-2-1 実施割合（市町村）

平成 26 年度に自治体を実施している家庭教育支援に関する学習機会の提供（企業向けの講座を除く）について小学校区別にみる。まずは、小学校区単位での実施比率についてみると、市町村の施策のみで実施比率は 73.1%、都道府県の施策を含むと 76.2%となっている。平成 24 年度の 64.5%、66.7%と比較するとそれぞれ 10%近く増加している。

平成 26 年度を自治体区別にみると、市（政令指定都市、中核市、その他の市）では 70%を超えて高い。

図表 3-3 小学校区あたりの学習機会の提供の実施比率

		実施率		
		回答件数	市区町村の 施策のみ	都道府県の 施策を含む
全体	平成24年度	1314	64.5%	66.7%
	平成26年度	1399	73.1%	76.2%
政令指定都市	平成24年度	16	66.9%	68.5%
	平成26年度	17	78.2%	78.2%
市区町村計	平成24年度	1298	64.1%	66.5%
	平成26年度	1335	72.2%	75.9%
中核市	平成24年度	35	66.5%	67.9%
	平成26年度	36	73.1%	73.5%
特別区	平成24年度	19	66.7%	66.7%
	平成26年度	23	66.0%	67.9%
市	平成24年度	581	65.8%	68.2%
	平成26年度	618	74.2%	77.9%
町	平成24年度	551	55.8%	59.4%
	平成26年度	543	67.5%	74.1%
村	平成24年度	112	53.3%	55.2%
	平成26年度	115	49.5%	53.7%

3-2-2 実施回数

平成 26 年度に自治体を実施している家庭教育支援に関する学習機会の提供（企業向けの講座を除く）について小学校区別にみると、学習機会を提供している小学校区での講座等の実施回数は平均 42.3 回（市区町村の施策のみ）となっており、平成 24 年度の 12.5 回より大幅に増加している。

平成 26 年度を自治体区分別（市区町村の施策のみ）にみると、政令指定都市では 92.9 回、中核市では 80.9 回と他の区分に比べて多い。

図表 3-4 小学校区あたりの学習機会の提供の平成 26 年度の年間実施回数

		市区町村の施策のみ		都道府県の施策を含む	
		家庭教育支援に関する学習機会の提供の実施	うち、当該小学校区単独で実施した回数	家庭教育支援に関する学習機会の提供の実施	うち、当該小学校区単独で実施した回数
全体	平成24年度	12.5	4.2	12.3	4.2
	平成26年度	42.3	3.5	42.1	3.5
政令指定都市	平成24年度	5.2	3.4	5.2	3.3
	平成26年度	92.9	1.7	92.9	1.7
市区町村計	平成24年度	13.7	4.4	13.5	4.3
	平成26年度	33.2	3.8	33.4	3.8
中核市	平成24年度	13.0	4.7	12.9	4.7
	平成26年度	80.9	5.5	81.4	5.5
特別区	平成24年度	39.1	15.9	39.1	15.9
	平成26年度	11.6	2.7	11.4	2.6
市	平成24年度	13.0	3.6	12.7	3.6
	平成26年度	31.3	3.7	32.0	3.6
町	平成24年度	8.8	3.2	8.5	3.2
	平成26年度	8.8	3.6	8.9	3.5
村	平成24年度	18.1	8.3	17.7	8.2
	平成26年度	6.4	3.0	6.6	3.0

※上記対象は、家庭教育に関する学習機会の提供を「実施している」小学校区のみ

3-3 家庭教育支援に関する個別相談業務

3-3-1 実施割合（市町村）

平成 26 年度に自治体が実施している家庭教育支援に関する個別相談業務について小学校区別にみる。まず、小学校区単位での実施比率についてみると、市町村の施策のみでの実施比率は 33.7%、都道府県の施策を含む場合は 36.7%であり、平成 24 年度の 30.2%、30.8%と比較するとやや増加している。

自治体区分別(市町村の施策のみ)にみると、平成 26 年度は、市、中核市、町では 36.6%、32.7%、31.6%と他の区分に比べ高い。

図表 3-5 小学校区あたりの個別相談業務の実施割合

		実施率		
		回答件数	市区町村の 施策のみ	都道府県の 施策を含む
全体	平成24年度	1314	30.2%	30.8%
	平成26年度	1399	33.7%	36.7%
政令指定都市	平成24年度	16	15.1%	15.6%
	平成26年度	17	26.9%	27.0%
市区町村計	平成24年度	1298	32.6%	33.2%
	平成26年度	1335	34.8%	38.3%
中核市	平成24年度	35	28.8%	29.6%
	平成26年度	36	32.7%	35.8%
特別区	平成24年度	19	35.1%	35.1%
	平成26年度	23	29.0%	32.9%
市	平成24年度	581	34.6%	35.1%
	平成26年度	618	36.6%	39.5%
町	平成24年度	551	27.2%	28.1%
	平成26年度	543	31.6%	38.4%
村	平成24年度	112	30.0%	30.5%
	平成26年度	115	27.8%	30.1%

なお、小学校区単位で、平成 26 年度に家庭教育支援に関する学習機会の提供か、家庭教育支援に関する個別相談業務のいずれかを実施している比率は、下記の通り。市区町村の施策のみでの実施比率は、76.8%、都道府県の施策を含む場合は、79.6%となっている。平成 24 年度の 69.2%、71.3%と比較するとやや増加している。

図表 3-6 小学校区あたりの学習機会の提供 OR 個別相談業務の実施割合

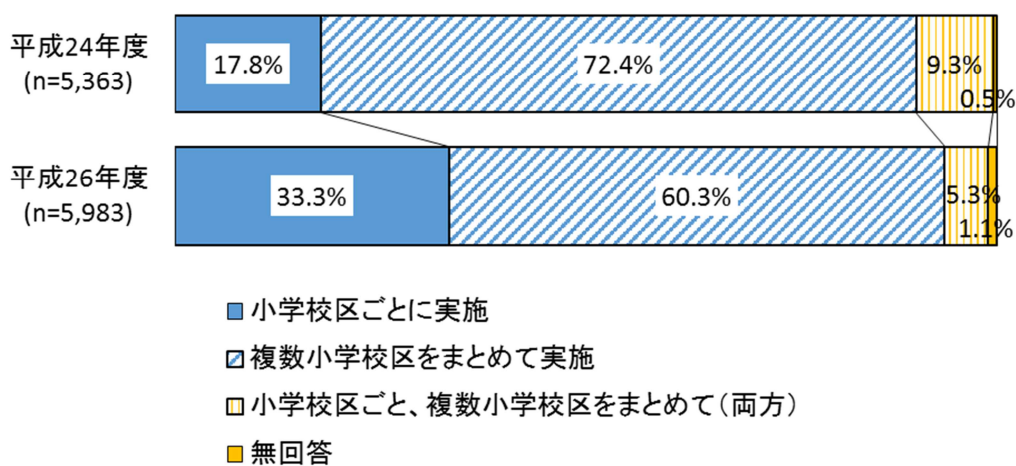
		回答件数	実施率	
			市区町村の 施策のみ	都道府県の 施策を含む
全体	平成24年度	1314	69.2%	71.3%
	平成26年度	1399	76.8%	79.6%
政令指定都市	平成24年度	16	67.1%	68.8%
	平成26年度	17	78.2%	78.2%
市区町村計	平成24年度	1298	69.6%	71.7%
	平成26年度	1335	76.6%	79.8%
中核市	平成24年度	35	69.7%	71.4%
	平成26年度	36	77.5%	78.1%
特別区	平成24年度	19	72.3%	72.3%
	平成26年度	23	67.0%	68.9%
市	平成24年度	581	71.7%	73.9%
	平成26年度	618	78.6%	81.8%
町	平成24年度	551	60.7%	63.9%
	平成26年度	543	72.8%	79.0%
村	平成24年度	112	60.5%	62.4%
	平成26年度	115	52.8%	57.4%

3-3-2 実施状況

平成 26 年度に自治体が実施している「家庭教育支援に関する個別相談業務」の実施状況について小学校区別にみると、「複数小学校区をまとめて実施」が 60.3%と最も割合が高いが平成 24 年度の 72.4%から 10%以上減少し、「小学校区ごとに実施」は平成 24 年度の 17.8%から 33.3%に増加している。

平成 26 年度を自治体区別にみると、村（38.1%）、特別区（23.9%）では「小学校区ごとに実施」している割合が、他の区分に比べて高い。

図表 3-7 小学校区あたりの個別相談業務の実施状況



		全体	小学校区ごとに実施	複数小学校区をまとめて実施	小学校区ごと、複数小学校区をまとめて(両方)	無回答
全体	平成24年度	5363 (100.0%)	954 (17.8%)	3883 (72.4%)	500 (9.3%)	26 (0.5%)
	平成26年度	5983 (100.0%)	1995 (33.3%)	3608 (60.3%)	315 (5.3%)	65 (1.1%)
都道府県	平成24年度	238 (100.0%)	34 (14.3%)	174 (73.1%)	30 (12.6%)	0 (0.0%)
	平成26年度	268 (100.0%)	40 (14.9%)	228 (85.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
政令指定都市	平成24年度	353 (100.0%)	24 (6.8%)	329 (93.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	平成26年度	650 (100.0%)	317 (48.8%)	333 (51.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村計	平成24年度	4772 (100.0%)	896 (18.8%)	3380 (70.8%)	470 (9.8%)	26 (0.5%)
	平成26年度	5065 (100.0%)	1638 (32.3%)	3047 (60.2%)	315 (6.2%)	65 (1.3%)
中核市	平成24年度	538 (100.0%)	57 (10.6%)	466 (86.6%)	15 (2.8%)	0 (0.0%)
	平成26年度	601 (100.0%)	86 (14.3%)	461 (76.7%)	31 (5.2%)	23 (3.8%)
特別区	平成24年度	243 (100.0%)	58 (23.9%)	158 (65.0%)	27 (11.1%)	0 (0.0%)
	平成26年度	244 (100.0%)	128 (52.5%)	116 (47.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市	平成24年度	3288 (100.0%)	650 (19.8%)	2245 (68.3%)	379 (11.5%)	14 (0.4%)
	平成26年度	3489 (100.0%)	1148 (32.9%)	2061 (59.1%)	246 (7.1%)	34 (1.0%)
町	平成24年度	640 (100.0%)	107 (16.7%)	474 (74.1%)	49 (7.7%)	10 (1.6%)
	平成26年度	671 (100.0%)	248 (37.0%)	377 (56.2%)	38 (5.7%)	8 (1.2%)
村	平成24年度	63 (100.0%)	24 (38.1%)	37 (58.7%)	0 (0.0%)	2 (3.2%)
	平成26年度	60 (100.0%)	28 (46.7%)	32 (53.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

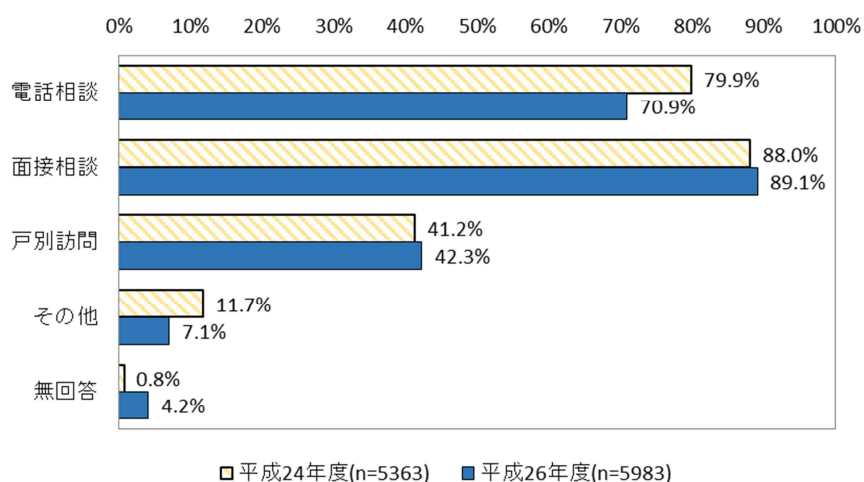
※上記対象は、家庭教育に関する個別相談業務を「実施している」小学校区のみ

3-3-3 方法

平成 26 年度に自治体が実施している家庭教育支援に関する個別相談業務について小学校区別にみると、方法は「面接相談」が 89.1%と最も割合が高く、次いで「電話相談」が 70.9%で高くなっている。平成 24 年度と比較すると「面接相談」と「戸別訪問」は微増し、「電話相談」は 10%近く減少している。

自治体区分別にみると、「面接相談」がどの区分でも 80%以上になっており、最も割合が高い。中核市では「戸別訪問」が 69.9%で他の区分よりも割合が高くなっている。

図表 3-8 小学校区あたりの個別相談業務の方法（複数回答）



		全体	電話相談	面接相談	戸別訪問	その他	無回答
全体	平成24年度	5363	4286 (79.9%)	4720 (88.0%)	2211 (41.2%)	630 (11.7%)	42 (0.8%)
	平成26年度	5983	4244 (70.9%)	5330 (89.1%)	2528 (42.3%)	424 (7.1%)	251 (4.2%)
都道府県	平成24年度	238	133 (55.9%)	224 (94.1%)	74 (31.1%)	18 (7.6%)	0 (0.0%)
	平成26年度	268	204 (76.1%)	259 (96.6%)	53 (19.8%)	4 (1.5%)	0 (0.0%)
政令指定都市	平成24年度	353	299 (84.7%)	339 (96.0%)	127 (36.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
	平成26年度	650	292 (44.9%)	544 (83.7%)	113 (17.4%)	3 (0.5%)	93 (14.3%)
市区町村計	平成24年度	4772	3854 (80.8%)	4157 (87.1%)	2010 (42.1%)	611 (12.8%)	42 (0.9%)
	平成26年度	5065	3748 (74.0%)	4527 (89.4%)	2362 (46.6%)	417 (8.2%)	158 (3.1%)
中核市	平成24年度	538	518 (96.3%)	538 (100.0%)	297 (55.2%)	59 (11.0%)	0 (0.0%)
	平成26年度	601	450 (74.9%)	541 (90.0%)	420 (69.9%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
特別区	平成24年度	243	164 (67.5%)	208 (85.6%)	87 (35.8%)	58 (23.9%)	0 (0.0%)
	平成26年度	244	162 (66.4%)	224 (91.8%)	63 (25.8%)	63 (25.8%)	0 (0.0%)
市	平成24年度	3288	2623 (79.8%)	2827 (86.0%)	1338 (40.7%)	435 (13.2%)	42 (1.3%)
	平成26年度	3489	2678 (76.8%)	3159 (90.5%)	1608 (46.1%)	311 (8.9%)	113 (3.2%)
町	平成24年度	640	496 (77.5%)	531 (83.0%)	258 (40.3%)	56 (8.8%)	0 (0.0%)
	平成26年度	671	431 (64.2%)	554 (82.6%)	253 (37.7%)	42 (6.3%)	38 (5.7%)
村	平成24年度	63	53 (84.1%)	53 (84.1%)	30 (47.6%)	3 (4.8%)	0 (0.0%)
	平成26年度	60	27 (45.0%)	49 (81.7%)	18 (30.0%)	0 (0.0%)	7 (11.7%)

※上記対象は、家庭教育に関する個別相談業務を「実施している」小学校区のみ

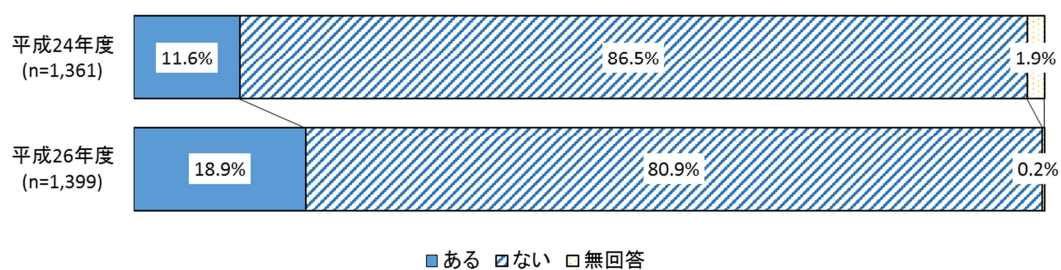
3-4 家庭教育支援の取組

3-4-1 家庭教育支援チームの取組

(1) チームの有無

自治体に家庭教育支援チームはあるかを聞いたところ、「ある」自治体は、18.9%で、平成24年度の11.6%より増加している。

図表 3-9 家庭教育支援チームの有無

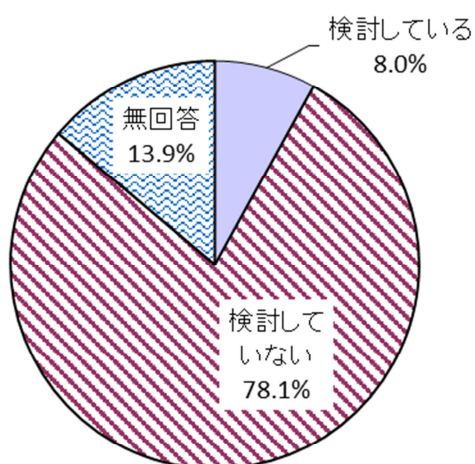


		全体	ある	ない	無回答
全体	平成24年度	1361 (100.0%)	158 (11.6%)	1177 (86.5%)	26 (1.9%)
	平成26年度	1399 (100.0%)	264 (18.9%)	1132 (80.9%)	3 (0.2%)
都道府県	平成24年度	47 (100.0%)	10 (21.3%)	34 (72.3%)	3 (6.4%)
	平成26年度	47 (100.0%)	19 (40.4%)	27 (57.4%)	1 (2.1%)
政令指定都市	平成24年度	16 (100.0%)	1 (6.3%)	15 (93.8%)	0 (0.0%)
	平成26年度	17 (100.0%)	3 (17.6%)	14 (82.4%)	0 (0.0%)
市区町村計	平成24年度	1298 (100.0%)	147 (11.3%)	1128 (86.9%)	23 (1.8%)
	平成26年度	1335 (100.0%)	242 (18.1%)	1091 (81.7%)	2 (0.1%)
中核市	平成24年度	35 (100.0%)	5 (14.3%)	30 (85.7%)	0 (0.0%)
	平成26年度	36 (100.0%)	10 (27.8%)	26 (72.2%)	0 (0.0%)
特別区	平成24年度	19 (100.0%)	1 (5.3%)	18 (94.7%)	0 (0.0%)
	平成26年度	23 (100.0%)	10 (43.5%)	13 (56.5%)	0 (0.0%)
市	平成24年度	581 (100.0%)	79 (13.6%)	496 (85.4%)	6 (1.0%)
	平成26年度	618 (100.0%)	139 (22.5%)	479 (77.5%)	0 (0.0%)
町	平成24年度	551 (100.0%)	55 (10.0%)	484 (87.8%)	12 (2.2%)
	平成26年度	543 (100.0%)	75 (13.8%)	466 (85.8%)	2 (0.4%)
村	平成24年度	112 (100.0%)	7 (6.3%)	100 (89.3%)	5 (4.5%)
	平成26年度	115 (100.0%)	8 (7.0%)	107 (93.0%)	0 (0.0%)

(2)チーム設置の検討

家庭教育支援チームの設置を「検討している」自治体は8.0%である。

図表 3-10 家庭教育支援チームの設置の検討(n=1,132)

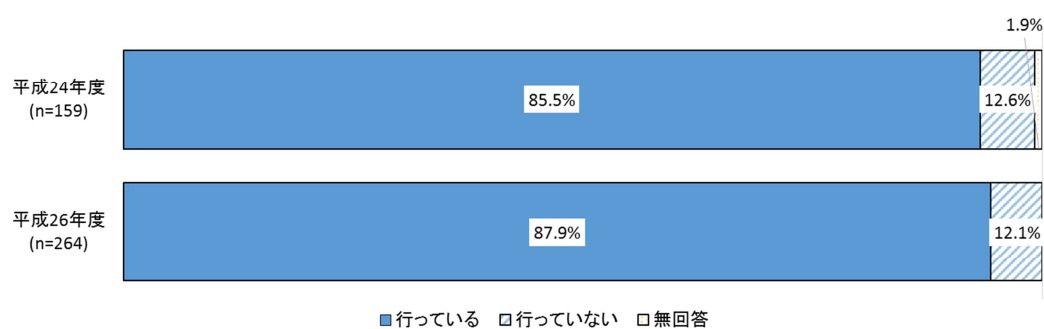


	全体	検討している	検討していない	無回答
全体	1132 (100.0%)	91 (8.0%)	884 (78.1%)	157 (13.9%)
都道府県	27 (100.0%)	2 (7.4%)	20 (74.1%)	5 (18.5%)
政令指定都市	14 (100.0%)	2 (14.3%)	11 (78.6%)	1 (7.1%)
市区町村計	1091 (100.0%)	87 (8.0%)	853 (78.2%)	151 (13.8%)
中核市	26 (100.0%)	0 (0.0%)	23 (88.5%)	3 (11.5%)
特別区	13 (100.0%)	0 (0.0%)	11 (84.6%)	2 (15.4%)
市	479 (100.0%)	35 (7.3%)	375 (78.3%)	69 (14.4%)
町	466 (100.0%)	48 (10.3%)	356 (76.4%)	62 (13.3%)
村	107 (100.0%)	4 (3.7%)	88 (82.2%)	15 (14.0%)

(3)家庭教育支援チームへの支援

家庭教育支援チームがある自治体が家庭教育支援チームへの支援を行っているかについては、「行っている」割合は、87.9%であり、平成24年度の85.5%から微増した。

図表 3-11 家庭教育支援チームへの支援の有無



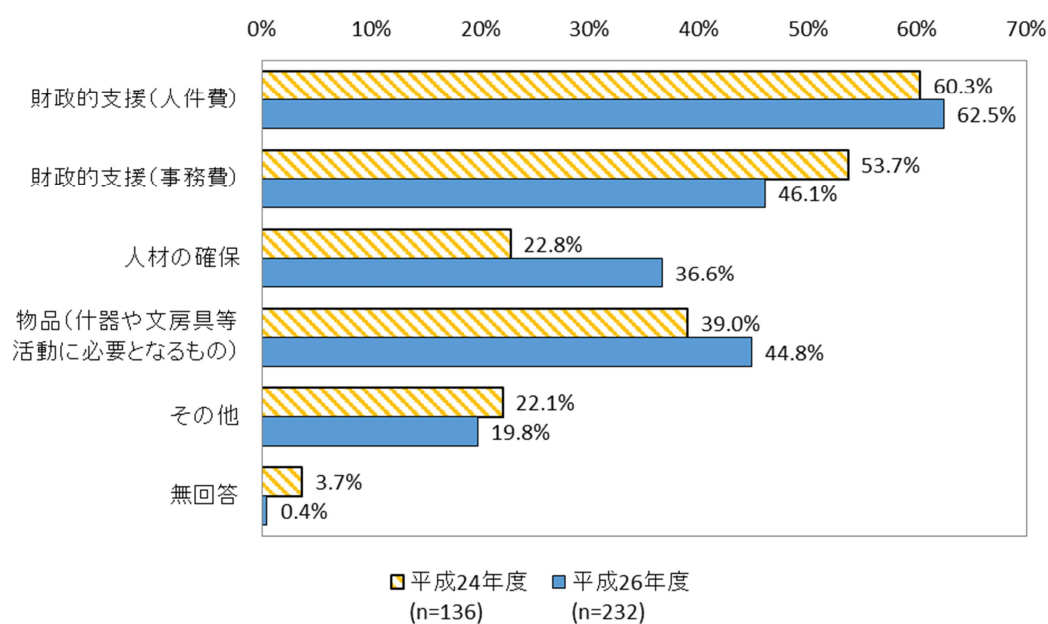
		全体	行っている	行っていない	無回答
全体	平成24年度	159 (100.0%)	136 (85.5%)	20 (12.6%)	3 (1.9%)
	平成26年度	264 (100.0%)	232 (87.9%)	32 (12.1%)	0 (0.0%)
都道府県	平成24年度	11 (100.0%)	7 (63.6%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)
	平成26年度	19 (100.0%)	12 (63.2%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)
政令指定都市	平成24年度	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	平成26年度	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村計	平成24年度	147 (100.0%)	128 (87.1%)	16 (10.9%)	3 (2.0%)
	平成26年度	242 (100.0%)	217 (89.7%)	25 (10.3%)	0 (0.0%)
中核市	平成24年度	5 (100.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)
	平成26年度	10 (100.0%)	9 (90.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)
特別区	平成24年度	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
	平成26年度	10 (100.0%)	10 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市	平成24年度	79 (100.0%)	74 (93.7%)	5 (6.3%)	0 (0.0%)
	平成26年度	139 (100.0%)	122 (87.8%)	17 (12.2%)	0 (0.0%)
町	平成24年度	55 (100.0%)	49 (89.1%)	5 (9.1%)	1 (1.8%)
	平成26年度	75 (100.0%)	68 (90.7%)	7 (9.3%)	0 (0.0%)
村	平成24年度	7 (100.0%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	2 (28.6%)
	平成26年度	8 (100.0%)	8 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(4)家庭教育支援チームへの支援の内容

家庭教育支援チームへの支援を行っている自治体の家庭教育支援チームへの支援内容については、「財政的支援（人件費）」が最も高く 62.5%、次いで「財政的支援（事務費）」が 46.1%、物品（什器や文房具等活動に必要となるもの）が 44.8%、「人材の確保」が 36.6%となっている。平成 24 年度と比較すると、「人材の確保」が約 14%増加している。

「その他」の内訳としては、「活動場所の提供」、「情報提供」、「施設利用料の減免」、「協力・助言」などがある。

図表 3-12 家庭教育支援チームへの支援の内容



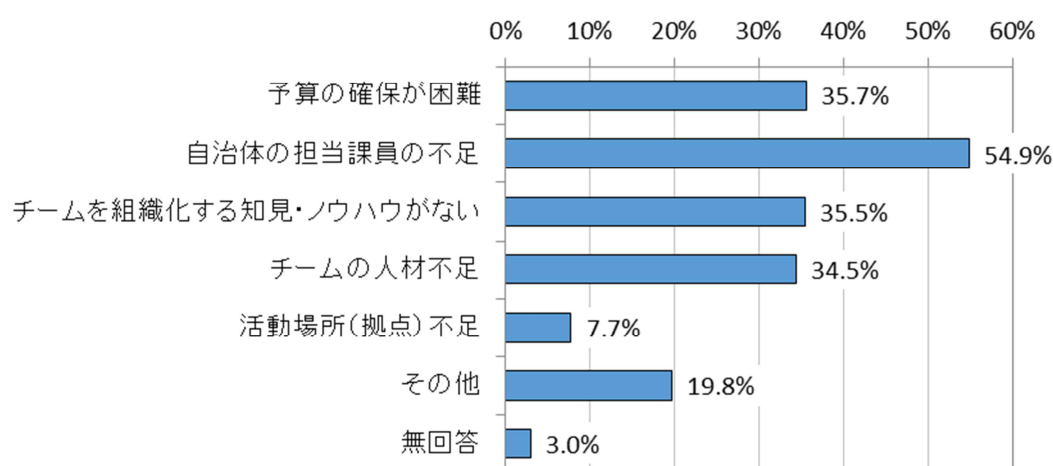
		全体	財政的支援 (人件費)	財政的支援 (事務費)	人材の確保	物品(什器や文 房具等活動に必 要となるもの)	その他	無回答
全体	平成24年度	136	82 (60.3%)	73 (53.7%)	31 (22.8%)	53 (39.0%)	30 (22.1%)	5 (3.7%)
	平成26年度	232	145 (62.5%)	107 (46.1%)	85 (36.6%)	104 (44.8%)	46 (19.8%)	1 (0.4%)
都道府県	平成24年度	7	2 (28.6%)	3 (42.9%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)
	平成26年度	12	8 (66.7%)	6 (50.0%)	3 (25.0%)	4 (33.3%)	5 (41.7%)	0 (0.0%)
政令指定都市	平成24年度	1	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	平成26年度	3	2 (66.7%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
市区町村計	平成24年度	128	79 (61.7%)	69 (53.9%)	29 (22.7%)	51 (39.8%)	26 (20.3%)	4 (3.1%)
	平成26年度	217	135 (62.2%)	98 (45.2%)	82 (37.8%)	99 (45.6%)	40 (18.4%)	1 (0.5%)
中核市	平成24年度	3	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
	平成26年度	9	5 (55.6%)	3 (33.3%)	4 (44.4%)	5 (55.6%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)
特別区	平成24年度	0	0	0	0	0	0	0
	平成26年度	10	9 (90.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)
市	平成24年度	74	46 (62.2%)	38 (51.4%)	17 (23.0%)	30 (40.5%)	17 (23.0%)	3 (4.1%)
	平成26年度	122	82 (67.2%)	59 (48.4%)	49 (40.2%)	57 (46.7%)	24 (19.7%)	1 (0.8%)
町	平成24年度	49	31 (63.3%)	29 (59.2%)	11 (22.4%)	19 (38.8%)	8 (16.3%)	1 (2.0%)
	平成26年度	68	35 (51.5%)	32 (47.1%)	27 (39.7%)	35 (51.5%)	11 (16.2%)	0 (0.0%)
村	平成24年度	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	平成26年度	8	4 (50.0%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)

(5) チームの設置や支援を行っていない理由

家庭教育支援チームの設置や支援を行っていない理由は、「自治体の担当課員の不足」が最も多く 54.9%である。次いで、「予算の確保が困難」が 35.7%、「チームを組織化する知見・ノウハウがない」が 35.5%、「チームの人材不足」が 34.5%となっている。

「その他」の内訳としては、「特に必要性を感じない」、「既存の組織で対応できている」、「体制が整っていない」などがある。

図表 3-13 チームの設置や支援を行っていない理由 (n=1,164)



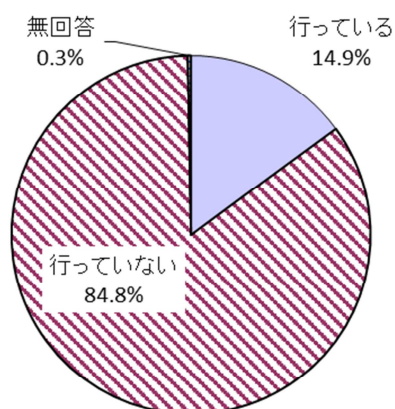
	全体	予算の確保が困難	自治体の担当課員の不足	チームを組織化する知見・ノウハウがない	チームの人材不足	活動場所(拠点)不足	その他	無回答
全体	1164	415 (35.7%)	639 (54.9%)	413 (35.5%)	401 (34.5%)	90 (7.7%)	230 (19.8%)	35 (3.0%)
都道府県	34	7 (20.6%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	2 (5.9%)	0 (0.0%)	26 (76.5%)	1 (2.9%)
政令指定都市	14	7 (50.0%)	7 (50.0%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	5 (35.7%)	1 (7.1%)
市区町村計	1116	401 (35.9%)	630 (56.5%)	410 (36.7%)	396 (35.5%)	90 (8.1%)	199 (17.8%)	33 (3.0%)
中核市	27	15 (55.6%)	14 (51.9%)	8 (29.6%)	3 (11.1%)	0 (0.0%)	13 (48.1%)	0 (0.0%)
特別区	13	3 (23.1%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)	5 (38.5%)	3 (23.1%)
市	496	211 (42.5%)	257 (51.8%)	193 (38.9%)	160 (32.3%)	43 (8.7%)	97 (19.6%)	14 (2.8%)
町	473	145 (30.7%)	286 (60.5%)	165 (34.9%)	184 (38.9%)	35 (7.4%)	67 (14.2%)	13 (2.7%)
村	107	27 (25.2%)	70 (65.4%)	43 (40.2%)	45 (42.1%)	11 (10.3%)	17 (15.9%)	3 (2.8%)

3-4-2 訪問型家庭教育支援の取組

(1) 訪問型家庭教育支援の有無

自治体の訪問型の家庭教育支援についてみると、「訪問型家庭教育支援を行っている」自治体は 14.9%である。

図表 3-14 訪問型家庭教育支援の有無 (n=1,399)

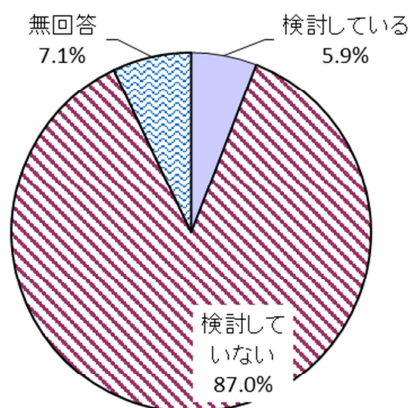


	全体	行っている	行っていない	無回答
全体	1399 (100.0%)	209 (14.9%)	1186 (84.8%)	4 (0.3%)
都道府県	47 (100.0%)	8 (17.0%)	39 (83.0%)	0 (0.0%)
政令指定都市	17 (100.0%)	2 (11.8%)	15 (88.2%)	0 (0.0%)
市区町村計	1335 (100.0%)	199 (14.9%)	1132 (84.8%)	4 (0.3%)
中核市	36 (100.0%)	5 (13.9%)	31 (86.1%)	0 (0.0%)
特別区	23 (100.0%)	6 (26.1%)	17 (73.9%)	0 (0.0%)
市	618 (100.0%)	115 (18.6%)	501 (81.1%)	2 (0.3%)
町	543 (100.0%)	59 (10.9%)	482 (88.8%)	2 (0.4%)
村	115 (100.0%)	14 (12.2%)	101 (87.8%)	0 (0.0%)

(2)訪問型家庭教育支援の実施の検討

訪問型家庭教育支援の実施を「検討している自治体」は、5.9%である。

図表 3-15 訪問型家庭教育支援の実施の検討 (n=1,186)



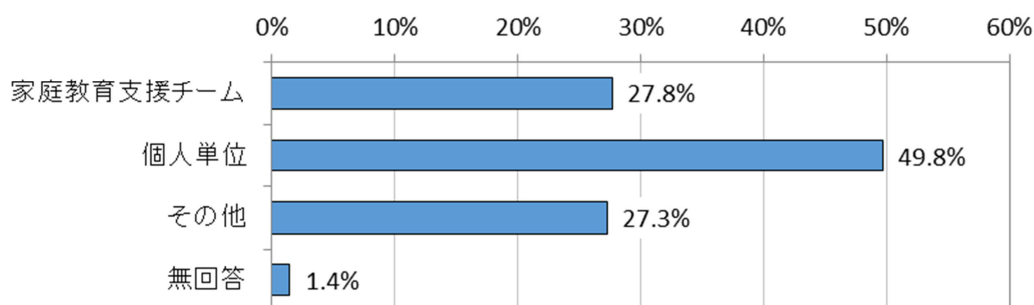
	全体	検討している	検討していない	無回答
全体	1186 (100.0%)	70 (5.9%)	1032 (87.0%)	84 (7.1%)
都道府県	39 (100.0%)	7 (17.9%)	29 (74.4%)	3 (7.7%)
政令指定都市	15 (100.0%)	2 (13.3%)	13 (86.7%)	0 (0.0%)
市区町村計	1132 (100.0%)	61 (5.4%)	990 (87.5%)	81 (7.2%)
中核市	31 (100.0%)	0 (0.0%)	29 (93.5%)	2 (6.5%)
特別区	17 (100.0%)	0 (0.0%)	14 (82.4%)	3 (17.6%)
市	501 (100.0%)	29 (5.8%)	437 (87.2%)	35 (7.0%)
町	482 (100.0%)	26 (5.4%)	421 (87.3%)	35 (7.3%)
村	101 (100.0%)	6 (5.9%)	89 (88.1%)	6 (5.9%)

(3)訪問型家庭教育支援の活動単位

訪問型家庭教育支援の活動単位は、「個人単位」が 49.8%、「家庭教育支援チーム」が 27.8% となっている。

「その他」の内訳としては、「助産師・保健師が連携して行う」、「家庭相談員・母子父子自立支援員」、「市職員」などがある。

図表 3-16 訪問型家庭教育支援の活動単位 (n=209)



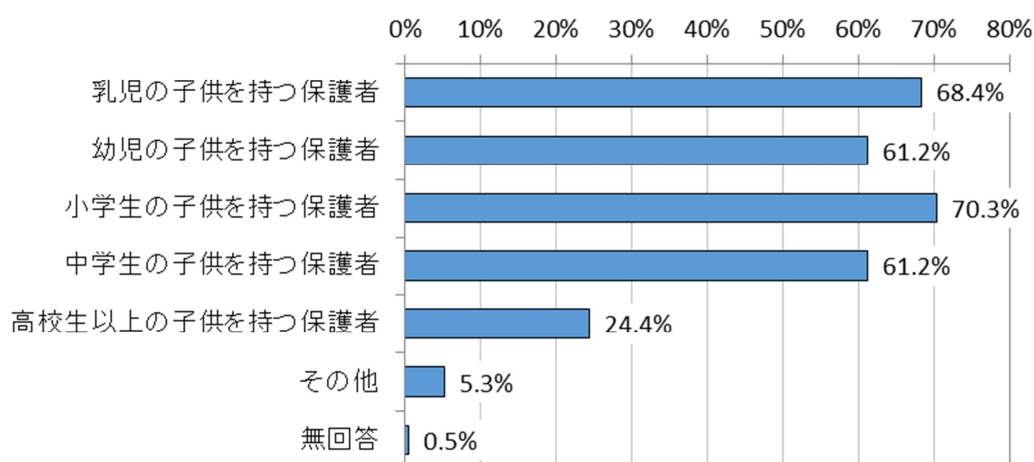
	全体	家庭教育支援チーム	個人単位	その他	無回答
全体	209	58 (27.8%)	104 (49.8%)	57 (27.3%)	3 (1.4%)
都道府県	8	6 (75.0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
政令指定都市	2	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村計	199	52 (26.1%)	101 (50.8%)	56 (28.1%)	3 (1.5%)
中核市	5	1 (20.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)
特別区	6	2 (33.3%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)
市	115	31 (27.0%)	59 (51.3%)	34 (29.6%)	1 (0.9%)
町	59	16 (27.1%)	29 (49.2%)	16 (27.1%)	0 (0.0%)
村	14	2 (14.3%)	9 (64.3%)	4 (28.6%)	0 (0.0%)

(4)訪問型家庭教育支援の支援対象

訪問型家庭教育支援の支援対象は、「小学生の子供を持つ保護者」が70.3%、「乳児の子供を持つ保護者」が68.4%となっている。

「幼児の子供を持つ保護者」と「中学生の子供を持つ保護者」は共に61.2%である。

図表 3-17 訪問型家庭教育支援の支援対象 (n=209)



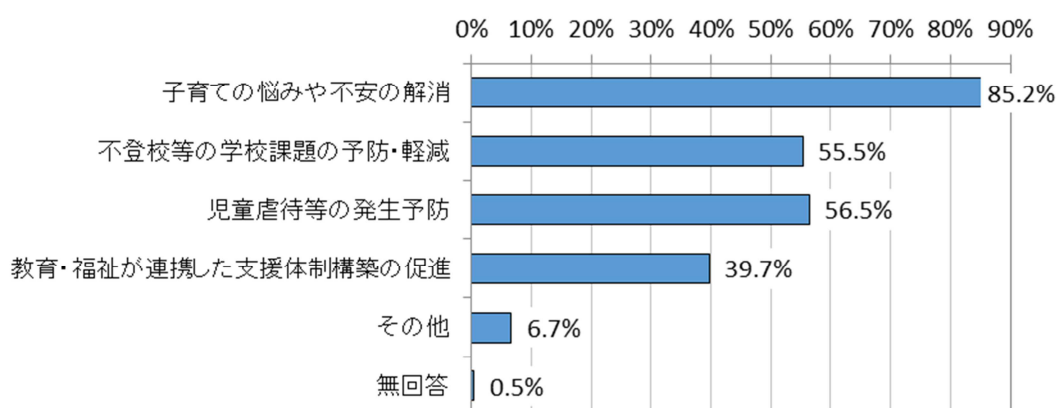
	全体	乳児の子供を持つ保護者	幼児の子供を持つ保護者	小学生の子供を持つ保護者	中学生の子供を持つ保護者	高校生以上の子供を持つ保護者	その他	無回答
全体	209	143 (68.4%)	128 (61.2%)	147 (70.3%)	128 (61.2%)	51 (24.4%)	11 (5.3%)	1 (0.5%)
都道府県	8	4 (50.0%)	4 (50.0%)	8 (100.0%)	6 (75.0%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
政令指定都市	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村計	199	138 (69.3%)	123 (61.8%)	138 (69.3%)	121 (60.8%)	49 (24.6%)	10 (5.0%)	1 (0.5%)
中核市	5	5 (100.0%)	4 (80.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
特別区	6	0 (0.0%)	1 (16.7%)	6 (100.0%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
市	115	79 (68.7%)	69 (60.0%)	79 (68.7%)	69 (60.0%)	30 (26.1%)	7 (6.1%)	1 (0.9%)
町	59	42 (71.2%)	40 (67.8%)	44 (74.6%)	39 (66.1%)	13 (22.0%)	2 (3.4%)	0 (0.0%)
村	14	12 (85.7%)	9 (64.3%)	7 (50.0%)	7 (50.0%)	4 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(5)訪問型家庭教育支援活動の成果

訪問型家庭教育支援活動の成果として感じていることは、「子育ての悩みや不安の解消」が85.2%で最も割合が高い。次いで、「児童虐待等の発生予防」が56.5%、「不登校等の学校課題の予防・軽減」が55.5%となっている。

「その他」の内訳としては、「支援を必要とする家庭の把握」、「トラブル回避」、「学校と家庭の関係の再構築」、「家庭環境改善に伴う児童の学力の向上」などがある。

図表 3-18 訪問型家庭教育支援の成果 (n=209)



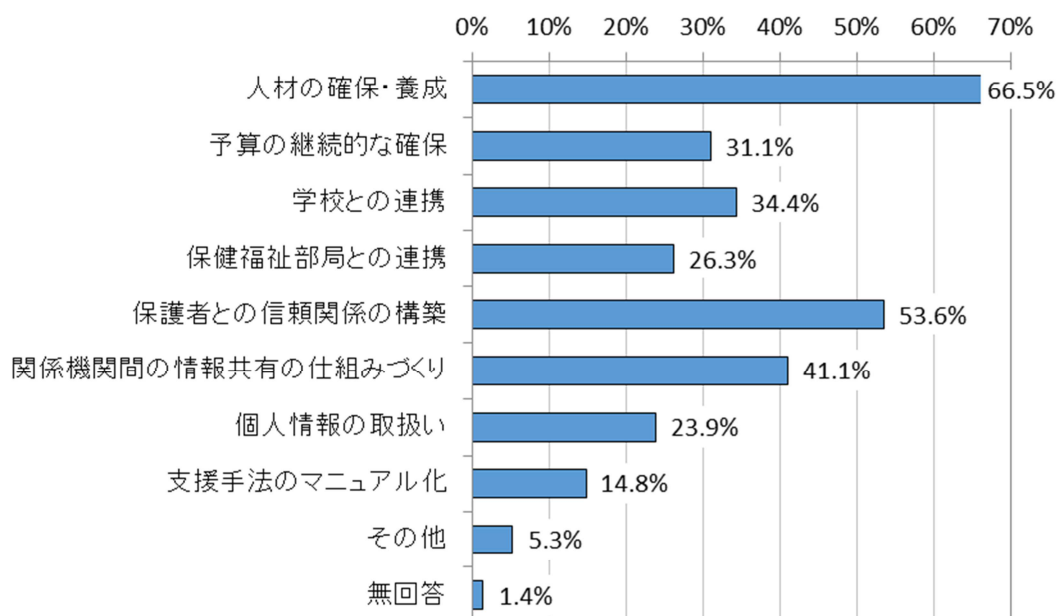
	全体	子育ての悩みや不安の解消	不登校等の学校課題の予防・軽減	児童虐待等の発生予防	教育・福祉が連携した支援体制構築の促進	その他	無回答
全体	209	178 (85.2%)	116 (55.5%)	118 (56.5%)	83 (39.7%)	14 (6.7%)	1 (0.5%)
都道府県	8	6 (75.0%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
政令指定都市	2	2 (100.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村計	199	170 (85.4%)	112 (56.3%)	115 (57.8%)	80 (40.2%)	14 (7.0%)	1 (0.5%)
中核市	5	5 (100.0%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
特別区	6	2 (33.3%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
市	115	98 (85.2%)	67 (58.3%)	74 (64.3%)	48 (41.7%)	9 (7.8%)	0 (0.0%)
町	59	51 (86.4%)	32 (54.2%)	32 (54.2%)	27 (45.8%)	3 (5.1%)	1 (1.7%)
村	14	14 (100.0%)	6 (42.9%)	5 (35.7%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)

(6)訪問型家庭教育支援の課題

訪問型家庭教育支援の課題として感じていることは、「人材の確保・養成」が66.5%で最も割合が高い。次いで、「保護者との信頼関係の構築」が53.6%、「関係機関間の情報共有の仕組みづくり」が41.1%となっている。

「その他」の内訳は、「ニーズの把握や支援を必要とする家庭の情報共有が困難」、「(訪問型支援を実施している)支援センターの認知度が低い」、「共働きの保護者が多く、支援の機会が設定しにくい」、「行政が介入しにくい夜間、土日・祝日に対応が必要な場合」などがあつた。

図表 3-19 訪問型家庭教育支援の課題 (n=209)



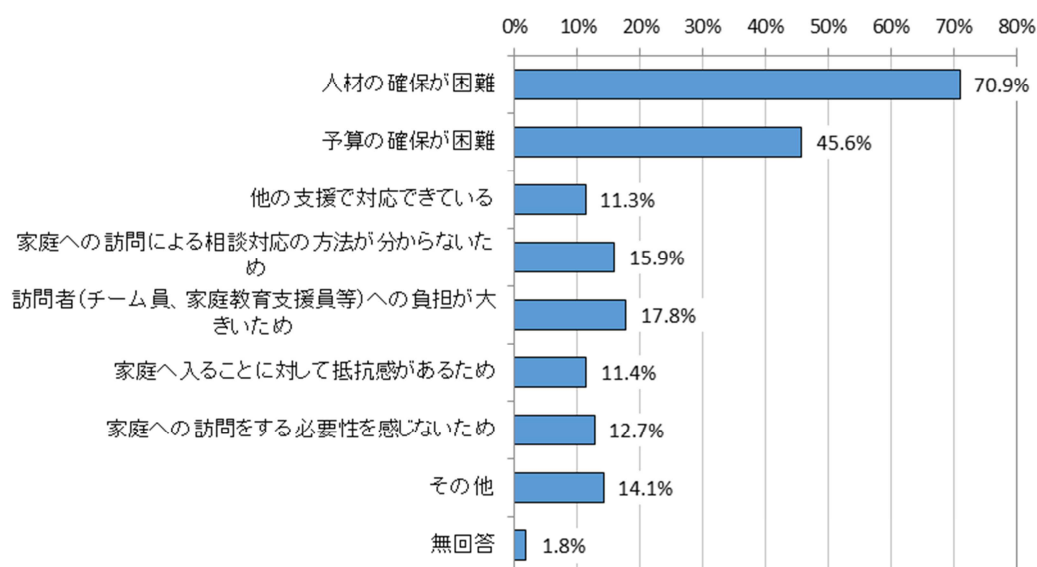
	全体	人材の確保・養成	予算の継続的な確保	学校との連携	保健福祉部局との連携	保護者との信頼関係の構築	関係機関間の情報共有の仕組みづくり	個人情報の取扱い	支援手法のマニュアル化	その他	無回答
全体	209	139 (66.5%)	65 (31.1%)	72 (34.4%)	55 (26.3%)	112 (53.6%)	86 (41.1%)	50 (23.9%)	31 (14.8%)	11 (5.3%)	3 (1.4%)
都道府県	8	6 (75.0%)	4 (50.0%)	5 (62.5%)	6 (75.0%)	2 (25.0%)	4 (50.0%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)
政令指定都市	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村計	199	132 (66.3%)	60 (30.2%)	67 (33.7%)	48 (24.1%)	110 (55.3%)	81 (40.7%)	48 (24.1%)	29 (14.6%)	9 (4.5%)	3 (1.5%)
中核市	5	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
特別区	6	3 (50.0%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
市	115	78 (67.8%)	37 (32.2%)	41 (35.7%)	26 (22.6%)	69 (60.0%)	54 (47.0%)	30 (26.1%)	15 (13.0%)	6 (5.2%)	2 (1.7%)
町	59	41 (69.5%)	18 (30.5%)	19 (32.2%)	16 (27.1%)	33 (55.9%)	21 (35.6%)	13 (22.0%)	11 (18.6%)	2 (3.4%)	0 (0.0%)
村	14	8 (57.1%)	0 (0.0%)	3 (21.4%)	4 (28.6%)	4 (28.6%)	3 (21.4%)	4 (28.6%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)

(7)訪問型家庭教育支援を実施・検討しない理由

訪問型家庭教育支援を実施も検討もしていない理由は、「人材の確保が困難」が 70.9%で最も割合が高くなっている。次いで「予算の確保が困難」が 45.6%である。

「その他」の内訳は、「他の部局が実施している」、「ニーズの有無が不明」、「体制が整っていない」などがある。

図表 3-20 訪問型家庭教育支援を実施・検討しない理由(n=1,120)



	全体	人材の確保が困難	予算の確保が困難	他の支援で対応できている	家庭への訪問による相談対応の方法が分からないため	訪問者(チーム員、家庭教育支援員等)への負担が大きいため	家庭へ入ることに対して抵抗感があるため	家庭への訪問をする必要性を感じないため	その他	無回答
全体	1120	794 (70.9%)	511 (45.6%)	126 (11.3%)	178 (15.9%)	199 (17.8%)	128 (11.4%)	142 (12.7%)	158 (14.1%)	20 (1.8%)
都道府県	32	12 (37.5%)	9 (28.1%)	4 (12.5%)	1 (3.1%)	2 (6.3%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	20 (62.5%)	0 (0.0%)
政令指定都市	13	6 (46.2%)	5 (38.5%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	7 (53.8%)	0 (0.0%)
市区町村計	1075	776 (72.2%)	497 (46.2%)	121 (11.3%)	175 (16.3%)	196 (18.2%)	126 (11.7%)	142 (13.2%)	131 (12.2%)	20 (1.9%)
中核市	31	19 (61.3%)	18 (58.1%)	2 (6.5%)	4 (12.9%)	4 (12.9%)	3 (9.7%)	2 (6.5%)	10 (32.3%)	0 (0.0%)
特別区	17	7 (41.2%)	7 (41.2%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	4 (23.5%)	3 (17.6%)	4 (23.5%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)
市	474	329 (69.4%)	249 (52.5%)	59 (12.4%)	81 (17.1%)	102 (21.5%)	58 (12.2%)	47 (9.9%)	68 (14.3%)	9 (1.9%)
町	458	347 (75.8%)	186 (40.6%)	46 (10.0%)	75 (16.4%)	75 (16.4%)	52 (11.4%)	69 (15.1%)	40 (8.7%)	9 (2.0%)
村	95	74 (77.9%)	37 (38.9%)	12 (12.6%)	15 (15.8%)	11 (11.6%)	10 (10.5%)	20 (21.1%)	8 (8.4%)	2 (2.1%)

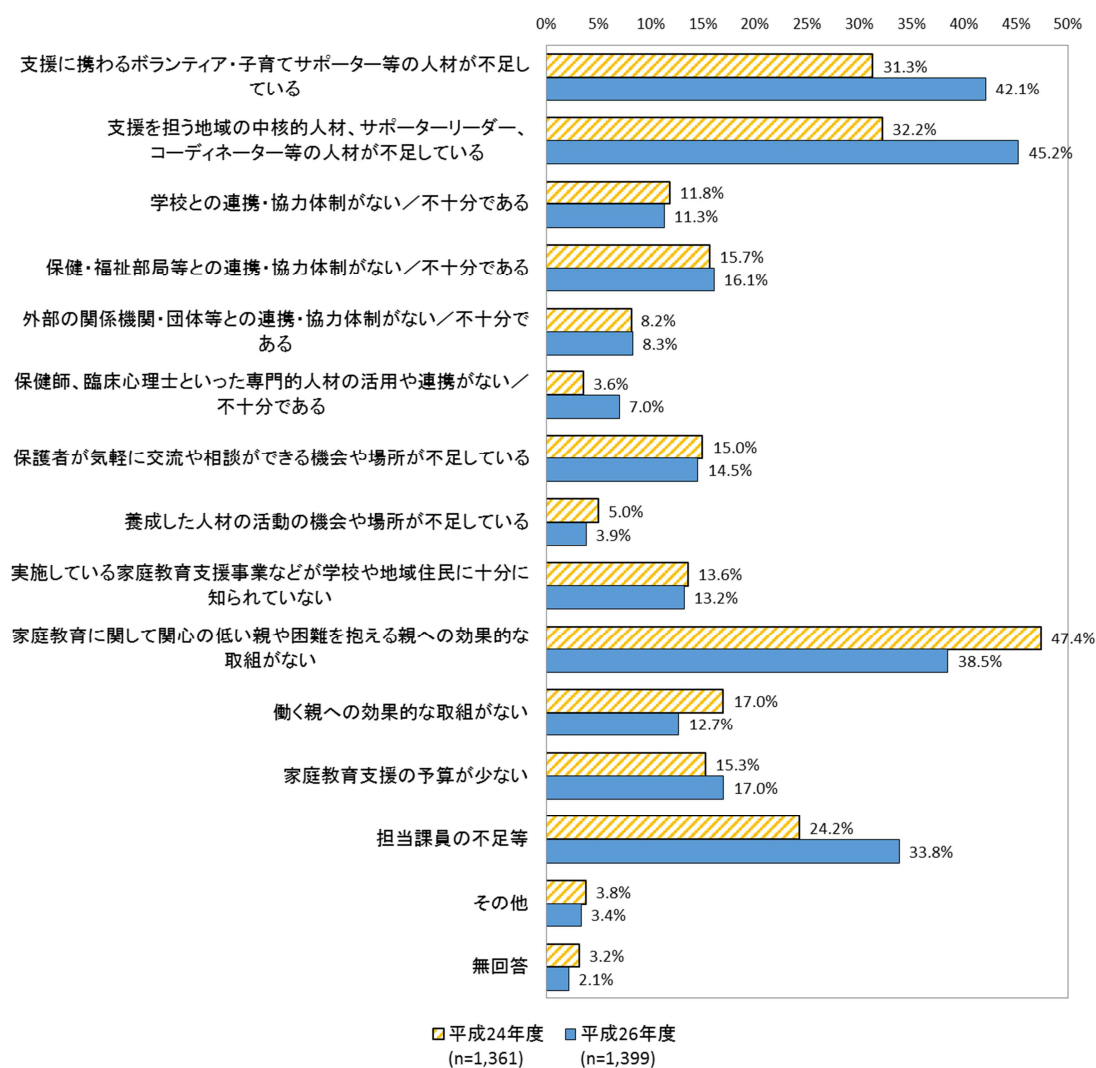
3-5 家庭教育支援に関する展開方針や課題

3-5-1 家庭教育支援展開の課題

家庭教育支援施策を展開するにあたり、特に課題だと感じていることは、「支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足している」が45.2%、「支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足している」が42.1%であり、人材の不足に関する課題において割合が高くなっており、平成24年度と比較するとそれぞれ10%以上増加している。

平成26年度を自治体区分別にみると、政令指定都市では「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」が70.6%と割合が高い。

図表 3-21 家庭教育支援施策展開の課題(n=1,399)



		全体	支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足している	支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足している	学校との連携・協力体制がない／不十分である	保健・福祉部局等との連携・協力体制がない／不十分である	外部の関係機関・団体等との連携・協力体制がない／不十分である
全体	平成24年度	1361	426 (31.3%)	438 (32.2%)	161 (11.8%)	213 (15.7%)	111 (8.2%)
	平成26年度	1399	589 (42.1%)	633 (45.2%)	158 (11.3%)	225 (16.1%)	116 (8.3%)
都道府県	平成24年度	47	5 (10.6%)	8 (17.0%)	8 (17.0%)	14 (29.8%)	4 (8.5%)
	平成26年度	47	5 (10.6%)	17 (36.2%)	7 (14.9%)	15 (31.9%)	3 (6.4%)
政令指定都市	平成24年度	16	2 (12.5%)	1 (6.3%)	3 (18.8%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
	平成26年度	17	1 (5.9%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)
市区町村計	平成24年度	1298	419 (32.3%)	429 (33.1%)	150 (11.6%)	197 (15.2%)	107 (8.2%)
	平成26年度	1335	583 (43.7%)	611 (45.8%)	151 (11.3%)	206 (15.4%)	113 (8.5%)
中核市	平成24年度	35	8 (22.9%)	6 (17.1%)	2 (5.7%)	6 (17.1%)	2 (5.7%)
	平成26年度	36	6 (16.7%)	12 (33.3%)	4 (11.1%)	3 (8.3%)	1 (2.8%)
特別区	平成24年度	19	2 (10.5%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)
	平成26年度	23	9 (39.1%)	4 (17.4%)	2 (8.7%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)
市	平成24年度	581	156 (26.9%)	171 (29.4%)	81 (13.9%)	99 (17.0%)	58 (10.0%)
	平成26年度	618	228 (36.9%)	252 (40.8%)	89 (14.4%)	131 (21.2%)	69 (11.2%)
町	平成24年度	551	204 (37.0%)	192 (34.8%)	58 (10.5%)	78 (14.2%)	38 (6.9%)
	平成26年度	543	275 (50.6%)	276 (50.8%)	51 (9.4%)	61 (11.2%)	33 (6.1%)
村	平成24年度	112	49 (43.8%)	57 (50.9%)	7 (6.3%)	10 (8.9%)	8 (7.1%)
	平成26年度	115	65 (56.5%)	67 (58.3%)	5 (4.3%)	7 (6.1%)	9 (7.8%)

		全体	保健師、臨床心理士といった専門的人材の活用や連携がない／不十分である	保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所が不足している	養成した人材の活動の機会や場所が不足している	実施している家庭教育支援事業などが学校や地域住民に十分に知られていない	家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない
全体	平成24年度	1361	49 (3.6%)	204 (15.0%)	68 (5.0%)	185 (13.6%)	645 (47.4%)
	平成26年度	1399	98 (7.0%)	203 (14.5%)	54 (3.9%)	185 (13.2%)	538 (38.5%)
都道府県	平成24年度	47	1 (2.1%)	4 (8.5%)	14 (29.8%)	9 (19.1%)	26 (55.3%)
	平成26年度	47	3 (6.4%)	12 (25.5%)	15 (31.9%)	13 (27.7%)	23 (48.9%)
政令指定都市	平成24年度	16	0 (0.0%)	3 (18.8%)	2 (12.5%)	3 (18.8%)	13 (81.3%)
	平成26年度	17	0 (0.0%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	4 (23.5%)	12 (70.6%)
市区町村計	平成24年度	1298	48 (3.7%)	197 (15.2%)	52 (4.0%)	173 (13.3%)	606 (46.7%)
	平成26年度	1335	95 (7.1%)	190 (14.2%)	38 (2.8%)	168 (12.6%)	503 (37.7%)
中核市	平成24年度	35	2 (5.7%)	6 (17.1%)	4 (11.4%)	7 (20.0%)	22 (62.9%)
	平成26年度	36	0 (0.0%)	5 (13.9%)	2 (5.6%)	11 (30.6%)	21 (58.3%)
特別区	平成24年度	19	0 (0.0%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)	11 (57.9%)
	平成26年度	23	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.3%)	9 (39.1%)	12 (52.2%)
市	平成24年度	581	23 (4.0%)	76 (13.1%)	30 (5.2%)	89 (15.3%)	307 (52.8%)
	平成26年度	618	50 (8.1%)	79 (12.8%)	13 (2.1%)	89 (14.4%)	268 (43.4%)
町	平成24年度	551	17 (3.1%)	93 (16.9%)	13 (2.4%)	63 (11.4%)	240 (43.6%)
	平成26年度	543	35 (6.4%)	94 (17.3%)	20 (3.7%)	53 (9.8%)	177 (32.6%)
村	平成24年度	112	6 (5.4%)	21 (18.8%)	4 (3.6%)	11 (9.8%)	26 (23.2%)
	平成26年度	115	10 (8.7%)	12 (10.4%)	2 (1.7%)	6 (5.2%)	25 (21.7%)

		全体	働く親への効果的な取組がない	家庭教育支援の予算が少ない	担当課員の不足等	その他	無回答
全体	平成24年度	1361	231 (17.0%)	208 (15.3%)	330 (24.2%)	52 (3.8%)	43 (3.2%)
	平成26年度	1399	178 (12.7%)	238 (17.0%)	473 (33.8%)	47 (3.4%)	30 (2.1%)
都道府県	平成24年度	47	4 (8.5%)	13 (27.7%)	0 (0.0%)	3 (6.4%)	2 (4.3%)
	平成26年度	47	1 (2.1%)	7 (14.9%)	3 (6.4%)	5 (10.6%)	0 (0.0%)
政令指定都市	平成24年度	16	4 (25.0%)	3 (18.8%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	平成26年度	17	4 (23.5%)	7 (41.2%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)
市区町村計	平成24年度	1298	223 (17.2%)	192 (14.8%)	329 (25.3%)	49 (3.8%)	41 (3.2%)
	平成26年度	1335	173 (13.0%)	224 (16.8%)	465 (34.8%)	42 (3.1%)	29 (2.2%)
中核市	平成24年度	35	8 (22.9%)	9 (25.7%)	5 (14.3%)	2 (5.7%)	1 (2.9%)
	平成26年度	36	8 (22.2%)	9 (25.0%)	7 (19.4%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)
特別区	平成24年度	19	5 (26.3%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)
	平成26年度	23	4 (17.4%)	1 (4.3%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)	1 (4.3%)
市	平成24年度	581	100 (17.2%)	104 (17.9%)	125 (21.5%)	23 (4.0%)	13 (2.2%)
	平成26年度	618	92 (14.9%)	127 (20.6%)	181 (29.3%)	24 (3.9%)	9 (1.5%)
町	平成24年度	551	95 (17.2%)	64 (11.6%)	159 (28.9%)	15 (2.7%)	21 (3.8%)
	平成26年度	543	55 (10.1%)	79 (14.5%)	224 (41.3%)	11 (2.0%)	11 (2.0%)
村	平成24年度	112	15 (13.4%)	13 (11.6%)	37 (33.0%)	7 (6.3%)	5 (4.5%)
	平成26年度	115	14 (12.2%)	8 (7.0%)	49 (42.6%)	4 (3.5%)	8 (7.0%)

3-5-2 関心の低い親や困難を抱える親への支援方法

家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な支援方法について、自由記述形式で聞いた。主な回答は、以下の通り。

1. 保護者同士のネットワークの構築、参加しやすい場の提供

実際に相談へ来た保護者の口コミで教育相談の取組が広がることも多く、保護者同士のネットワークによる周知が大きい。
子供連れで気軽に参加できる場づくりが必要である。家庭教育を身近に感じられるニーズに合った内容を提供するとともに、そのような講座が開催されていることを周知できるような工夫が必要である。
家庭教育に関する研修会や学級 PTA の中で、子育てに関する内容を気軽に意見交換のできる場を設定していく。
家庭・学校・行政が連携を図りつつ、それぞれの立場から関心を持ってもらうための事業等を実施、難しくなく、又、気軽に参加できる場所や雰囲気作りをしていくのがよいのではないかと（託児所を設ける、別の行事等と同日に家庭教育に関する講演会を開催する等）。
身近なところで気軽に立ち寄れる場所での子育てサロンのようなものへ、参加すると昼食やお茶、お菓子を食べられる（自己負担なしに）。学習的な要素を前面に出さず、親が楽しめる雰囲気での子育て講座で参加者が友だちになれるようなもの。

2. 家庭教育に関する認識の共有

全ての親に家庭教育に関する共通の認識を持ってもらう取組。
まずはたくさんの子育て世代の方々に、自分が住んでいる町で、家庭教育支援事業を行っている、ということを知ってもらうことが大切だと考える。そのためには、どのような家庭教育支援事業を行っているかを、随時お知らせしていく必要がある。
訪問型アウトリーチ事業で学習機会の提供を強化すること。支援を要する家族に関する情報を共有できる仕組みづくり。多様な支援プログラムと、それを担う専門性を有する人材確保。
関心の低い親：家庭教育の推進により、子供にこういった良い影響があったという内容の話、事例を交えて伝える（講演会やセミナー、チラシなどで）。
困難を抱える親：家庭内だけで困難の解消が出来なければ、家庭教育支援担当の職員や、教

師と一緒に、解消法を考えることが出来る場などを設ける。

家庭教育に関する学習機会を設け、同じ境遇や悩みを持つ保護者同士の交流の場を作る。

家庭教育というものがいかに大切であり、必要であるかということ、子育てを始める前の段階で気づかせることが重要であると思います。例えば、妊娠後、医療の現場における定期検診時に家庭教育の啓発を行うとか、そのほか、学校教育という教育の現場で家庭教育についての理解促進を図るとか、親になる前の対応がこれからは必要なのではないのでしょうか。

3. 確実な学習機会の提供

教育に関して関心の低い親や困難を抱える親が、行政の届出等で必ず訪問する部署（場所）での情報提供や、別の目的で親が集まっている場での啓発。

生活習慣など乳幼児期に徹底できなければ、成長するごとに改善が難しくなる。保健センターでは1歳半から3歳児の検診や相談で親に対し「早寝・早起き・朝ごはん」や、子供との向き合い方について指導をしているが、全体の1割程度に改善が見られない。こうした、関心の低い親や困難を抱える親には貧困等の問題があり、生活基盤そのものの改善(支援)が必要か。

対象の親から行動するのを待つのではなく、学校行事等と抱き合わせで学習する機会を提供すること（学校と協力）。

家庭教育に関して関心の低い親に対しては、入学式や入学説明会といった機会に家庭教育の重要性について分かりやすくかつ手短かに説明する機会を設ける。困難を抱える親については、なるべく家庭教育について学ぶ機会を得られるように、実施日程や時間等を工夫した講座を実施する。

4. 組織的な取組

地域全体で子供の成長や教育環境を整える地域づくりと学校教員も巻き込んだコミュニケーションの取れる関係の構築。

専門的な知識を持った人材がそういった家庭に訪問し、まずは「悩み」や「課題」を聞き、どういった支援が必要なのか、検討し実践できる体制づくりが必要と考えます。

生活そのものの経済的援助が最も効果的と考えます。現在の家庭教育における最大の課題である子供の貧困にまつわる負の連鎖は、教育を考える前に経済格差を是正しなければ根本的

な解決は不可能であると考えます。

町内関係部局(保健・福祉・他、学校など)が、十分な連携を図り、親に対して家庭教育にかかわる情報提供及び相談窓口等の周知を全体で行い、情報共有していく必要があると感じる。

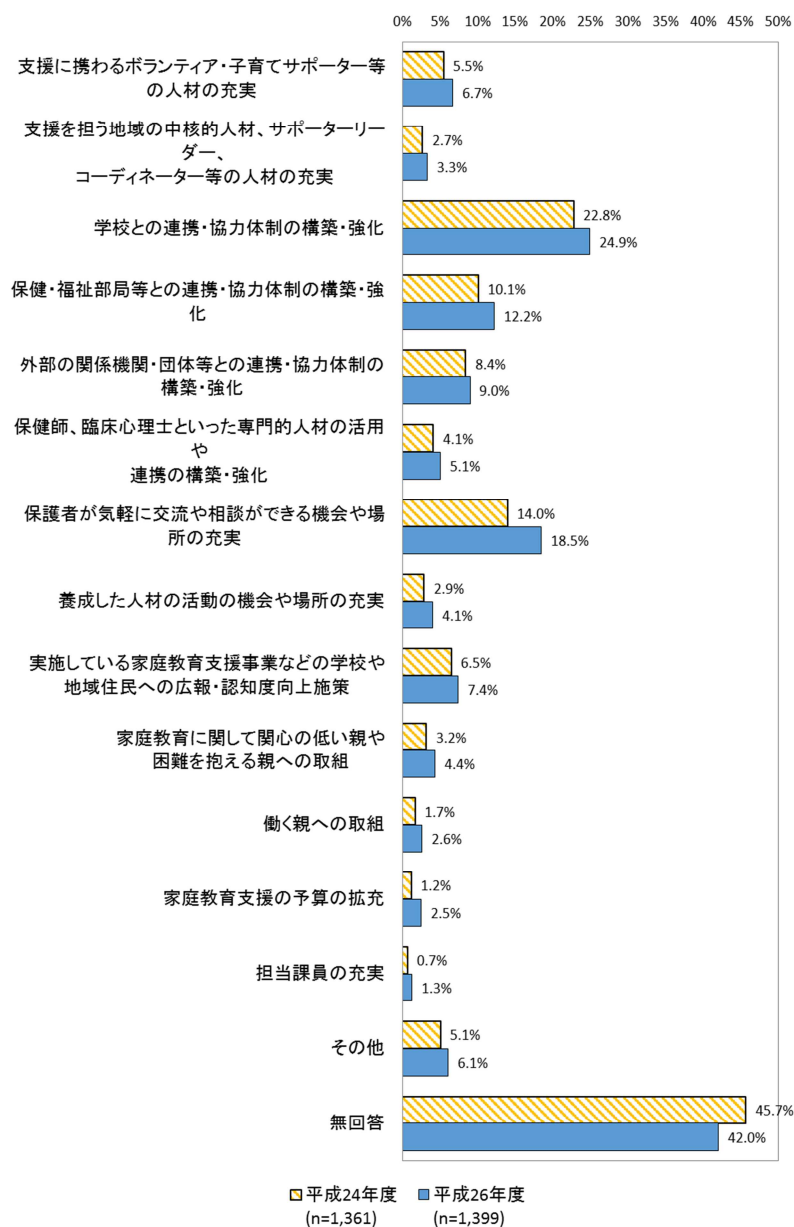
家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親は、なかなか事業を実施しても出てこない、もしくは出て来られない状況にある家庭が多いと思われる。福祉部局等関係機関と連携して、個別に対応していくことが大切だと考える。

3-5-3 効果があった取組

家庭教育支援で特に効果があった取組は、「学校との連携・協力体制の構築・強化」が24.9%、次いで「保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所の充実」が18.5%である。平成24年度と比較すると、どの取組についても効果があったとする割合が増加している。

平成26年度を自治体区分別でみると、政令指定都市は「外部の関係機関・団体等との連携・協力体制の構築・強化」が35.3%で最も割合が高い。

図表 3-22 効果があった取組



		全体	支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材の充実	支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材の充実	学校との連携・協力体制の構築・強化	保健・福祉部局等との連携・協力体制の構築・強化	外部の関係機関・団体等との連携・協力体制の構築・強化
全体	平成24年度	1361	75 (5.5%)	37 (2.7%)	310 (22.8%)	137 (10.1%)	115 (8.4%)
	平成26年度	1399	94 (6.7%)	46 (3.3%)	349 (24.9%)	171 (12.2%)	126 (9.0%)
都道府県	平成24年度	47	11 (23.4%)	9 (19.1%)	7 (14.9%)	2 (4.3%)	7 (14.9%)
	平成26年度	47	10 (21.3%)	12 (25.5%)	10 (21.3%)	11 (23.4%)	4 (8.5%)
政令指定都市	平成24年度	16	1 (6.3%)	2 (12.5%)	4 (25.0%)	1 (6.3%)	2 (12.5%)
	平成26年度	17	2 (11.8%)	1 (5.9%)	4 (23.5%)	2 (11.8%)	6 (35.3%)
市区町村計	平成24年度	1298	63 (4.9%)	26 (2.0%)	299 (23.0%)	134 (10.3%)	106 (8.2%)
	平成26年度	1335	82 (6.1%)	33 (2.5%)	335 (25.1%)	158 (11.8%)	116 (8.7%)
中核市	平成24年度	35	5 (14.3%)	1 (2.9%)	6 (17.1%)	5 (14.3%)	4 (11.4%)
	平成26年度	36	6 (16.7%)	1 (2.8%)	15 (41.7%)	3 (8.3%)	6 (16.7%)
特別区	平成24年度	19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (36.8%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)
	平成26年度	23	3 (13.0%)	1 (4.3%)	7 (30.4%)	0 (0.0%)	5 (21.7%)
市	平成24年度	581	39 (6.7%)	14 (2.4%)	155 (26.7%)	52 (9.0%)	64 (11.0%)
	平成26年度	618	39 (6.3%)	20 (3.2%)	165 (26.7%)	61 (9.9%)	67 (10.8%)
町	平成24年度	551	18 (3.3%)	10 (1.8%)	111 (20.1%)	64 (11.6%)	33 (6.0%)
	平成26年度	543	29 (5.3%)	10 (1.8%)	128 (23.6%)	75 (13.8%)	35 (6.4%)
村	平成24年度	112	1 (0.9%)	1 (0.9%)	20 (17.9%)	12 (10.7%)	3 (2.7%)
	平成26年度	115	5 (4.3%)	1 (0.9%)	20 (17.4%)	19 (16.5%)	3 (2.6%)

		全体	保健師、臨床心理士といった専門的人材の活用や連携の構築・強化	保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所の充実	養成した人材の活動の機会や場所の充実	実施している家庭教育支援事業などの学校や地域住民への広報・認知度向上施策	家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への取組
全体	平成24年度	1361	56 (4.1%)	191 (14.0%)	39 (2.9%)	89 (6.5%)	44 (3.2%)
	平成26年度	1399	71 (5.1%)	259 (18.5%)	57 (4.1%)	104 (7.4%)	61 (4.4%)
都道府県	平成24年度	47	0 (0.0%)	6 (12.8%)	4 (8.5%)	7 (14.9%)	2 (4.3%)
	平成26年度	47	0 (0.0%)	15 (31.9%)	5 (10.6%)	8 (17.0%)	2 (4.3%)
政令指定都市	平成24年度	16	1 (6.3%)	5 (31.3%)	2 (12.5%)	3 (18.8%)	0 (0.0%)
	平成26年度	17	0 (0.0%)	5 (29.4%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)
市区町村計	平成24年度	1298	55 (4.2%)	180 (13.9%)	33 (2.5%)	79 (6.1%)	42 (3.2%)
	平成26年度	1335	71 (5.3%)	239 (17.9%)	50 (3.7%)	95 (7.1%)	57 (4.3%)
中核市	平成24年度	35	2 (5.7%)	8 (22.9%)	2 (5.7%)	4 (11.4%)	0 (0.0%)
	平成26年度	36	1 (2.8%)	10 (27.8%)	3 (8.3%)	2 (5.6%)	1 (2.8%)
特別区	平成24年度	19	2 (10.5%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)	0 (0.0%)
	平成26年度	23	0 (0.0%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)	2 (8.7%)	1 (4.3%)
市	平成24年度	581	30 (5.2%)	96 (16.5%)	25 (4.3%)	43 (7.4%)	27 (4.6%)
	平成26年度	618	30 (4.9%)	140 (22.7%)	28 (4.5%)	53 (8.6%)	27 (4.4%)
町	平成24年度	551	17 (3.1%)	59 (10.7%)	6 (1.1%)	25 (4.5%)	13 (2.4%)
	平成26年度	543	27 (5.0%)	74 (13.6%)	17 (3.1%)	38 (7.0%)	25 (4.6%)
村	平成24年度	112	4 (3.6%)	15 (13.4%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)	2 (1.8%)
	平成26年度	115	13 (11.3%)	11 (9.6%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	3 (2.6%)

		全体	働く親への取組	家庭教育支援の予算の拡充	担当課員の充実	その他	無回答
全体	平成24年度	1361	23 (1.7%)	16 (1.2%)	10 (0.7%)	69 (5.1%)	622 (45.7%)
	平成26年度	1399	36 (2.6%)	35 (2.5%)	18 (1.3%)	85 (6.1%)	588 (42.0%)
都道府県	平成24年度	47	5 (10.6%)	2 (4.3%)	1 (2.1%)	9 (19.1%)	9 (19.1%)
	平成26年度	47	6 (12.8%)	3 (6.4%)	1 (2.1%)	6 (12.8%)	3 (6.4%)
政令指定都市	平成24年度	16	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (18.8%)
	平成26年度	17	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)
市区町村計	平成24年度	1298	18 (1.4%)	14 (1.1%)	9 (0.7%)	60 (4.6%)	610 (47.0%)
	平成26年度	1335	29 (2.2%)	32 (2.4%)	17 (1.3%)	77 (5.8%)	583 (43.7%)
中核市	平成24年度	35	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (14.3%)	9 (25.7%)
	平成26年度	36	1 (2.8%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	5 (13.9%)	7 (19.4%)
特別区	平成24年度	19	3 (15.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	5 (26.3%)
	平成26年度	23	1 (4.3%)	1 (4.3%)	0 (0.0%)	5 (21.7%)	6 (26.1%)
市	平成24年度	581	9 (1.5%)	7 (1.2%)	3 (0.5%)	30 (5.2%)	222 (38.2%)
	平成26年度	618	11 (1.8%)	15 (2.4%)	8 (1.3%)	40 (6.5%)	236 (38.2%)
町	平成24年度	551	2 (0.4%)	5 (0.9%)	5 (0.9%)	18 (3.3%)	307 (55.7%)
	平成26年度	543	15 (2.8%)	13 (2.4%)	6 (1.1%)	22 (4.1%)	264 (48.6%)
村	平成24年度	112	4 (3.6%)	2 (1.8%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	67 (59.8%)
	平成26年度	115	1 (0.9%)	1 (0.9%)	3 (2.6%)	5 (4.3%)	70 (60.9%)

各項目に対する主な具体的な取組内容（自由記述）は、下記の通り。

1. 支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材の充実

今まで育成した支援者を活用して「家庭教育アドバイザー」養成を行い、PTA等に「家庭教育アドバイザー」を派遣するなどにより、学習や取組を推進し、家庭教育を支援することができた。
継続的な研修の実施により、ボランティア数の増加および意識向上が図られた。
生涯学習ボランティアとしての関わりなどにより活動に広がりが見えた。
研修受講者が増加し、子育てサポーターらの人材が充実した。
子育てサポーターチームの打ち合わせ会議⇒情報を提供したり、意見交換したりしてモチベーション向上に努めている。
家庭教育支援者スキルアップセミナーを行い、地域の家庭教育支援者の実践力を高めると共に、地域の家庭教育支援者をリードしていく人材が育成できた。
保育ボランティア養成講座を、社会福祉協議会(ボランティア関係担当)と共同で実施し、家庭教育学級事業等の際にボランティアの派遣を要請した。
ボランティアを活用して、乳幼児を保育してもらうことにより、乳幼児を持つ親でも集中して講座に臨めた。
当市で設置している家庭教育サポーターは、今年度で活動9年目となります。長年の活動が実を結び、以前実際に支援を受けた方々が今年度からメンバーとして加入されています。
子育て支援員研修を実施したところ、子育て支援に積極的に関わるとともに、組織的に活動することを目的とした参加者を多数確保することができた。
放課後支援、学校支援に取り組む中で、少しずつ家庭教育学級の重要性や難しさの認識が深まっていて、家庭教育学級を行うボランティアが養成されてきている。
家庭教育を支援する地域人材を養成するため、年8回「家庭教育アドバイザー養成講座」を実施し、支援者の裾野を広げている。また、修了者の更なるスキルアップを図るために、「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を実施し、体系的な支援者養成体制を整えている。
市民センターにおける子育てサポーターによる子育てに関する相談や情報提供、講座等を実施する際の乳幼児の見守り、子育て支援に関する事業の企画・運営。
子育てサポーター養成講座(町福祉協議会事業)。
ボランティアに関心の高い市民が多く、子育てサポーター要請講座には安定した受講申し込みがあり、サポーターの数は年々増えている。

2. 支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材の充実

家庭教育支援チームの会議に参加することで、学習プログラムの作成や技能について指導することができ、能力の向上につながった。
「家庭教育アドバイザー」を委嘱したことにより、その存在が各市町村にも認知され実態に応じた学習会の提供とアドバイザーの派遣が効果的に行われている。
県で「家庭教育オピニオンリーダー」を養成し、地域における家庭教育支援のリーダーとしての自主的な活動を促し、地域に根ざした取組につないでいる。
家庭教育支援チーム員の能力・経験が高いほど、家庭教育支援事業の効果が高いことを実感している。
ファシリテーター養成講座の参加者と地域課題に沿った子育て支援講座を行った。
広域スーパーバイザーの配置：地域の保護司の方を任命し、区域全域で活動していただいている。
平成24年度は県の事業として、平成25年度は市の事業として支援者養成講座を実施し、現在は民間団体として活動している。民間団体と行政も連携して、事業展開している。
H25から実施しているPTA役員等を中心とした家庭教育に関する推進リーダーの配置。
子育て支援リーダーに対するスキルアップを目的とした10回連続講座を実施。家庭教育に対する今日的課題を中心とした講義、演習のほか、グループ自主研究を展開し、全体発表会を開催。実践的発表が多数あり共有できた。
子育て支援センターや児童館(放課後子ども教室)保育所をつなぐ家庭教育コーディネーターを配置し、各機関での親支援等についても指導助言を行っている。親と直接かかわる機会の多い、学校以外の施設の活動の質や職員の資質の向上をはかることができ、家庭教育への対応など具体的に改善が図られ効果を上げている。
市内各ブロック公民館主事が親学ファシリテーターとして各地域で「親学プログラム」の推進を図っており、徐々にではあるが地域住民への周知が進んでいる。
教育施設11ヶ所に各施設10名のファシリテーターを基準とした、目標人数(110人)をほぼ達成できた。その内、意欲があり経験豊富な5名をコーディネーターと位置づけた。
家庭教育支援員研修会の実施。これまで、約20年にわたって家庭教育相談員を養成してきたが、その活用が大きな課題であった。単なる相談員ではなく、支援員にコーディネーターとしての役割を位置付けるとともに、繰り返し研修を受けられるようにした。H26年度から実施し、まだ2年目であるが、受講後、支援員が自ら考え活動した成果や課題を持ち寄り、スキルアップ講座にも参加するなど、これまでの取組を見直し、効果的な支援

の在り方を探るために動き出している市町村が増えつつある。

3. 学校との連携・協力体制の構築・強化

保護者、学校・幼稚園、自治体が協力して行う事業の実施。
学校と関係機関との共催による講座(H28.1.16 開催予定)。
小学校区に設置する家庭教育学級は、それぞれ教頭に学級運営を委嘱することで、連携を密にし、PTA との連絡調整も可能となっている。
学校在学時の特徴的な行動などの情報交流により当該児童や家庭への対応の参考となった。
PTA 活動として家庭教育学級が位置づけられていることから、学校との連携が問題なく行われている。
保育施設、小学校、中学校を対象にした学習機会の提供(各施設のニーズを取り入れ、町教育委員会と連携し事業を実施できた)。
実施する学校での担当教諭が家庭教育学級ないしはその都度の教育テーマに関心が深い場合、父兄の集客等に非常に影響する。担当教諭とのテーマ設定がうまくいった場合は効果が上がるものと思われる。
学校及び助産師会と連携し「いのちの大切さ」事業を実施している。学年 PTA として固定化し実施する学校が多く、親子で家庭教育について学ぶ良い機会となっている。
学校訪問による事業説明及び協力依頼、事業実績報告書の配布。
学校と連携することによって、PTA 行事など保護者が学校に集まる機会を利用して学習機会を提供することができた。
学校と連携して、家庭教育、親学習の機会を設けた(就学時健診等での講話、グループワーキング)。
学校や保育所と連携することにより、より効果的な支援が可能になる。※家庭教育講座などの「チーム」などについて必要としている講師の確保など。
小学校 4～6 年生の子をもつ保護者向けの支援資料を作成し、学校での配布や家庭教育学級・学級懇談での活用を依頼している。約 98%の小学校で活用している。
小学校 1 年生の子をもつ親を対象に研修会を実施しているが、学校と連携しての支援は必要不可欠であると感じた。
各学校に家庭教育学級を設置し、学級間の交流会を実施した。
学校で行う家庭教育を含む講演会に自治体で予算をつけて、謝金等を負担している。そのため学校で意識して家庭教育学級を実施してくれている。
多くの保護者が家庭教育に関する講座に参加できるよう、授業参観の日に講座を設定したり、親子で講

<p>座に参加できるような日課にしてくれたり協力してくれている。</p>
<p>就学児の保護者全員を対象に子育て講座を実施できたことで、子育てやしつけなどの家庭教育について考える機会を与えたり、子育てに関する不安の解消を図れたりした。</p>
<p>悩みを抱えている保護者に対しては、身近である学校職員が訪問等により丁寧に対応することがやはり効果的であった。</p>
<p>PTA 活動の現状と取組について市内各学校より課題をあげ問題を共有。それぞれの学校の今後の活動の参考にできた。</p>
<p>PTA を主な母体とする保護者が中心となり、学校・教育委員会が連携し、常に全保護者を対象とする、講演会などによる家庭教育に関する情報提供や、茶話会などの情報交換の機会等を設ける取組。</p>
<p>連携・協力体制の強化が、不十分な点が多いが、うまく連携できた学校とは不登校の解消等、大きな効果も見られた。</p>
<p>家庭教育学級を設置している市内の市立小学校全校の校長、教頭に家庭教育学級についての説明をしたり、家庭教育学級学習会の訪問を行ったりしている。</p>
<p>学校を拠点として教職員も参画する支援チームを組織することで、困難を抱える子供と家庭に対し個別の支援が可能になった。</p>
<p>学校と連携して「入学前プログラム」を区立小学校全校で行っている。新一年生の保護者会(2月)の時に2回に分けて保護者たちには家庭教育、子供たちには遊びのワークショップを行い、連帯感を育てて入学できるようにしている。保護者同士のつながりができることから「入学への不安が和らいだ」などの感想が多い。また、平成27年より一部の小学校で2月に1回、入学後の4月に1回の開催方式をとったところ、4月開催では「クラスに分かれているので、クラスごとの連帯感が育ってよい」などの感想が寄せられている。</p>
<p>多職種からなる学校支援チーム(指導主事、社会福祉、心理相談員、元母子・福祉相談員、元警察官等)が機能することにより、解決困難な課題のある家庭に対して、学校とともに一層の早期解決が図れるようになった。とりわけ学校内における効果的なチーム編成、ケース会議をはじめとする関係諸機関・団体との密な連携などに効果がみられる</p>
<p>定期的に学校訪問を行うことにより、信頼関係が構築され、連携・協力体制が整った。</p>
<p>各校のPTAが開催する家庭教育学級において、関係部局・機関の方を講師として招き、参加者の学びを深めることができた。</p>
<p>大変広域な面積を有している当市。学校・PTAの協力を得て、学習機会の均等を目的に「同じ講師」「同じ内容」で各学校を巡回して家庭教育講演会を開催し好評を得た。(H23、H24)</p>

平成 23 年度より、家庭教育支援チームを学校支援地域本部内の組織に位置付け、学校や保健・福祉部局が連携しながら取組を進めている。

4. 保健・福祉部局等との連携・協力体制の構築・強化

保健部局と連携した講座を行うことにより、参加者に対してその場で保健指導や育児相談等が行えている。

家庭教育アドバイザーの養成・派遣の対象を教育関係以外に児童福祉関係部局にも拡大したことで、児童福祉関係者がアドバイザーとして活動したり、保育園等から数多くの派遣依頼が来るなど連携・協力体制が構築されている。

保育施設の園児保護者などを対象に、町保健師による乳幼児の健康講和、町栄養士による食育講和などを実施することができた。

福祉部局の乳幼児健診等の空いた時間を利用し、保健師が子育て相談等を行っているため、特に改めて事業として行わずとも支援の体制ができています。

中央研修に加え、6つの教育事務所単位で研修を実施したため、企画段階からの連携が図られ、保健福祉部局からの参加者が増加するとともに協力体制が強化された。

乳児健診の日に乳児と保護者を対象に絵本の読みきかせを実施。他部局との連携。

乳児家庭全戸訪問や3歳児健診において、支援資料の配付・活用を県内全市町村保健福祉担当課に依頼している。

スクールソーシャルワーカーが学校と保健・福祉部局とのパイプ役となることで、情報の共有や共通理解ができ、効果的な支援につながった。

福祉部と情報や活動の連携をとることにより、家庭状態の改善に向かうケースが増えた。

母子保健・子育て支援事業と連携することで、ほぼすべての親への啓発が可能となった。

地域家庭支援チームによる保健・福祉部局との情報共有・連携による支援の実施。

福祉部健康づくり課の乳児家庭全戸訪問事業における家庭訪問時の家庭教育支援事業の啓発(チラシ配付)。

教育委員会他福祉部局でも実施している親子教室などの親子の交流の場の充実。

学校との情報共有の会議に保健・福祉部局の担当者にも出席してもらい協力体制の充実を図った。

担当者同士連携し、情報を共有し、公民館講座での託児ボランティアを福祉部局の教室にも活用することができた。

保健センターと協力することで効果的に事業を進める事ができた(乳幼児学級)。

教育・福祉で子育て家庭に関わる者が一堂に会した研修会を通じて、面識ができ、それぞれに対する理解を深め、その後の連携につながる。

保健センターを連携して、妊婦やその配偶者を対象に、生まれてくる赤ちゃんの心や身体の発達、出産後の健やかな子育て、また親子の絆づくりや発達段階に応じた子育てのあり方に学習することができた。

5. 外部の関係機関・団体等との連携・協力体制の構築・強化

社会福祉法人との連携による不登校等教育的課題を抱える家庭に対する支援展開。

地域の郷土芸能・体験交流による地域文化振興。

乳幼児をもつ母親を対象にした「おかあさん学級」では、子育て支援センター職員と連携を図ったり、情報交換の場として活用されたりするなど、大変有意義だった。

市の主催事業にて、市内の子育て支援団体に託児をお願いすることで、母親が交流する場や、子育てについて考える機会を提供できた。

PTA 関係者や青少年健全育成関連団体関係者を対象とした家庭教育研修の開催。

消費者教育講演会において、消費生活センター、消費者団体との連携が図れ、相互の必要事項の補完が出来た。

県 PTA 連合会家庭教育委員会との連携(研修会の講師、家庭教育研究大会開催に向けてのアドバイス等)。

区内大学との連携で、専門的分野の講義を継続しており、毎回多数の参加がある。

民間の子育て支援団体と連携した、読み聞かせ講座、人形劇。

平成 26 年度まで小学校単位の地区に地域の社会教育を推進する「地区社教」という組織があり、市の臨時職員を配置し家庭教育を各地区で進めていた。(広域な当市では効果的であった)。平成 27 年度から全地区で「地区社教」を解散し「まちづくり協議会」を設立、市の臨時職員の配置をやめてしまった。

家庭教育に関連する行政の各部署と外部の実践者が連携会議を開催し、各地区の乳幼児学級の代表者とも交流。

家庭教育に関する講演会等を NPO 法人に委託することで、より市民のニーズにあった学習の機会を提供することが出来る。

教育・福祉で子育て家庭に関わる者が一堂に会した研修会を通じて、面識ができ、それぞれに対する理解を深め、その後の連携につながる。

市 PTA 連合会との共催による家庭教育講演会や、保護司会と市内小中学校管理職との合同研修会の開催。

各学級の代表が集まる運営委員会の中に教育事務所社会教育主事や校長会長等の講話を取り入れ、連携を

深めた。
教育団体・青少年育成団体・各種団体等の代表者からなる家庭教育推進委員会を組織し、そこで協議した家庭教育支援施策について、各団体で取組を進めている。

6. 保健師、臨床心理士といった専門的人材の活用や連携の構築・強化

保健師等の専門的人材を活用した特別支援教育の専門部会の充実。
保健師等との連絡調整。
臨床心理士の招聘。
スクールソーシャルワーカーや市の家庭教育推進員を中心に、ケースに合わせて連携することができた。
臨床心理士の雇用。
スクールカウンセラーの活用。
村内全ての学校へスクールカウンセラーの設置を行い、専門的人材の活用ができた。
近隣市町村から保健師を招へいした。
専門的人材によるより深く、きめ細やかな対応。
専門性の高いSSWの配置による関係機関への円滑なつながり。
市の家庭教育推進員には、医者・大学教授・臨床心理士・元保育士・元教師等、様々な専門家がいて、うまく連携することができた。
専門的な知見から、児童・生徒へのかかわり、保護者対応ができた。
発達に不安を抱える保護者に対する相談事業を行う。
専門知識を活用してもらい、効果的に事業を進める事ができた(乳幼児学級)。
保健師、SC、SSW のもつ情報を共有し、その後の対応や支援に生かす。

7. 保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所の充実

子育て支援センター開館日の拡大(土・日)。
子育てサロンの仮設集会所での開催。
ワークショップ形式の学習においては、アイスブレイクを効果的に取り入れ、和やかな雰囲気での交流ができた。
育ちにくい子をもつ親への支援として月2回「ひだまりふあんの会」を実施している。参加者同士が一堂に会して自由に発言して交流・相談するとともに、専門相談員からの助言もいただいている。

就学時健診時に気軽に話せる場の提供で井戸端会議が開催できるようになった。
個別相談対応の充実、PTA 活動と相談対応をセットにすることで、家庭教育支援に係る機会や場の充実に努めた。
週 5 日、相談員がいつでも相談できる体制があり、また、相談室に限らず学校に訪問して相談する機会を設けることができている。
家庭教育を 3 回連続講座でおこなっており、保護者同士が家庭教育について話し合う機会が増え、交流も深められた。
主に乳幼児の親子を対象に、子育てサロンを実施。子育て中の悩みを話す場や親同士の交流の場となっている。
講座にワークショップ等の保護者間の交流を行う時間を取入れたことにより、気軽な交流が出来ている。
相談専門電話、相談窓口を増やしたことにより、保護者の心配事・要望を直接聞き取り、相談に応じる機会が増えた。
つどいの広場の拡充により、親子の居場所づくり、保護者同士の交流、気軽に育児相談が行える体制となり、親子に寄り添う家庭教育支援が行われている。
家庭教育支援チームによる、保護者の悩み・思いをつぶやける「しゃべり場サロン」の活動。
地域で子育て中の親を支援する取組を行っており、孤立した子育てにならないよう親同士の交流や親子のふれあいの場の充実に図り、安心して子育てができる土壌づくりに努めている。
教育相談室(ふれあい電話)。
ワンストップサービスの一環で一人の事でも進んで他機関に相談を持ちかけたので、親子ともどもたらいまわしにあわず安心できた。
「MOMO の部屋」を常設することにより、保護者の相談を受けたり、授業の休み時間に伝承遊びや工作等を通して交流し、児童と家庭を見守る。
児童館にて親子教室や育児相談等の事業を行っている。親子での遊びの充実や育児のノウハウを伝えている。
学校の空き教室等を活用し、地域住民や保護者が集う憩いの場(サロン)を実施。
親同士のワークショップでは、子育てに関する不安や悩み、やりがいや感動を伝え合い、互いの想いに共感し合うことで、「気づき」や「学び」が生まれていると感じた。
保護者の交流の場として、子育てサロン事業を月 3 回実施している(国・県の地域ぐるみの家庭教育支援事業)。参加者は口コミで増えており、好評。

親子電話相談事業の実施。
子育て個別相談会や子育てサロンを通じ、相談できる環境がある。

8. 養成した人材の活動の機会や場所の充実

子育てサポーター養成講座修了生に実習の場として子育て支援講座で託児ボランティアとして受け入れる。
県の研修を修了した際に、支援チームへの活動の紹介をし、市の家庭教育に関する事業の協力をしてもらっている。また、チーム員が情報を得る手段として、福祉部局の子育て支援事業への参加について、調整している。
市の家庭教育講座登録講師は、保育園、小学校等で家庭教育講座講師として活動している。
家庭教育サポーターには後方支援だけでなく、初めて子育てする親に講師(=子育ての先輩)として活動する機会を設けたことで、サポーターの意識向上につながった。
親まなびおでかけ講座の全小学校区実施により、親まなびサポーターの活動機会が増えた。
家庭教育支援者スキルアップ講習会で発掘した熱意ある人材を学校に配置することにより、登校渋りや不登校児童を始めとする課題を持つ家庭に関わる機会や場所を提供できている。また定期的に資質向上をめざし学習機会を設けている。
市内在住の家庭教育アドバイザーに学校区で実施している「親の学習」の講師を依頼している。
親の学習にて、学校等から依頼があった場合に随時派遣を行っている。
家庭教育連続講座で育ったスタッフが、地域の公民館に向いて、講師をすることができるようになった。
養成した子育てサポーターの活躍の場として、子育てサロンを活用。また、市内の公共団体からの要望に応じた託児等も行っている(講演会・市民講座など)。
子育て相談員や支援員として培ったスキルを発揮している。

9. 実施している家庭教育支援事業などの学校や地域住民への広報・認知度向上施策

家庭教育支援講座を市広報、企業等へポスター掲示。また、新聞記事として掲載している。
小学校の学級茶話会に足を運んで顔の見える広報活動。
各学校の家庭教育学級の役員が、ほかの保護者を誘っての参加。
ちらしなどを学校や保育園に依頼して、保護者に配布したところ、家庭教育事業へ参加する人が増えてきた。
地域の広報紙への記事掲載依頼や、近隣幼稚園へのチラシ配布依頼に対して、協力が得られたことによる周知の実現と、その結果としての参加希望者の伸び。

教育広報紙へ、毎号、家庭教育通信として家庭教育に関するアドバイスや講演会の案内等を掲載し、学校や保護者へ周知・啓発を図っている。
福祉部健康づくり課の乳児家庭全戸訪問事業における家庭訪問時の家庭教育支援事業の啓発(チラシ配付)。
ボランティア養成講座案内の全戸配布、幼児向け・小学生向け事業をお便りとして保育所・学校から配布、広報誌への掲載。
市で実施する子育て支援事業や相談場所、市内幼保園や学校等をまとめた冊子を作成し配付した。また、市ホームページにも掲載した。
家庭教育出前講演会について、校長会で事業紹介や開催希望状況等を周知したことにより、講座開催校が増えた。
「家庭の日」の普及啓発を目的として小中学生及び幼稚園児にポスター及び作品を募集し、大きな反響を呼んでいる。
県家庭教育支援チームによる「親の学びのプログラム」出前講座見学のご案内をした。又、市広報紙への掲載を行った。
大規模なキャンペーンの実施(3年間)や、事業独自のウェブサイトを運営することで、広域的に、継続的な啓発や情報提供が可能となっている。
幼稚園・保育園、学校、地域住民、近隣市町への広報誌、市ホームページ、ポスター・チラシ、地方情報誌等による家庭教育支援事業(講座等)の広報。
子育て教育に関する広報誌の全戸配布。
子育てや家庭教育に関する情報が掲載された家庭教育情報紙を年3回発行・配布。
市内全世帯に配布している冊紙に家庭教育学級の紹介のページを載せ、市民に周知。
年1回、市広報誌に「家庭教育」について、特集ページを掲載。
関係施設へ案内文の送付及びホームページ・広報誌での周知とともに、リーフレットを作成中である。
PTAとも連携し、家庭教育7か条をつくり、クリアファイル作成等を行い認知度向上に努めた。
広報での「家庭教育啓発月間」の周知。
町広報誌での広報。
TV・ラジオ・新聞等による広報活動。

10. 家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への取組

社会福祉法人との連携による不登校等教育的課題を抱える家庭に対する支援展開。
同事業の取組の中で「“気になる”(困難を抱えた)子どもを持つ親のための講座」及び「公民館 コミュニティカフェ」という事業を実施している。発達障害という課題に対して、保護者が学習し、保護者同士の交流を図る場を創出している。
不登校傾向の児童生徒への個別指導や居場所づくり。
県内に家庭教育コーディネーターと家庭教育支援員を配置し、不登校を中心とする家庭教育上の問題行動について訪問等による相談・助言を行った。
家庭教育支援者スキルアップ講習会で発掘した熱意ある人材を学校に配置することにより、登校渋りや不登校児童を始めとする課題を持つ家庭に関わる機会や場所を提供できている。また定期的に資質向上をめざし学習機会を設けている。
困難を抱えた保護者に対し、モノ作り教室へ誘うなどの声掛け活動の実施。
家庭教育支援員が学校と協力し、困難や課題を抱える家庭を訪問することにより、家庭環境を把握している。保護者の話を聴き、思いを受け止める中で、一定関係を築けるようになってきている。保護者が改善することによって、児童の登校状況もよくなり、学力の向上や仲間関係の構築などの効果が見られた。家庭教育支援員が家庭と学校をつなぐ役割を果たしている。

11. 働く親への取組

企業の子育て中の職員向けに講座を開催することで、上司や同僚にも参加・知る機会となり、企業全体の協力意識が高まった。
土・日曜日の実施。
e-ライブラリ（家庭学習支援）※家庭でパソコン等を使って学習できるソフトの導入。
「企業内家庭教育学習講座」・・・子育てについて学ぶ機会の提供や、地域で子供を育てる体制作りを進め、多くの父親、母親が就労する企業内においても家庭教育への関心を高める機会を創出するため、本事業を経済産業協会に委託し実施する。このことにより、子育て中の者はもとより、職場全員が家庭教育の重要性を再認識するとともに、親の心配りやアイデアによって、親子の絆を深めながら自信をもって豊かな家庭教育が進められるようになることを目指すものである。
働く親向けに、親育ち講座を企業で行っている。学校などで行われる家庭教育学級等に出席できない親が、子育ての悩みを共有したり、ヒントを得たりすることができる。
講座の時間帯などに工夫がみられた(夜間開催など)。

参加しやすい曜日や時間を事前調査して参加しやすい日程を設定（場合によっては、時間を変えて同じ内容を複数回実施）。

企業における家庭教育学級を実施し、忙しくて学校や地域の家庭教育に関する研修会に参加できない保護者に対し、学習の機会が提供できる。

子育てしやすい職場環境づくりや子供たちが健やかに育つための活動に取り組む等、家庭教育を支援する企業（「家庭教育応援企業」）の拡充をすすめるとともに、仕事を持っているために家庭教育に関する研修会、学級、教室等に参加できない保護者等に対して、仕事と子育ての両立や家庭における親のあり方などを学習する機会を提供するため、希望する企業（職場）に講師を派遣して家庭教育に関する研修会を開催し、家庭の教育力の向上、さらには企業（職場）における家庭教育支援の気運の醸成を図った。

12. 家庭教育支援の予算の拡充

国・県の補助金を活用。

各PTAへの家庭教育学習事業への補助金。

サポーターへの報償費が確保でき、効果的な支援がきっちりとできる。

予算の拡充により、「親学習」を提供する機会の拡充につながった。

保育が必要な方が講座に参加しやすいように、講座参加者に対する保育サービスを行えるよう、予算を増額した。

小学校の子育て講座や中学校の家庭教育講座、PTA研修会の講師謝金を確保する。

13. 担当課員の充実

家庭教育担当の嘱託職員を配置することで、講座や研修会、また、広報紙やホームページの内容を充実したものにすることができている。

H25から社会教育指導員を設置し、兼任で家庭教育支援を担当してもらったところ、事業内容も充実してきた。

人数的なものではなく、担当者自身がサポーターの活用も含め、他職の人材や関係機関との連携（明確な役割分担）を考え、市全体の支援体制を構築する。

14. その他

父親対象の料理教室。

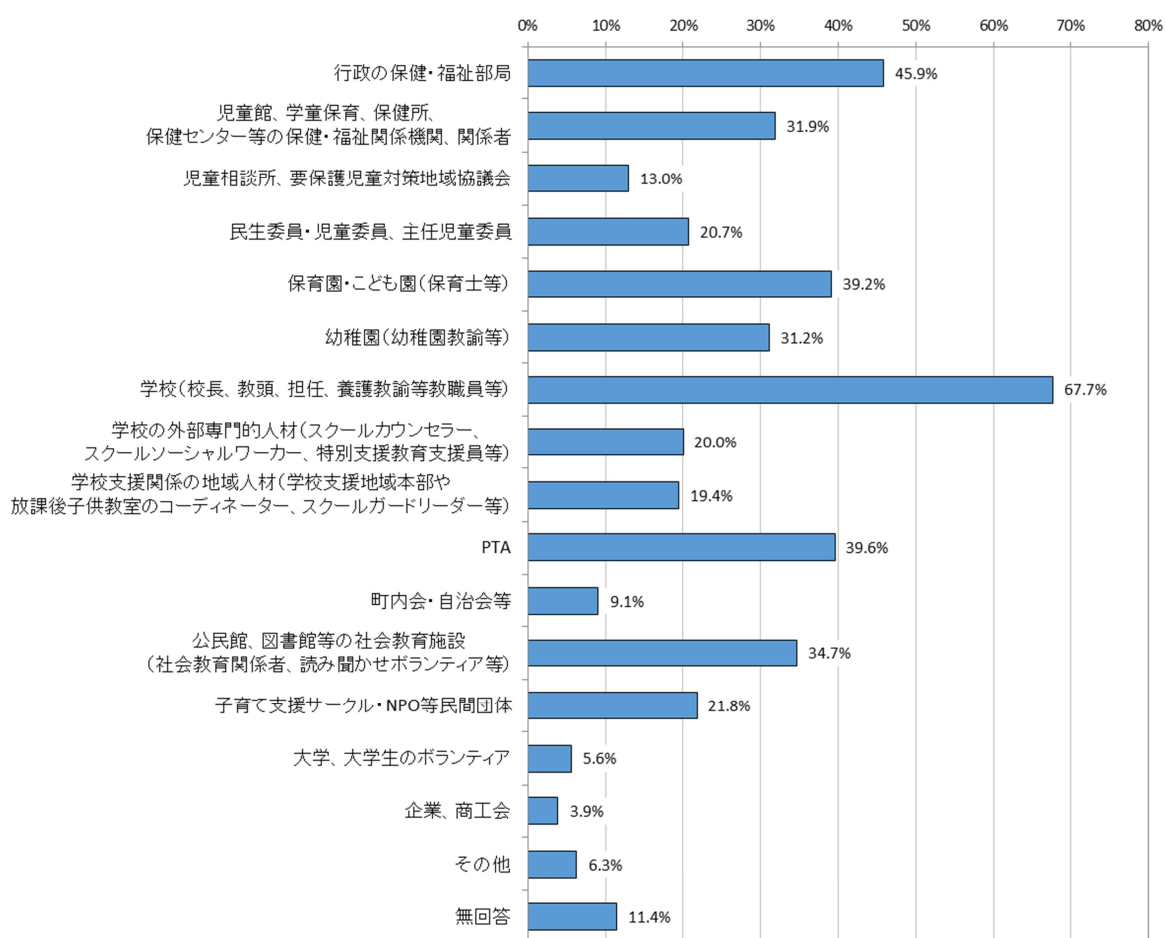
<p>父親が参加しやすい親子参加の学習会「おやじの出番！」を開催した結果、父親が家庭教育に参加するきっかけづくりとなった。</p>
<p>「子どもを育てる10か条」普及のための保護者への出前講演の実施。</p>
<p>親学出前講座、遊園地や商業施設などの人の集まる場所における親学。</p>
<p>夏休みの父子料理教室「パパと一緒に楽しくつくろう！手作り照り焼きハンバーグ」(学校法人大竹学園との共催)。</p>
<p>「家庭教育啓発ポスターの作成」・・・「家庭教育はすべての教育の出発点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、家庭・学校・地域・企業等が一体となって、社会全体で子供の育ちを支える環境づくりを進めている。その一環として家庭の教育力の向上に関するポスターを作成し、家庭教育の重要性について啓発を行っている。</p>
<p>父親の子育てへの理解と積極的参加を求め、父親の学びの場、親子のふれあいの場を通して、少しずつではあるが父親の参加が見られるようになってきた。</p>

3-5-4 連携している組織・人材

家庭教育支援を行う中で、連携している組織・人材は、「学校（校長、教頭、担任、養護教諭等教職員等）」が67.7%、次いで「行政の保健・福祉部局」が45.9%である。

自治体区分別にみると、都道府県では「行政の保健・福祉部局」が78.7%、「PTA」が76.6%と割合が高くなっている。

図表 3-23 連携している組織・人材 (n=1,400)



	全体	行政の保健・福祉部局	児童館、学童保育、保健所、保健センター等の保健・福祉関係機関、関係者	児童相談所、要保護児童対策地域協議会	民生委員・児童委員、主任児童委員	保育園・こども園(保育士等)	幼稚園(幼稚園教諭等)
全体	1399 (4.21)	642 (45.9%)	446 (31.9%)	182 (13.0%)	290 (20.7%)	548 (39.2%)	436 (31.2%)
都道府県	47 (5.96)	37 (78.7%)	16 (34.0%)	2 (4.3%)	8 (17.0%)	21 (44.7%)	25 (53.2%)
政令指定都市	17 (6.71)	9 (52.9%)	8 (47.1%)	4 (23.5%)	3 (17.6%)	8 (47.1%)	8 (47.1%)
市区町村計	1335 (4.12)	596 (44.6%)	422 (31.6%)	176 (13.2%)	279 (20.9%)	519 (38.9%)	403 (30.2%)
中核市	36 (5.17)	14 (38.9%)	15 (41.7%)	3 (8.3%)	9 (25.0%)	15 (41.7%)	12 (33.3%)
特別区	23 (4.26)	5 (21.7%)	7 (30.4%)	3 (13.0%)	4 (17.4%)	8 (34.8%)	10 (43.5%)
市	618 (4.31)	270 (43.7%)	201 (32.5%)	92 (14.9%)	130 (21.0%)	232 (37.5%)	231 (37.4%)
町	543 (3.96)	257 (47.3%)	171 (31.5%)	66 (12.2%)	110 (20.3%)	216 (39.8%)	135 (24.9%)
村	115 (3.52)	50 (43.5%)	28 (24.3%)	12 (10.4%)	26 (22.6%)	48 (41.7%)	15 (13.0%)
	全体	学校(校長、教頭、担任、養護教諭等教職員等)	学校の外部専門的人材(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等)	学校支援関係の地域人材(学校支援地域本部や放課後子供教室のコーディネーター、スクールガードリーダー等)	PTA	町内会・自治会等	公民館、図書館等の社会教育施設(社会教育関係者、読み聞かせボランティア等)
全体	1399 (4.21)	947 (67.7%)	280 (20.0%)	272 (19.4%)	554 (39.6%)	127 (9.1%)	485 (34.7%)
都道府県	47 (5.96)	34 (72.3%)	1 (2.1%)	13 (27.7%)	36 (76.6%)	2 (4.3%)	23 (48.9%)
政令指定都市	17 (6.71)	14 (82.4%)	4 (23.5%)	3 (17.6%)	15 (88.2%)	4 (23.5%)	11 (64.7%)
市区町村計	1335 (4.12)	899 (67.3%)	275 (20.6%)	256 (19.2%)	503 (37.7%)	121 (9.1%)	451 (33.8%)
中核市	36 (5.17)	22 (61.1%)	4 (11.1%)	9 (25.0%)	23 (63.9%)	6 (16.7%)	23 (63.9%)
特別区	23 (4.26)	13 (56.5%)	7 (30.4%)	5 (21.7%)	16 (69.6%)	1 (4.3%)	2 (8.7%)
市	618 (4.31)	428 (69.3%)	138 (22.3%)	120 (19.4%)	249 (40.3%)	60 (9.7%)	219 (35.4%)
町	543 (3.96)	369 (68.0%)	104 (19.2%)	104 (19.2%)	183 (33.7%)	45 (8.3%)	182 (33.5%)
村	115 (3.52)	67 (58.3%)	22 (19.1%)	18 (15.7%)	32 (27.8%)	9 (7.8%)	25 (21.7%)
	全体	子育て支援サークル・NPO等民間団体	大学、大学生のボランティア	企業、商工会	その他	無回答	
全体	1399 (4.21)	305 (21.8%)	78 (5.6%)	54 (3.9%)	88 (6.3%)	160 (11.4%)	
都道府県	47 (5.96)	23 (48.9%)	9 (19.1%)	23 (48.9%)	5 (10.6%)	2 (4.3%)	
政令指定都市	17 (6.71)	13 (76.5%)	5 (29.4%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	
市区町村計	1335 (4.12)	269 (20.1%)	64 (4.8%)	28 (2.1%)	82 (6.1%)	157 (11.8%)	
中核市	36 (5.17)	18 (50.0%)	7 (19.4%)	2 (5.6%)	2 (5.6%)	2 (5.6%)	
特別区	23 (4.26)	8 (34.8%)	3 (13.0%)	1 (4.3%)	3 (13.0%)	2 (8.7%)	
市	618 (4.31)	157 (25.4%)	34 (5.5%)	14 (2.3%)	45 (7.3%)	43 (7.0%)	
町	543 (3.96)	77 (14.2%)	15 (2.8%)	8 (1.5%)	29 (5.3%)	77 (14.2%)	
村	115 (3.52)	9 (7.8%)	5 (4.3%)	3 (2.6%)	3 (2.6%)	33 (28.7%)	

3-5-5 家庭教育支援に関するニーズ

家庭教育支援に関してどのようなニーズがあると感じているか（議会や住民などから要望がある場合、どのような内容のものが多いか）について、自由記述できいた。主な回答は、以下の通り。

1. メディアとの関わり、情報モラルについての学びの提供

スマートフォン等のメディアとの関わりについて。
子供との接し方・上手な叱り方、ネット依存への対処などについて知りたいという声が多い。
本市では、主に保護者を対象とした講演会を実施しています。最近では、ケータイ・スマホの普及により「情報モラル」について保護者と児童と一緒に学ぶ講演会が増えたように感じています。
子供のスマートフォンやインターネット利用に関する啓発・生活習慣病対策などの健康づくり推進。
子供のネットいじめやネット犯罪について土日の講演会やセミナーの開催。

2. 保護者への学習機会の提供

子供の発達段階に応じた切れ目のない保護者への情報提供、保護者が集まる機会を活用した情報提供。
講座などを一方的に受講するのではなく、受講者が講師とやりとりできる参加型の講座が望まれています。
保護者に対する講演会のほかに家庭教育実践交流、生活習慣づくり、食育についてなど子供と一緒に保護者も成長していく過程でそれぞれのライフステージにあった学習機会の提供。
子育てに対する世代間の認識の違いを知り、互いの理解を深める講座の開催・父親の家事・育児への積極的な参加を促す講座の開催など。
保護者としてのあるべき言動を学ぶ機会の提供。
講座を始め、参集する類については実施時間帯の見直し・家庭教育に関わる定期的な情報提供（ソーシャルネットワーク等の活用）。

3. 子供の居場所づくり

学童保育を利用できない児童・生徒の居場所づくり一部の小学校で「放課後教室」を行っており、拡充が求められている。
安全な遊び場や児童館などの子供の居場所の整備。
障害児の放課後、長期休暇預かり。
放課後児童クラブ（4～6年生）として機能させるスペース（空き教室等）がないため、学童保育（1～3年生）を終了した子の居場所を整備すること。
子育て支援センターの常設。年間を通して子供が遊べる場所。

4. 子供の成長に応じた子供との接し方等

子供たちの素養（特に言葉遣いや態度）を高める必要性。
親子でいっしょに参加できる事業を希望する保護者が多いと感じる。
親子の対話・コミュニケーション、子供の心の発達、命の大切さに関するもののニーズが多い。
保育園・幼稚園では親子のふれあい支援として、親子一緒にできる運動教室を求める声が多い。小学校では、主に子供とのふれあい方や親子で一緒に学べる講座（ゲームとの付き合い方や睡眠時間について等）が特に求められていると感じる。

5. 保護者同士の交流の場等の整備

子育てをする保護者等が、気軽に交流や情報交換ができる場の充実。
学習機会の提供、一時預かり等の託児。
子育て世代の居場所づくりが必要である。その場所に行けば、何かがありつながれる。必要な情報が得られる。悩み相談からやすらげる場所の創出。
乳幼児と保護者の集いの場づくり。
「家庭教育」という堅いイメージを払拭し、保護者がより気軽に交流や相談ができる場の提供が必要であると感じています。

6. 人材育成

現在、家庭教育支援に携わっている人たちから、より多くの支援に携わる人材の育成が望ま

<p>れている。</p> <p>また、講座等の周知方法についての改善が求められている。</p>
<p>支援に携わるボランティア等の人材の充実。</p>
<p>住民同士のつながりを求めているが、つなぐコーディネーター役がいなくなかなか集まらない。</p>
<p>支援員が個別に相談を持ちかけられていることもあることから、支援に携わる人材の選択（教育・保育現場経験者等の相談しやすい人材）、相談に対応できる時間等を工夫する。</p>

7. その他

<p>地域の方(子育て世代の祖父母世代)は子育て世代に関心を持ち、つながりの中で「親」としての成長を助けてあげたいと考えているが、子育て世代は地域活動に対して無関心。双方がつながる仕組みが求められる。</p>
<p>保育所や一時預かりの休所日（日曜・祝祭日等）の託児、宿泊を伴う預かり、病児保育。</p>
<p>最も多いのが家庭教育とは何ですかという質問です。家庭での親子関係の間に教育が成立している認識が希薄です。</p>
<p>専門的な相談対応窓口。</p>
<p>広報紙など情報提供の充実。</p>
<p>子供貧困対策・仮設住宅から復興住宅におけるコミュニティの家庭環境。</p>
<p>生活困窮者への相談支援体制の充実。</p>
<p>日本に暮らしている外国人の親子に対しての言葉の壁（通訳）。</p>
<p>土日を含む時間外相談が可能な相談体制。</p>

3-5-6 家庭教育支援に関して強化していくべき取組

家庭教育支援に関して、今後、どのような取組を強化していくべきと考えているかについて、自由記述できいた。主な回答は、以下の通り。

1. 家庭教育に関心の低い保護者への学習機会の提供

家庭教育に関心の低い保護者へ、既存の団体と連携したアウトリーチ等。
家庭教育学級へ参加しない、あるいは諸事情で参加できない親を対象とした支援の取組。
家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親が、行政の届出等で必ず訪問する部署（場所）での情報提供や、別の目的で親が集まっている場での啓発。
市サイトでの家庭教育情報の提供や希望者へのメールでの情報発信等、家庭教育支援事業を展開している場に来ることのできない保護者への情報発信。

2. 家庭教育支援に関わる人材の育成

支援に携わるボランティア、子育てサポーター等の人材育成。支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材育成。企業等との連携。
家庭教育支援事業の具体的な事業案を自治体職員が学び、実行し、住民に家庭教育を浸透させていく活動が必要だと考える。
子育てサポーター等家庭教育支援の中核を担う人材の育成を行っていくための学習機会の提供や養成した人材の活動の機会や場所の充実を図っていくべきと考える。
人材のほりおこし（ボランティアコーディネーターなど）。支援を担うサポーターやコーディネーターの養成。研修会の開催。支援活動をしたい人と必要としている人とのパイプライン。情報集約場所を作る。

3. 様々な年齢層への学習機会の提供

これからも親になる世代や、乳幼児の保護者に対して家庭教育の必要性を啓発する取組が必要。
幼稚園、小学校は家庭教育が充実しているのに対し、中学校になると部活や受験と日々の生活が忙しくなり家庭教育が疎遠となってしまうので、中学校での支援強化。
小中高校生向け、あるいは、その保護者向けの事業がこれまで少なかったもので、それらの対

象向けの取組を充実していきたい。

子育て世代だけでなく、孫を預かるシニア世代に対しても家庭教育の推進を行っていく。

幼稚園・保育園等の家庭教育に対する理解促進を図り、低年齢児の保護者を対象とした家庭教育支援を推進していきたいと考えています。

我が区の子育て支援や家庭教育支援に関する事業は、乳幼児期から小学校低学年の子供を持つ保護者を対象とする事業が多い。一方、教育委員会が実施している家庭教育学級は区立幼稚園・小中学校の PTA に委託して実施している。全体的に私立学校の保護者を含めて、地域における学齢期、中高校生や思春期、青年期の課題に対応した家庭教育支援の学習機会が少ない。地域における学齢期以降の課題に応じた関係課や専門的な機関が実施する学習支援事業を充実し親・保護者、中高校生、若者の参加を促進することが求められる。

4. 参加しやすい環境づくり

毎年度リニューアルした家庭教育応援講座等、学習の機会や内容、相談窓口を充実させる。地域全体で子育て世代を見守り育てる環境づくり。

現在の家庭教育学級は主に平日の午前中に実施しており、参加者が少ないため、今後は授業参観終了後やオープンスクール開催時など、多くの保護者が参加できる機会を設定するよう学校に働きかけている。

町外から転入してきた親が気軽に相談できる体制や、同年代の子供をもつ親と交流ができる場作りが必要と考える。

子育ての悩みを話せる場や機会の提供。また、夜間等の保育、託児も今後必要なのではと感じている。

毎年一回、町立幼稚園 PTA と共催して子育て講演会を開催しているので、講演会の質の向上や集客力を上げて少しでも多くの方に家庭教育の学習の場を設けたい。

一度だけの取組ではなく、いつでも学習できる機会をつくり、今後も続けていくこと、また交流の場につなげていくこと。

5. その他

家庭教育支援を専任で担当する職員の配置が必要。

各機関と連携して、地域ぐるみの家庭教育支援ネットワークを構築していくべきと考える。

家庭教育支援事業への参加者の拡大。

現在は、独自に活動しており、年1回開催される学級長会にて、市からの情報提供や悩み事の共有を図っているが、まだまだサポート体制がしっかりと構築されていないので、体制の整備と強化が求められる。

広報・啓発活動に力を入れ、まずは住民にそのような事業があるということを知ってもらうことが重要であると考えます。

3-5-7 文部科学省への要望

その他、文部科学省の家庭教育支援施策についての意見・要望を、自由記述できいた。主な回答は、以下の通り。

1. 財政面への支援

家庭教育支援にかかる予算の確保が厳しい状況にあり、財政面への支援が望まれる。
家庭教育支援施策の具体的手法の提示や、その実施にかかる財政的な支援をお願いしたい。
継続した国・府からの支援がないと、市単費では事業の継続・拡充を計画することが難しくなっている。ぜひ補助金等の支援をお願いしたい。
補助率 100%の家庭教育施策の策定に向け、予算の獲得をお願いします。
地方自治体の予算も年々厳しくなっていますので、国において医療の現場（妊婦の定期検診時）において配布できる家庭教育啓発用のパンフレットを作成し配布いただくとか、学校教育という教育の現場で、家庭教育についての理解促進を図る機会を確保いただければと思います。
市町村が希望すれば、1/3 補助をもっと受けやすいようにしていただきたい。
家庭教育に関する講演会を開催する場合、旅費が高額になるなど離島は本土に比べて財政負担が大きい。また家庭教育に関する情報を得にくい地理的不利性があるので、本土との格差を是正して欲しい。

2. 人材の育成に関する支援

小規模自治体では人材確保が難しく広域的にすすめてほしい。
学校で家庭教育支援が進むように、スクールソーシャルワーカーの各校配置。
支援を行うボランティアの育成方法や人材確保の方法等の研修を開催して欲しい。
離島等の僻地への専門知識を有する(社会教育主事など)人材派遣事業の拡充。
価値観の多様化により、各家庭における問題も様々であるがゆえに、個別的な家庭教育支援が必要であることは言うまでもないが、そのためには先に記したように高いスキルを持った人材が求められる。できればそういった人材の養成を支援する施策がより充実することを期待する。

3. 家庭教育支援の周知に関する支援

各市町村における家庭教育支援事業が活性化するよう、好事例を全域に周知することのできる事業の拡充を図ってほしいと感じることが多々あります。

家庭教育手帳の継続的な配布があればよいと感じる。

政府広告やドラマの作成など、メディアを利用した啓発を全国展開してほしい。

4. 家庭教育に関する情報提供

子供若者支援法の施行以来、支援の対象が拡大されている現在、家庭教育支援の充実を含め、法の趣旨をかなえるためには、行政組織を横断した支援体制づくりが必要であるが実際は組織づくりを含め困難が多い。内閣府と連携し、先行モデル等の提示をいただきたい。

スマートフォンなどネット環境が家庭教育に大きく影響することが問題視されるなかで、親と子それぞれに対してどのような啓発をすべきか(ルールづくりのモデルケースなど)、対応についての研修や資料の提供をお願いしたい。

他市町村でどういった取組をしているのかご教示いただけたら有難いです。

5. その他

社会で生きていく上で最も根本となる重要な要素である「自尊感情」を育む大切な土壌として家庭を安定させる施策をお願いしたい。家族と子供たちとのスキンシップによる心の通いの奨励、家族と一緒にスポーツや料理等の体験を通じて、子供たちの自尊感情を育むような施策を望みたい。

原発災害により、ほぼ9割の児童が県内外に避難しており、再開した小学校においてもすべてスクールバスでの登校、少人数での学校運営を強いられており、通常の学校運営とは程遠い。原発事故の根の深さである。文科省については、原発事故に対して支援の特例はないという的外れな回答をしないでもっと現実を見てもらいたい。

父母が精神障害や知的障害を保持している等接触が難しく、衣食住環境・家庭教育両面で養育環境が整わない家庭が増えていることから、臨床心理士等の専門職の各市町村単位での配置を文部科学省主体で進めていただければと思います。

今起きている子育てに関する様々な問題の原因を家庭や地域の教育力の低下などに矮小化せず、経済・社会の構造的な問題であるという視点を持って、他省庁（民間企業も含む）と

連携した大きな枠組みで取組を強化し、子育て世代や教育関係者を支援してほしい。

国や県で様々な施策を実施しているが浸透していない。浸透していない理由として、学校・地域・家庭に施策を受け入れる余裕がないことが考えられる。家庭教育支援の充実には学校現場の協力が不可欠であるが、学校現場は多忙であり余裕がなく社会教育が入り込む余地がない。地域も住民同士の繋がりが希薄化している地域も多く余裕がない。家庭も仕事や家事に追われ家庭教育に目を向ける余裕がない。社会全体の課題で困難であると思うが、各分野が家庭教育の充実のために余裕を持てる施策が必要であると考えます。

子ども・子育て支援関連事業同様、町単位で一般財源化し、適正に対応するためには業務の一元化のもと、少ない人材で合理的に進めていく体制づくりが基本となります。国として、課題業務を都道府県市町村に提示することは重要ですが、合理的組織化に向けた指針も具体的に提示いただきたい

放課後子供教室、土曜日の支援事業、コミュニティスクールなど、様々な施策の実施を国は求めてくるが、どれも運営委員会等仕組みが必要になり、また共通した事項も多い。国でもっと総合的な取組を検討してもらいたい。町村ではいくつもの組織を作ることは負担となる。

参考資料

参考資料

- ・家庭教育支援の連携事例に関する調査 調査票
- ・地域における家庭教育支援施策に関する調査 調査票

家庭教育支援の連携事例に関する調査

2015年11月

【ご協力をお願い】

本調査は、家庭教育支援のご担当者の方がご回答ください。

文部科学省では、「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」として、「学校、保育所、認定こども園、保健福祉部局、企業、NPOなどの民間機関等の様々な機関と連携した家庭教育支援」の取組の具体的事例についての情報を広く収集しております。その一環として、都道府県・政令指定都市を対象に、自治体と他組織との連携に関する事例収集を目的としたアンケートを実施することといたしました。

ご回答内容について、事前のご相談なく、個別の回答内容を公表することは一切ございません。つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力をお願い申し上げます。

ご回答の作成に際しては、必要に応じて、貴自治体内の関係部局や市区町村の関係部局とご相談の上、ご回答下さい。

なお、本調査は、**文部科学省**が調査主体として実施するものです。アンケートの送付・回収、集計などの取りまとめについては、民間の調査研究機関(シンクタンク)である「株式会社リベルタス・コンサルティング」が実施いたします。

ご記入が終わりましたら、**12月18日(金)**までに katei@libertas.co.jp にメールでご送付ください。

【調査主体】

○文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室
担当者:佐々木、成田
TEL:03-5253-4111(内線 3467)

【調査実施に関するお問合せ先】

○株式会社 リベルタス・コンサルティング
〒102-0085 東京都千代田区六番町2-14
東越六番町ビル2F

担当者:八田、菊池、傍島
TEL:03-3511-2161
受付:平日 10:00~17:00(土・日・祝を除く)



【用語について】

- ・『**家庭教育**』: 父母その他の保護者が子供に対して行う教育のことです。家庭教育は、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。
- ・『**学習機会の提供**』: 家庭教育をテーマとした学習講座・学級等の開催、出前講座等の実施、保護者や親子への交流の場の提供等の取組

【問1】 貴都道府県・政令指定都市及び貴都道府県内の市区町村の家庭教育支援に関する取組のうち、学校、保育所、認定こども園、保健福祉部局、企業、NPOなどの民間機関等と連携して行っている、以下のA～Cの内容の取組で、先進的又は特色あると思われるものについてご紹介ください。それぞれの取組について、①自治体名、②連携先、③取組の概要、をご記入ください。

A. 将来親になる中高生等の子育て理解学習に関する連携事例

例) 中学生・高校生が親となる心構えを身につけられるように、自治体と中学校・高校や地域の団体(例: 青少年育成団体、NPO等)が連携し、学習機会の提供等を行う。

①自治体名	②連携先	③取組の概要(自由記述)

※都道府県の補助金や委託費等を受けて市区町村が実施している取組も対象としてください。

※回答欄が足りない場合は、回答内容・回答数に合わせて、適宜スペースを追加してください。

B. 未就学児の保護者への家庭教育支援に関する連携事例

例) 未就学児を持つ親に対する学習機会の提供や相談事業を、家庭教育支援担当者が保健福祉部局や、幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援団体等と連携しながら実施する。

①自治体名	②連携先	③取組の概要(自由記述)

※都道府県の補助金や委託費等を受けて市区町村が実施している取組も対象としてください。

※回答欄が足りない場合は、回答内容・回答数に合わせて、適宜スペースを追加してください。

C. 学齢期の子供の保護者への家庭教育支援に関する連携事例

例) 小中学生の子供を持つ親に対する学習機会の提供や相談事業を、家庭教育支援担当者が小中学校やPTA、地域の関係機関等と連携しながら実施する。

①自治体名	②連携先	③取組の概要(自由記述)

※都道府県の補助金や委託費等を受けて市区町村が実施している取組も対象としてください。
※回答欄が足りない場合は、回答内容・回答数に合わせて、適宜スペースを追加してください。

- 【問2】 貴都道府県・政令指定都市及び貴都道府県内の市区町村の家庭教育支援に関する取組のうち、「D. 企業」「E. NPO 等の民間機関」と連携して行っている取組で、先進的又は特色あると思われるものについてご紹介ください。それぞれの取組について、①自治体名、②連携先、③取組の概要、をご記入ください。
 ※問1 A～Cでご紹介いただいた事例を問2に再掲する場合は③概要の欄に【再掲】と明記して下さい。

D. 企業との連携による家庭教育支援に関する連携事例

例) 企業のノウハウを活用して、家庭教育に関する学習機会の提供や相談事業を幅広く行う。また、地域企業において、従業員に対する家庭教育に関する学習機会の提供や相談事業を行う。

①自治体名	②連携先	③取組の概要(自由記述)

※都道府県の補助金や委託費等を受けて市区町村が実施している取組も対象としてください。
 ※回答欄が足りない場合は、回答内容・回答数に合わせて、適宜スペースを追加してください。

E. NPO 等の民間機関との連携による家庭教育支援に関する連携事例

例) NPO 等のノウハウを活用して、家庭教育に関する学習機会の提供や相談事業を幅広く行う。

①自治体名	②連携先	③取組の概要(自由記述)

※都道府県の補助金や委託費等を受けて市区町村が実施している取組も対象としてください。
 ※回答欄が足りない場合は、回答内容・回答数に合わせて、適宜スペースを追加してください。

ご紹介頂いた事例の取扱いについて

- 各都道府県・政令指定都市様からご紹介頂いた事例については、事例内容を鑑み、事例集（報告書）への掲載を検討いたします。
- 事例集への掲載をお願いしたい事例については、別途、当該事業を実施する自治体へ直接ヒアリング調査を実施する予定です。その際、弊社から当該自治体へヒアリングのお願いをさせて頂く予定です。市区町村に対するヒアリングについて、もし、貴都道府県を通してご依頼をする必要がありましたらお知らせください。
- ヒアリング調査は1～2月に実施することを予定しています

〔連絡先〕 ご回答をとりまとめていただいた方の連絡先をご記入ください。

都道府県・政令指定都市名			
ご回答者氏名		ご所属部署・役職	
電話番号		メールアドレス	

ご協力いただきありがとうございました。

地域における家庭教育支援施策に関する調査

2015年11月

調査主体 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
家庭教育支援室

調査委託先 株式会社リベルタス・コンサルティング

【ご協力をお願い】

平成25年6月14日に閣議決定した第2期教育振興基本計画では、基本施策2.2として、「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」が明記され、その成果指標として、家庭教育支援の充実（全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施等）が盛り込まれました。

文部科学省では、第3期教育振興基本計画の策定に向けて、第2期教育振興基本計画における成果指標の達成状況を把握するため、地方自治体における家庭教育支援の実施状況について調査を行っております。この調査は平成24年度実施の「地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」で調査した内容のその後の状況を把握するためのものです。つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力をお願い申し上げます。

なお、本調査は、**文部科学省**が調査主体として実施するものです。アンケートの送付・回収、集計などの取りまとめについては、民間の調査研究機関(シンクタンク)である「株式会社リベルタス・コンサルティング」が実施いたします。

【ご回答の注意点】

- 各質問項目において、どの自治体が実施しているかの判断は、以下のとおりとします。
 - ・国の補助金や委託費等を受けている場合で、間接補助又は再委託費等により市区町村が支出を受けて実施している場合、あるいは、都道府県の補助金や委託費等を受けて市区町村が実施している場合は、市区町村が実施しているものとしてください。
 - ・逆に市区町村が取組に協力・関与している場合であっても、市区町村への支出を行わず、都道府県が実施している場合は、都道府県が実施しているものとしてください。
- 本調査票の質問項目問6の家庭教育支援に関する施策（学習機会の提供、個別相談業務）の実施状況については、教育委員会が実施しているもの以外に、家庭教育支援施策に該当する取組を保健・福祉部局等の他部局が実施している場合には、その状況についても把握したいと考えております。他部局が実施している場合には、できるだけ当該部局にご協力をいただき、回答をお願いします。（該当部局にヒアリング等を行い、御回答いただいても構いません）

ご記入が終わりましたら、同封の返送用封筒（切手不要）に入れて**12月18日(金)**までに投函していただくか、メールにてご提出をお願いします。（メールアドレス：katei@libertas.co.jp）

なお、本調査票データ（ファイル形式：ワードファイル）については、ウェブサイトからダウンロードすることができます。（URL：<http://www.libertas.co.jp/katei/>）

本アンケート調査についてご不明な点、ご質問等がございましたら、下記【調査実施に関するお問合せ先】までご連絡をお願いいたします。

【調査趣旨に関するお問合せ先】

○文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室
〒100-8912 東京都千代田区霞が関3-2-2
担当者:佐々木、成田 TEL:03-6734-2927
受付:平日9:30~18:15(土・日・祝を除く)

【調査実施に関するお問合せ先】

○株式会社 リベルタス・コンサルティング
〒102-0085 東京都千代田区六番町2-14 東越六番町ビル2F
担当者:八田、菊池、傍島
TEL:0120-575-332(フリーダイヤル) E-Mail:katei@libertas.co.jp
受付:平日10:00~17:00(土・日・祝を除く)



【用語について】

- ・『**家庭教育**』：父母その他の保護者が子供に対して行う教育のことです。家庭教育は、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。
- ・『**家庭教育支援施策**』の内容について：
家庭教育を行う保護者を支援するために行う施策・事業のことです。家庭教育に関する学習機会や情報の提供、相談対応、保護者の関心を高める啓発、参画する地域人材の養成、団体や企業、学校など関係する機関との連携の促進や意識啓発を図る事業などが含まれます。
- ・『**学習機会の提供**』：家庭教育をテーマとした学習講座・学級等の開催、出前講座等の実施、保護者や親子への交流の場の提供等の取組
- ・『**学習プログラム**』：学習機会の提供にあたって、自治体等が活用できるように作成された指導要領、指導方法、講座カリキュラム、教材等をまとめた資料・冊子
- ・『**家庭教育支援チーム**』：子育て経験者、教員 0B、民生委員、児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士等の地域の様々な人材や専門家で構成され、保護者への学びの場の提供や、地域における親子の居場所づくり、訪問型家庭教育支援などの業務を行う任意の組織。(文部科学省の事業や登録制度の対象となっているもの以外のものも含まれます。)
- ・『**訪問型家庭教育支援**』：家庭教育支援チームのメンバーや家庭教育支援員等が家庭を訪問して行う家庭教育支援。

I 貴自治体の以下の情報についてお答えください。(平成 26 年度の状況をお答えください。)

【問 1】 貴自治体の名称をご記入ください。

(問 2 は、市区町村のみご回答下さい。)

【問 2】 貴自治体の公立小学校数をお答えください。(数字を記入)

 校

II 貴自治体の家庭教育支援の体制・実施状況についてお答えください。(平成 26 年度の状況をお答えください。)

【問 3】 貴自治体における、家庭教育支援のための体制は以下のどれに該当しますか。(○は 1 つ)

1. 家庭教育支援を担当する専任の職員が配置されている
2. 家庭教育支援を担当する専任の職員は配置されていないが、兼務する職員が配置されている
3. 家庭教育支援を担当する職員は配置されていない

【問 4】 貴自治体における家庭教育支援を担当する職員の数をお答えください。(数字を記入)

専任 人 兼任 人

Ⅳ 貴自治体の小学校区別の家庭教育支援に関する事業の状況についてお答えください。
(平成26年度の小学校区別の状況をお答えください。)

※この質問は、小学校区別の状況をお答えください。

【問6】 貴自治体を実施している家庭教育支援に関する「学習機会の提供（企業向けの講座を除く）」「個別相談業務」について、小学校区別の実施状況についてお答えください。（保健・福祉部局等、他部局の取組も含めてください。個別相談業務において、家庭教育支援の要素が含まれていれば「子育て相談」などの名称で行っているものも対象となります。）

① 貴自治体の小学校区名（都道府県は該当する小学校区のみ、市区町村は全て（P1 問2でご記入いただいた数）をご記入下さい。

② 家庭教育支援に関する「学習機会の提供（企業向けの講座を除く）」について、平成26年度の年間実施回数をお答えください。

（数字を記入（開催していない場合は0回。複数小学校区にまたがって開催した講座等は、それぞれの校区で計上））。

③ 家庭教育支援に関する個別相談業務の平成26年度の実施有無、相談業務の方法をお答えください。

	①小学校区名 (全ての小学校区を記入 都道府県は該当のみ)	②学習機会の提供の 実施回数 (数字を記入)		③個別相談業務の実施状況	
		平成26年度計 ※複数校区で開催 した講座等も、それ ぞれの校区で計上	※うち、当該 小学校区 単独で実 施した回 数	実施の有無 (番号を記入)	相談業務の方法 (あてはまる番号を全て記入)
	※1小学校区につき1行にま とめてください。			1. 小学校区ごとに実施 2. 複数小学校区を まとめて実施 3. 実施していない	1. 電話相談 2. 面接相談 3. 戸別訪問 4. その他 ()
1		回	(回)		
2		回	(回)		
3		回	(回)		
4		回	(回)		
5		回	(回)		
6		回	(回)		
7		回	(回)		
8		回	(回)		
9		回	(回)		
10		回	(回)		
11		回	(回)		
12		回	(回)		
13		回	(回)		
14		回	(回)		
15		回	(回)		
16		回	(回)		

※連続講座など複数コマにわたる講座は、各コマをそれぞれ1回として数えて下さい。

※複数の小学校区を対象としている場合は、該当する小学校区全てについて記載してください。

(例) 貴自治体が3つの小学校区の保護者を対象として学習機会の提供を1回行った場合には、当該3つの小学校区のそれぞれについて1回として数えて下さい。

※幼稚園、保育園等で実施している場合、その所在地の小学校区について記載してください。

※左ページで回答欄が足りない場合は、こちらのページもお使いください。

③家庭教育支援に関する個別相談業務の平成26年度の実施有無、相談業務の方法をお答えください。

	①小学校区名 (全ての小学校区を記入 都道府県は該当のみ)	②学習機会の提供の 実施回数 (数字を記入)		③個別相談業務の実施状況	
		平成26年度計 ※複数校区で開催 した講座等も、それ ぞれの校区で計上	※うち、当該 小学校区 単独で実 施した回 数	実施の有無 (番号を記入)	相談業務の方法 (あてはまる番号を全て記入)
	※1小学校区につき1行にま とめてください。			1. 小学校区ごとに実施 2. 複数小学校区を まとめて実施 3. 実施していない	1. 電話相談 2. 面接相談 3. 戸別訪問 4. その他()
17		回 (回)			
18		回 (回)			
19		回 (回)			
20		回 (回)			
21		回 (回)			
22		回 (回)			
23		回 (回)			
24		回 (回)			
25		回 (回)			
26		回 (回)			
27		回 (回)			
28		回 (回)			
29		回 (回)			
30		回 (回)			
31		回 (回)			
32		回 (回)			
33		回 (回)			
34		回 (回)			
35		回 (回)			
36		回 (回)			
37		回 (回)			
38		回 (回)			
39		回 (回)			
40		回 (回)			

※回答欄が足りない場合は、用紙をコピー頂くか、データでの作成をお願いします。

ファイルは、<http://www.libertas.co.jp/katei/> からダウンロードをお願いします。

V 家庭教育支援チームの取組についてお答えください。(平成 27 年 11 月末時点の状況をお答え下さい。)

【問 7】 貴自治体に家庭教育支援チームはありますか。

1. ある
2. ない ⇒ チーム設置を検討していますか？(1. 検討している 2. 検討していない)

※「2. ない」と回答した方は、問 10 までお進みください。

(問 8 は、問 7 で「1. ある」とご回答した方が、ご回答下さい)

【問 8】 貴自治体では家庭教育支援チームへの支援を行っていますか。(○は 1 つ)

1. 行っている ⇒ 問 9 をお答えください。 2. 行っていない ⇒ 問 10 をお答えください。

(問 9 は、問 8 で「1. 行っている」とご回答した方が、ご回答下さい)

【問 9】 家庭教育支援チームへどのような支援を行っていますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 財政的支援(人件費) 4. 物品(什器や文房具等活動に必要となるもの)
2. 財政的支援(事務費) 5. その他()
3. 人材の確保

⇒回答後は、問 11 までお進みください。

(問 10 は、問 7 で「2. ない」とご回答した方、及び、問 8 で「2. 行っていない」とご回答した方が、ご回答下さい)

【問 10】 家庭教育支援チームの設置や支援を行っていない理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 予算の確保が困難 4. チームの人材不足
2. 自治体の担当課員の不足 5. 活動場所(拠点)不足
3. チームを組織化する知見・ノウハウがない 6. その他(下記に理由をお書きください。)

※【6. その他】を選択された場合、理由を記述してください。

VI 訪問型家庭教育支援の取組についてお答えください。(平成 27 年 11 月末時点の状況をお答え下さい。)

(全員が、ご回答下さい)

【問 11】 貴自治体において訪問型家庭教育支援を行っていますか。

1. 行っている ⇒ 問 12 へ
2. 行っていない ⇒ 行うことを検討していますか？(下記を選択してください。)
(1. 検討している ⇒ P7 問 17 へ 2. 検討していない ⇒ P6 問 16 へ)

(問 12~15 は、問 11 で「1. 行っている」とご回答した方が、ご回答下さい)

【問 12】 貴自治体の訪問型家庭教育支援の活動単位をお答えください。家庭教育支援チームで行っていますか、家庭教育支援員等の個人単位で行っていますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 家庭教育支援チーム 2. 個人単位 3. その他()

【問 13】 貴自治体の訪問型家庭教育支援の支援対象をお答えください。(あてはまるもの全てに○)

1. 乳児の子供を持つ保護者 4. 中学生の子供を持つ保護者
2. 幼児の子供を持つ保護者 5. 高校生以上の子供を持つ保護者
3. 小学生の子供を持つ保護者 6. その他()

【問 14】 貴自治体の訪問型家庭教育支援の活動で、成果として感じていることは何ですか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 子育ての悩みや不安の解消 | 4. 教育・福祉が連携した支援体制構築の促進 |
| 2. 不登校等の学校課題の予防・軽減 | 5. その他（下記に内容をお書きください。） |
| 3. 児童虐待等の発生予防 | |

※【5. その他】を選択された場合、理由を記述してください。

【問 15】 訪問型家庭教育支援の課題として感じていることは何ですか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. 人材の確保・養成 | 6. 関係機関間の情報共有の仕組みづくり |
| 2. 予算の継続的な確保 | 7. 個人情報の取扱い |
| 3. 学校との連携 | 8. 支援手法のマニュアル化 |
| 4. 保健福祉部局との連携 | 9. その他（下記に内容をお書きください。） |
| 5. 保護者との信頼関係の構築 | |

※【9. その他】を選択された場合、理由を記述してください。

⇒回答後は、次頁問 17 までお進みください。

（問 16 は、問 11 で「2. 行っていない」かつ「2. 検討していない」とご回答した方が、ご回答下さい）

【問 16】 訪問型家庭教育支援を実施も検討もしていない理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 人材の確保が困難 | |
| 2. 予算の確保が困難 | |
| 3. 他の支援で対応できている（施策名： _____） | |
| 4. 家庭への訪問による相談対応の方法が分からないため | |
| 5. 訪問者（チーム員、家庭教育支援員等）への負担が大きいため | |
| 6. 家庭へ入ることに対して抵抗感があるため | |
| 7. 家庭への訪問をする必要性を感じないため | |
| 8. その他（下記に内容をお書きください。） | |

※【8. その他】を選択された場合、理由を記述してください。

(以下、全員が、ご回答下さい)

Ⅶ 家庭教育支援に関する展開方針や課題についてお答えください。

【問 17】 貴自治体が家庭教育支援施策を展開するにあたり、特に課題だと感じていることについてお答えください。

(〇は 3 つまで)

1. 支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材が不足している
2. 支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材が不足している
3. 学校との連携・協力体制がない／不十分である
4. 保健・福祉部局等との連携・協力体制がない／不十分である
5. 外部の関係機関・団体等との連携・協力体制がない／不十分である
6. 保健師、臨床心理士といった専門的人材の活用や連携がない／不十分である
7. 保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所が不足している
8. 養成した人材の活動の機会や場所が不足している
9. 実施している家庭教育支援事業などが学校や地域住民に十分に知られていない
10. 家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない
11. 働く親への効果的な取組がない
12. 家庭教育支援の予算が少ない
13. 担当課員の不足等
14. その他 ()

【問 18】 家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親へはどのような支援が効果的だと考えますか。(自由記述)

【問 19】 貴自治体が実施した家庭教育支援施策で、特に効果があったと感じる取組がありましたら、最大3つお答えください。(番号記入)

1. 支援に携わるボランティア・子育てサポーター等の人材の充実
2. 支援を担う地域の中核的人材、サポーターリーダー、コーディネーター等の人材の充実
3. 学校との連携・協力体制の構築・強化
4. 保健・福祉部局等との連携・協力体制の構築・強化
5. 外部の関係機関・団体等との連携・協力体制の構築・強化
6. 保健師、臨床心理士といった専門的人材の活用や連携の構築・強化
7. 保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所の充実
8. 養成した人材の活動の機会や場所の充実
9. 実施している家庭教育支援事業などの学校や地域住民への広報・認知度向上施策
10. 家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への取組
11. 働く親への取組
12. 家庭教育支援の予算の拡充
13. 担当課員の充実
14. その他 ()

取組内容 (番号を記入)	効果がかったと感じる取組 (自由記述)

【問 20】 家庭教育支援を行う中で、貴部署と連携している組織・人材をお選びください。(あてはまるもの全てに○)

1. 行政の保健・福祉部局
2. 児童館、学童保育、保健所、保健センター等の保健・福祉関係機関、関係者
3. 児童相談所、要保護児童対策地域協議会
4. 民生委員・児童委員、主任児童委員
5. 保育園・こども園 (保育士等)
6. 幼稚園 (幼稚園教諭等)
7. 学校 (校長、教頭、担任、養護教諭等教職員等)
8. 学校の外部専門的人材 (スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等)
9. 学校支援関係の地域人材 (学校支援地域本部や放課後子供教室のコーディネーター、スクールガードリーダー等)
10. PTA
11. 町内会・自治会等
12. 公民館、図書館等の社会教育施設 (社会教育関係者、読み聞かせボランティア等)
13. 子育て支援サークル・NPO 等民間団体
14. 大学、大学生のボランティア
15. 企業、商工会
16. その他 ()

【問 21】 貴自治体においては、家庭教育支援に関してどのようなニーズがあると感じていますか（議会や住民などから要望がある場合、どのような内容のものが多くかについても、合わせてお答え下さい）。（自由記述）

--

【問 22】 貴自治体においては、家庭教育支援に関して、今後、どのような取組を強化していくべきとお考えですか。（自由記述）

--

【問 23】 その他、文部科学省の家庭教育支援施策についてのご意見・ご要望等がございましたら記入してください。（自由記述）

--

〔連絡先〕 ご回答をとりまとめたいただいた方の連絡先をご記入ください。

所在地	〒		
ご所属部署名			
ご回答者氏名		ご役職	
電話番号			
メールアドレス			

ご協力いただきありがとうございました。

